

小山市都市と緑のマスタープラン

【全体構想】



令和6(2024)年3月



「田園環境都市おやま」のまちづくり

小山市は、農業、商工業のバランスが良く、東西南北の交通の要衝にあり、市街地の周辺に農地や平地林の田園環境が広がっており、市内中心部を流れる思川は、ラムサール条約湿地「渡良瀬遊水地」に繋がるすばらしい環境を有しています。渡良瀬遊水地は、絶滅危惧種を含む貴重な動植物が生息する雄大な自然の宝庫であり、近年では遊水地内に生息する国の特別天然記念物「コウノトリ」のペアからひなも誕生しています。このように、小山市の魅力は、コウノトリによって選ばれた素晴らしい自然に囲まれて、ゆとりある生活を送ることができる首都圏でも有数の田園環境都市であると考えています。

「田園環境都市おやま」のまちづくりは、この素晴らしい環境を将来にわたって維持向上させ、市民一人ひとりが真の豊かさを実感し自己実現を目指すことのできる、単に市街地整備や農地・緑地の保全等の特定の事業だけを行うのではない、SDGs の実践と一体化し、17 の目標をはじめあらゆる分野の政策の体系化と統合が必要とされるまちづくりなのです。

そして、「田園環境都市おやま」のまちづくりによって、市民が実感する真の豊かさとは、私たちの毎日の暮らしの中で本当に「大切なもの」を見つけ出し、それを守りながら生き生きと暮らし、確実に未来に繋げていくことの中にこそ、あるのではないのでしょうか。

私たちにとって本当に「大切なもの」を見つけ出すために、私たちは日々暮らしている小山市の成り立ち、風土、自然、文化、伝統というものを改めて学び直し、そして、希薄になってしまった地域コミュニティを再構築していかなければなりません。まちづくりとは、そこに生活する人々が自分たちの営みを常に見つめ直し、生涯を通して学んで行こうとする姿勢によって支えられるのです。

また、小山市全体の「田園環境都市おやま」のまちづくりを進める上で、その基礎となるのは地域ごとに行われているまちづくりの取り組みです。自分たちの住む地域に対する徹底したこだわりで結実します。私たちがどれだけ深く自分たちが生活する場所（＝地域）を良くすることにこだわり関われるのか、そしてその中で私たちにとって本当に大切なものを見つけ出すことができるのか、それによってまちづくりの成否は分かれてしまうでしょう。

「田園環境都市おやま」のまちづくりは、このまちを何とか良いまちにして将来世代に確実に繋いでいきたいという思いを抱きながら地域に根差して日々生活している市民によって担われる、市民のためのまちづくりなのです。

小山市長 浅野 正富



目次

第1章 都市と緑のマスタープランの概要	1
1-1 マスタープランの改訂の背景と目的	1
1-2 マスタープランの位置付け	2
1-3 マスタープラン改訂にあたっての視点（風土性調査の実施）	4
1-4 マスタープラン改訂のための体制整備等	5
1-5 マスタープランの計画の期間	5
1-6 マスタープランの構成	6
1-7 上位計画・関連計画	8
 第2章 小山市の過去から現在	12
2-1 小山市を形作ってきたもの	12
(1) 地域特性	12
(2) 小山市の風土性	13
(3) 人口の推移	17
(4) 土地利用の変遷	19
(5) 道路・交通体系	23
(6) 防災	27
(7) みどり	28
2-2 小山市の都市づくりのレビュー（抜粋）	33
(1) 都市計画マスタープランの検証	33
(2) 緑の基本計画の検証	38
2-3 社会情勢の変化	41
2-4 都市づくりに対する市民の意向	46
(1) 市民意向調査	46
(2) 市民懇談会	54
2-5 今後の都市づくりの課題	57
 第3章 小山市の都市づくりビジョン	58
3-1 都市づくりの理念・目標	58
(1) 都市づくりにあたっての視点	58
(2) 都市づくりの理念	62
(3) 都市づくりの基本目標	63
3-2 将来都市像	65
(1) 将来都市構造	65
(2) 将来目標人口	69
3-3 計画の体系	70

第4章 市民参画・協働	71
4-1 市民参画・協働	71
(1) 市民・教育機関・事業者・行政の協働	71
(2) まちづくりにおける行政の役割	73
4-2 協働のまちづくり	75
(1) 地区まちづくり活動	75
(2) 地区まちづくり活動の今後の方針	80
(3) 小山駅周辺地区まちづくりプランに関する取組み	82
4-3 公共空間・遊休不動産の活用	84
第5章 都市	87
5-1 土地利用	87
(1) 土地利用の基本方針	87
(2) 住宅系土地利用	88
(3) 商業・業務地系土地利用	89
(4) 工業系土地利用	91
(5) 田園・自然系土地利用	92
5-2 交通・道路体系	96
(1) 交通・道路体系の基本方針	96
(2) ウォーカブルシティの整備	97
(3) 公共交通体系の整備	99
(4) 道路交通体系の整備	102
5-3 防災	107
(1) 防災の基本方針	107
(2) 都市の防災性向上	107
(3) 災害時の防災拠点・体制	110
5-4 都市と田園の景観形成	112
(1) 景観形成の基本方針	112
(2) 「都市環境」の景観形成	113
(3) 「田園環境」の景観形成	116
5-5 住環境	119
(1) 住環境の基本方針	119
(2) 公共公益施設	119
(3) 供給処理施設等	121

第6章 みどり	124
6－1 みどりの確保目標	124
(1) 緑地の確保目標	124
(2) 都市公園として整備すべきみどりの目標	126
6－2 みどりの保全および緑化の推進のための施策	127
(1) 施設緑地の整備・活用・管理方針.....	127
(2) 地域制緑地の保全・活用方針	130
(3) 施設緑地の緑化の推進	131
(4) 地域制緑地によるみどり空間の保全・活用	132
(5) 緑化の推進に向けた体制強化	134
6－3 みどりの配置方針	135
(1) みどりのネットワークの形成	135
(2) みどりの配置方針（機能別および総合的な配置方針）	140
 資料編.....	147
小山市都市整備委員会条例.....	147
小山市みどりのまちづくり条例（抜粋）.....	149
小山市都市整備委員会・小山市緑化審議会 開催状況	151
小山市都市と緑のマスタープラン庁内検討委員会 開催状況	151
現行計画の検証	152
用語解説	163

第1章 都市と緑のマスタープランの概要

1-1 マスタープランの改訂の背景と目的

本市では、平成17（2005）年に策定した「小山市都市計画マスタープラン」を長期的な都市計画の基本方針とし、市民生活のニーズを念頭におきながら、まちづくりと市民との関わり方や都市の将来像およびその実現に向けた都市基盤の整備の方向性等について定めていました。また緑の将来像については、平成18（2006）年に策定した「小山市緑の基本計画」において、本市の将来のあるべき姿を示し、その実現に向けた様々な施策事業を進めてきました。

一方、近年においては少子高齢・人口減少社会の進行や、道路・橋梁等の社会資本の老朽化、世界規模での気候変動も深刻化しており、その影響として激甚化・頻発化する自然災害、環境・エネルギー問題の深刻化等、本市は厳しい社会情勢の中に置かれています。

また、多様化する市民の価値観やニーズを的確に捉えるとともに、上記の社会的な課題を乗り越えていくため、「Society5.0」、「国土強靱化」、「新しい生活様式の定着」等の新たな視点を踏まえながら、「SDGs（持続可能な開発目標）」に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

このような中、都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続的に発展させるため、ともに改訂時期を迎えている「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」を一本化し、都市とみどりを一体的に捉えた「小山市都市と緑のマスタープラン」（以下、「本計画」）を策定しました。

なお、検討にあたっては、小山市の風土性（風土の成因とそれらの関係。風土の成り立ち）を対象とした「風土性調査」を実施し、風土性に根差した都市づくりの視点を本計画に反映させました。

1 - 2 マスタープランの位置付け

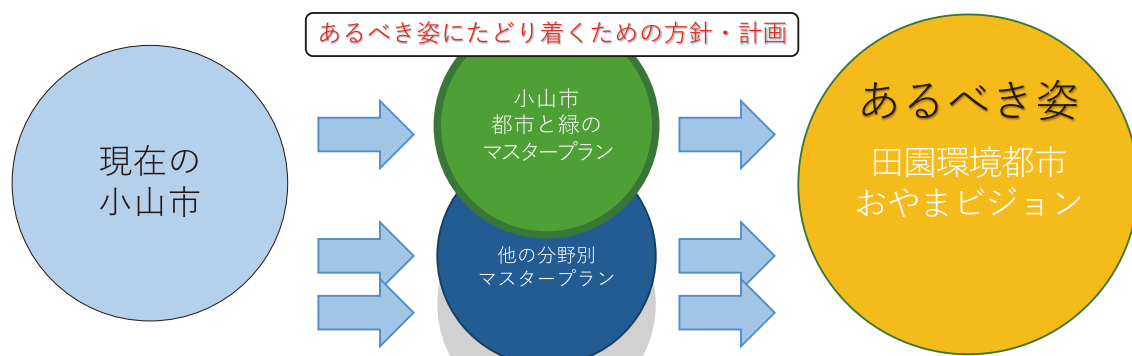
今日まで受け継がれてきた自然・田園環境は、市民の生活とは切り離せない存在となっており、それらは都市計画の大変重要な要素のひとつとなっています。しかし従来の都市計画マスタープランは、道路等の都市施設の配置や整備に力点が置かれ、みどりに関しては別途「緑の基本計画」等で詳細に計画するという考え方が主流でした。しかし近年のSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの実現といった時代潮流を踏まえ、都市とみどりを切り離してまちづくりを考えていくよりも、一体的に捉えることが持続可能性や自然環境への配慮のために合理的だと考えられます。

本計画は従来の都市づくりの考え方から、「緑の中に都市がある」という考え方へと都市行政の発想の転換を図るとともに、従来の都市計画マスタープランの骨格を有しながらも、みどりをより一層掘り下げて、緑の基本計画と一体的に検討し、将来のあるべき都市とみどりの姿を示すものです。

また本市では、市制100周年（令和36（2054）年）に向け、本市のあるべき姿を示すため、「田園環境都市おやまビジョン（以下、「ビジョン」）」について、令和4（2022）年度から検討を始め、令和6（2024）年度中の策定を予定しています。ビジョンの策定にあたっては多くの市民との議論を重ねて検討されており、ビジョンと本計画の策定作業期間が重なっていることから、ビジョンの検討の中で得られた意見も本計画に反映することで、整合性をより高めた計画とすることに努めました。ビジョンの目標年次である令和36（2054）年に対して、本計画は中間的な時期である令和22（2040）年を目標年次として都市と緑の将来像を描いています。

都市と緑のマスタープランの位置付け

田園環境都市おやまビジョン → 小山市の2054年（30年後）のあるべき姿 **【R6年度策定予定】**
都市と緑のマスタープラン → 小山市の都市と緑に関する2040年（16年後）のあるべき姿とそれにたどり着くための方針・計画
緑地については、具体的な数値目標を掲げる（緑の基本計画）



都市計画マスタープランと緑の基本計画はそれぞれ下記のとおり法律に基づく法定計画となっており、本計画策定後は本計画で定めた目標や方針に従って事業や施策を実施していくことになります。

【都市計画マスタープラン】

都道府県が定める都市計画区域マスタープランおよび市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即し、市町村が都市計画の基本を定めるものです。

都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方針を示した「全体構想」と、各地域の位置付け等を踏まえて策定する「地域別構想」から成り、本計画は「全体構想」を定めるものです。

(都市計画法 第18条の2)

【緑の基本計画】

緑地の保全や緑化の推進に関して、市町村がその将来像、目標、施策等を定める基本計画です。これにより、緑地の保全および緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

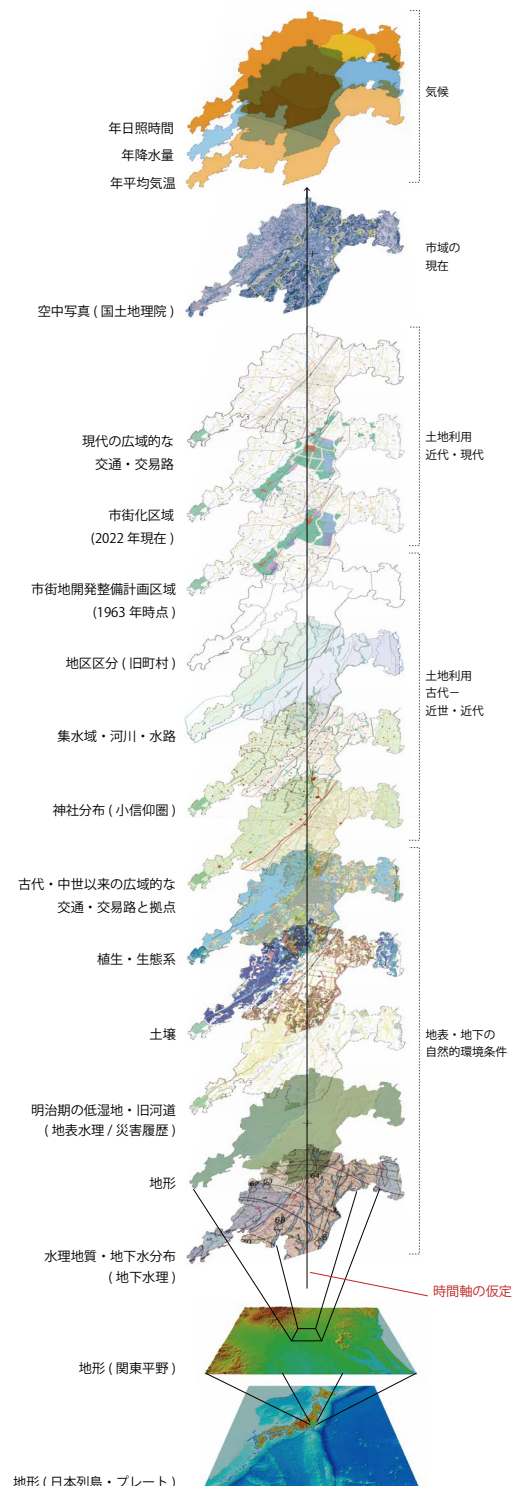
(都市緑地法 第4条)

1 - 3 マスタープラン改訂にあたっての視点（風土性調査の実施）

都市環境と田園環境が調和した本市の現況に、気候変動への対応や SDGs の実践として低炭素化、生物多様性の保全、流域治水、グリーンインフラ等に関する施策を落とし込むためには、市域の環境がこれまでにどのように形作られ、どのような成り立ちを持つのかを知ることが必要です。そのような自然と社会の成り立ちを一体的に調べるため、「風土性調査」を導入しました。

風土とは、地域の自然に人が暮らしや生業を通して働きかけることで形作られる、人々が生きる環境のことです。自然から社会、文化まで幅広く、風土の成り立ちを調べ、それら風土の要素を分析し、要素間の関係を調べた結果を総合・統合することで、風土の成り立ちを読み解くことができます。こうして浮かび上がってきた地域の実像は、市民にとって市域を見つめ直す契機となります。

このため、本市のこれからを持続可能なものとするため、風土性調査によって得られた視点に基いて本計画を策定しました。



1 - 4 マスタープラン改訂のための体制整備等

● 小山市都市整備委員会と小山市緑化審議会の開催

都市計画マスタープランの検討を行う「小山市都市整備委員会」と緑の基本計画の検討を行う「小山市緑化審議会」を合同開催し、都市と緑を一体的に捉えた網羅的な計画となるよう努めました。

委員会・審議会については、学識経験者やまちづくりや緑の保全に係る団体等の役員や活動を行う市民などを委員として、専門的な検討を重ねました。

● 小山市都市と緑のマスタープラン庁内検討委員会の開催

市長、副市長、教育長、消防長、各部課長を構成員とする検討委員会を設置し、本市における都市づくりの方向性について検討を行いました。

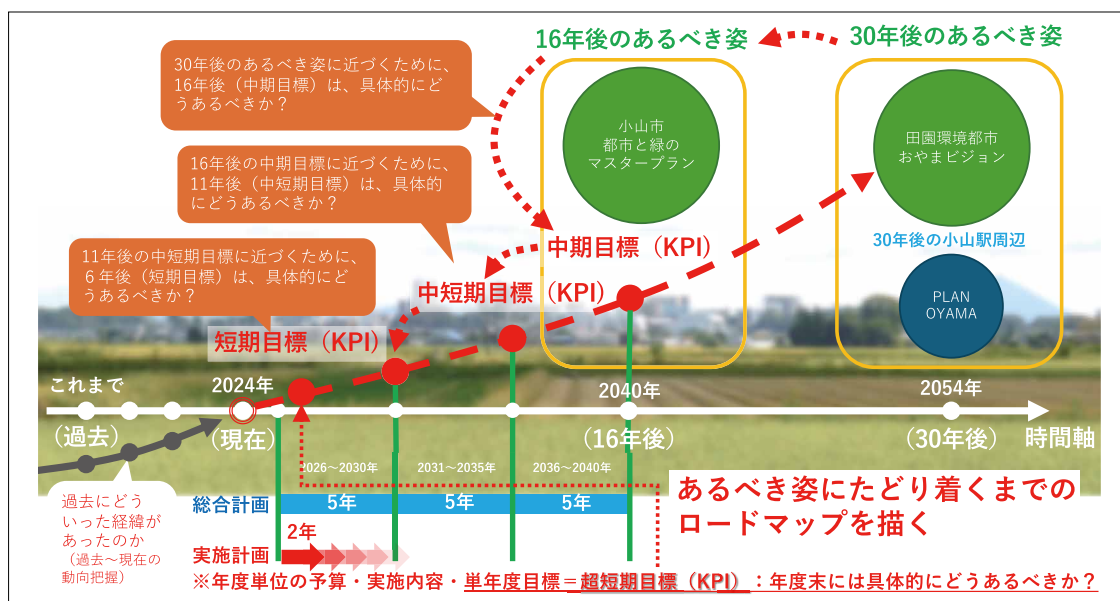
● 市民意見の反映のための取組み等

計画を改訂するにあたり、市民アンケートの実施や市民懇談会の開催を行い、市民意見の反映を行いました。

1 - 5 マスタープランの計画の期間

都市づくりにあたっては、中長期的なビジョンと継続的な取組みが必要となるため、令和6（2024）年度から令和22（2040）年度までを本計画の期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会潮流や環境の変化や上位計画の見直し、国や栃木県等の広域的な事業の進展等に伴い、必要に応じて適宜見直すこととします。



1 - 6 マスタープランの構成

「第1章 都市と緑のマスタープランの概要」では、本計画の策定の背景や目的、位置付け、改訂にあたっての視点等を記載しています。

「第2章 小山市の過去から現在」では、本市の概況や市民アンケート、懇談会から見える本市の強みや今後のまちづくりの課題等を整理しました。

「第3章 小山市の都市づくりビジョン」では、風土性調査により導き出された基本的な5つの視点から、これからの都市づくりに必要な視点を整理し、都市づくりの理念、基本目標、将来都市像を整理しました。

「第4章 市民参画・協働」では、市民・教育機関・事業者・行政がそれぞれの責任と役割分担のもと、パートナーシップによるまちづくりの方針について定めます。

「第5章 都市」では、都市計画マスタープランに記載すべき内容として、分野別（土地利用、交通・道路体系、防災、景観形成、住環境）に市全体の都市づくりの方針について定めています。

「第6章 みどり」では、緑の基本計画に記載すべき内容として、都市環境と田園環境が調和した現況を将来につないでいくため、都市とみどりを一体的に捉え、より具体的なみどりの確保目標や、みどりの保全および緑化の推進のための施策、みどりの配置方針について定めています。

なお、都市計画マスタープランは、市全体のまちづくりの方針を示した「全体構想」と、各地域の位置付け等を踏まえて策定する「地域別構想」から構成されます。本計画は都市計画マスタープランにおける「全体構想」を定めるもので、「地域別構想」については本市における上位計画や関連計画等の検討状況、小山市地区まちづくり条例に基づく「地区まちづくり構想」の内容を踏まえ、順次策定を行います。

都市と緑のマスタープランの構成

全 体 構 想

第1章 都市と緑のマスタープランの概要

- 1-1 マスタープランの改訂の背景と目的
- 1-2 マスタープランの位置付け
- 1-3 マスタープラン改訂にあたっての視点（風土性調査の実施）
- 1-4 マスタープラン改訂のための体制整備等
- 1-5 マスタープランの計画の期間
- 1-6 マスタープランの構成
- 1-7 上位計画・関連計画

第2章 小山市の過去から現在

- 2-1 小山市を形作ってきたもの
- 2-2 小山市の都市づくりのレビュー（前回計画の検証）
- 2-3 社会情勢の変化
- 2-4 都市づくりに対する市民の意向
- 2-5 今後の都市づくりの課題

第3章 小山市の都市づくりビジョン

- 3-1 都市づくりの理念・目標
- 3-2 将来都市像
- 3-3 計画の体系

第4章 市民参画・協働

- 4-1 市民参画・協働
- 4-2 協働のまちづくり
- 4-3 公共空間・
遊休不動産の
活用

第5章 都市 (都市計画マスタープラン)

- 5-1 土地利用
- 5-2 交通・道路体系
- 5-3 防災
- 5-4 都市と田園の
景観形成
- 5-5 住環境

第6章 みどり (緑の基本計画)

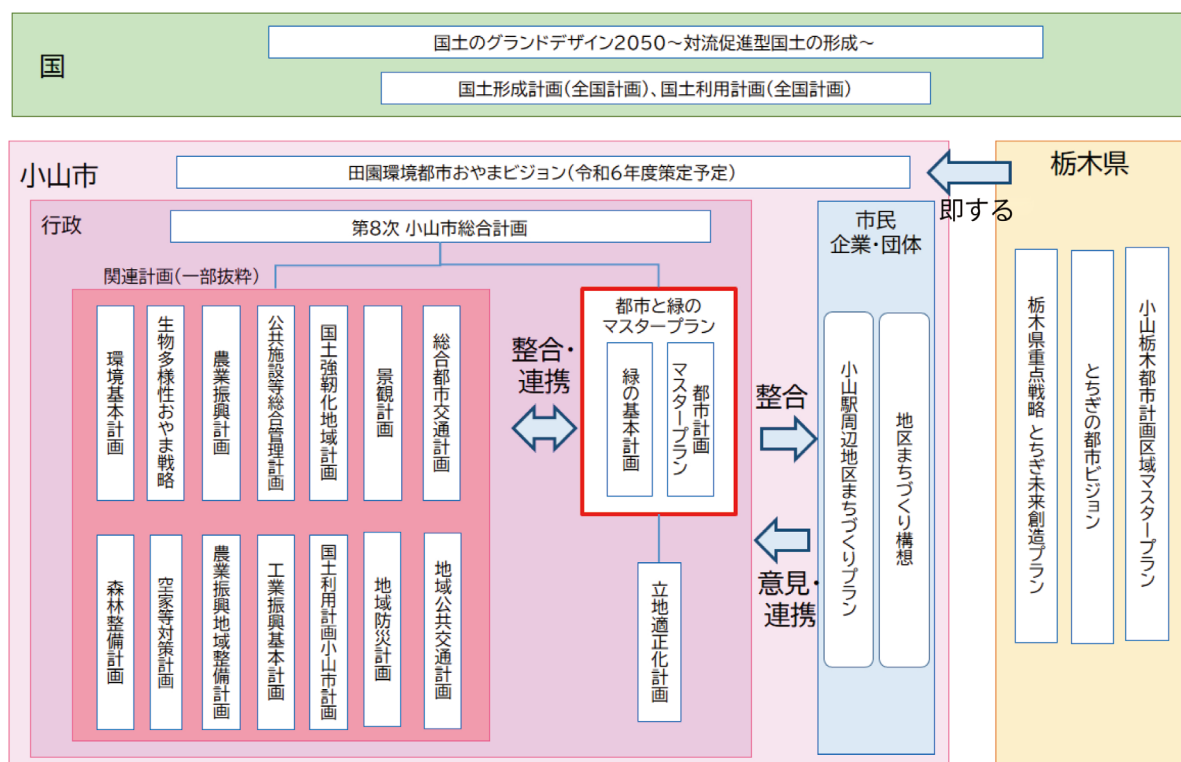
- 6-1 みどりの確保目標
- 6-2 みどりの保全
および緑化の
推進のための
施策
- 6-3 みどりの配置方針

地 域 別 構 想（今後策定予定）

1 - 7 上位計画・関連計画

「都市と緑のマスタープラン」は「田園環境都市おやまビジョン」および「小山市総合計画」を上位計画とし、交通、景観、歴史・文化、自然環境、生物多様性、防災等の関連する内容を定めた諸計画との整合を図りつつ、国や県の計画・方針等に即して策定するものです。

また策定にあたっては「小山駅周辺まちづくりプラン（PLAN OYAMA）」や「地区まちづくり構想」などの市民や団体等の策定する計画と整合・連携するものとします。



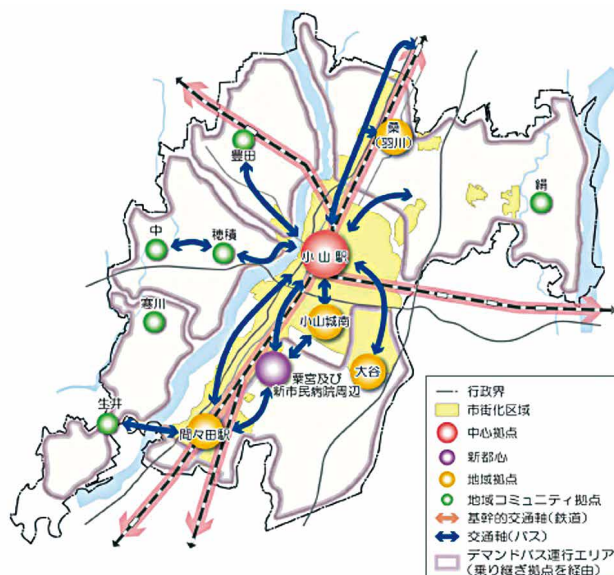
●他の分野別計画との関連性

【都市分野の計画との関連性】

本市では、立地適正化計画や空家等対策計画等の都市分野の計画において、中心市街地である小山駅周辺については求心力を高める都市機能の誘導とまちなか居住を推進するとともに、安心・安全な暮らしと良好な地域環境を守り維持するため、管理不全な空き家の防止・解消と合わせ、空き家の流通・活用促進等を実施しています。

また、景観計画においては小山らしい景観の基盤である自然と歴史・文化を保全・継承するとともに、自然の豊かさが享受できるこちよい市街地の形成を目指しています。

本計画においても、都市分野の各計画と連携し、住みたい、住み続けたいと思われるまちの実現に向け、各種取り組みを実施します。



目指すべき都市の骨格構造（立地適正化計画）

➡ 主な関連項目
第5章 都市

【交通分野の計画との関連性】

本市では、地域公共交通計画や総合都市交通計画において、マイカーなしでも公共交通、徒歩、自転車等で便利に移動でき、中心部と郊外部が公共交通ネットワークにより結ばれた、コンパクト・プラス・ネットワークのまちの実現を目指しています。

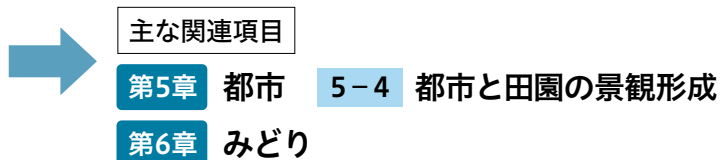
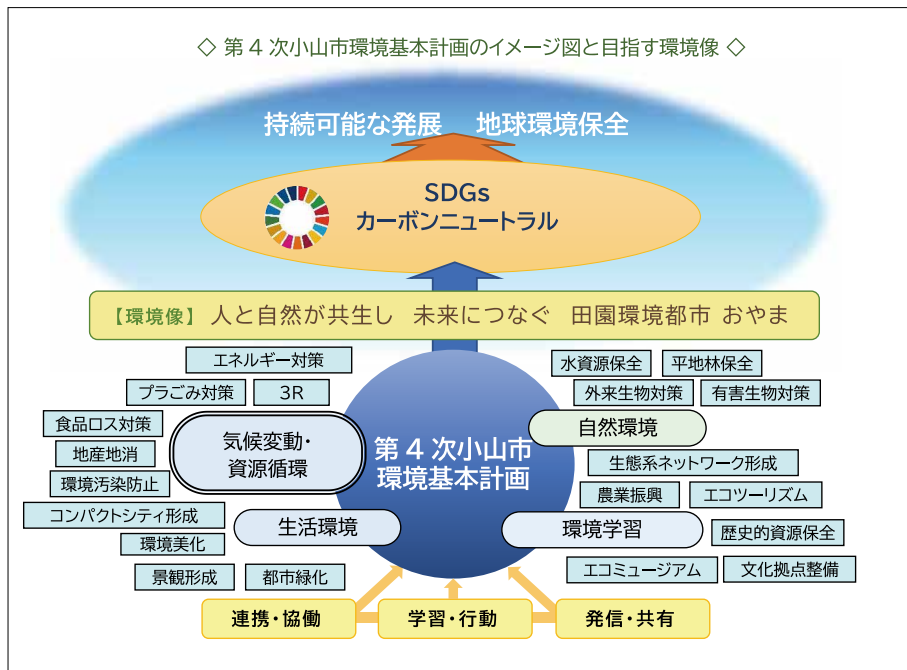
本計画においても、交通分野の各計画と連携し、誰もが移動しやすいまちの実現に向け、各種取り組みを実施します。

➡ 主な関連項目
第5章 都市 5-2 交通・道路体系

【環境分野の計画との関連性】

本市では環境基本計画、生物多様性おやま戦略、森林整備計画等の環境分野の計画を定め、健全で恵み豊かな自然環境の保全と経済・社会の持続可能な発展を含めた環境政策を実施しています。

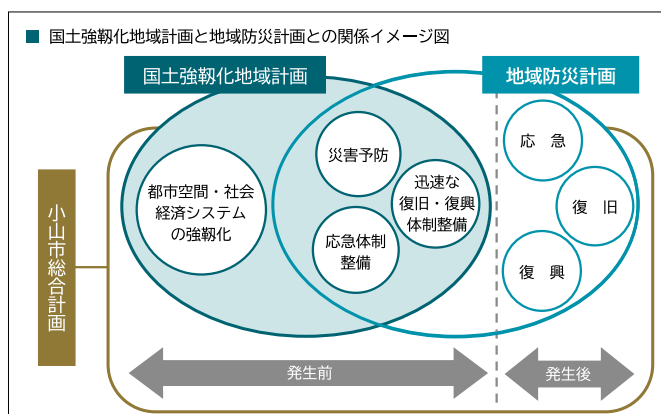
本計画においても、環境分野の各計画と整合を図り、人と自然が共生し、「田園環境都市おやま」を未来につなぐための都市づくりを推進します。特に緑の基本計画については関連が深いため、連携・協力して取組みを実施します。



【防災分野の計画との関連性】

本市では国土強靱化計画や地域防災計画において「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」について定め、大規模な災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安心・安全な地域づくりを推進しています。

本計画においても、防災分野の各計画と整合を図り、災害に強い防災・減災に資する都市づくりを推進します。



【農業分野の計画との関連性】

本市では農業振興計画や地産地消・食育推進計画、有機農業実施計画等の農業分野の計画に基づき、基幹産業である農業の持続的な発展のための取組みや、地域ぐるみでの有機農業の推進（オーガニックビレッジ）を進めています。

本計画においても自然や農業の持つ多面的機能を適切に評価し、農業分野の各計画との整合を図り、各種取組みを実施します。

伸ばそう！育もう！活かそう！紡ごう！ おいしさと豊かさを紡ぐ新時代の小山農業プラン



農業振興計画の基本目標と基本方針



主な関連項目

第6章 みどり

第2章 小山市の過去から現在

2-1 小山市を形作ってきたもの

(1) 地域特性

本市は栃木県南部に位置し、東京からは北に約60km、県都宇都宮市からは南に約30kmの距離にあります。地形は、関東平野のほぼ中央で大きな起伏はなく、市中央部には思川、東部に鬼怒川、西部に巴波川が流れています。

鉄道は、市を南北に縦断するJR宇都宮線と東北新幹線を軸に、東からJR水戸線、西からJR両毛線が小山駅で結節しています。道路は、国道4号と新4号国道、国道50号の広域幹線道路が市内を貫通しており、交通利便性が高いという特徴があります。

市街地の周辺には農地や平地林の田園環境が広がっており、ラムサール条約登録湿地である「渡良瀬遊水地」が位置しています。渡良瀬遊水地では平成28(2016)年に野田市で放鳥されたコウノトリが初めて飛来し、平成30(2018)年には人工巣塔を設置し、令和2(2020)年には野生のコウノトリの絶滅後、東日本で初めて野外繁殖が確認され、以降繁殖が続いています。

古代には都と地方を結ぶ幹線道路が各地で整備され、都から東北地方までを結んだ東山道が足利から那須へと通され、沿道に政治の中心となる国府(現栃木市)と国分寺・国分尼寺(現下野市)が置かれました。東北本線の鉄道敷設された位置は、地形や東山道等に関係して決められたものです。

宝木台地西縁には斜面林と思川があり、そして宝木台地東縁にも都市を縦貫する平地林を一部残存させた田園が広がっています。カーボンニュートラル、生物多様性、環境保全等の観点から平地林は重要なものですが、都市化の発展等による減少が課題となっています。



空から見た渡良瀬遊水地(市HP)



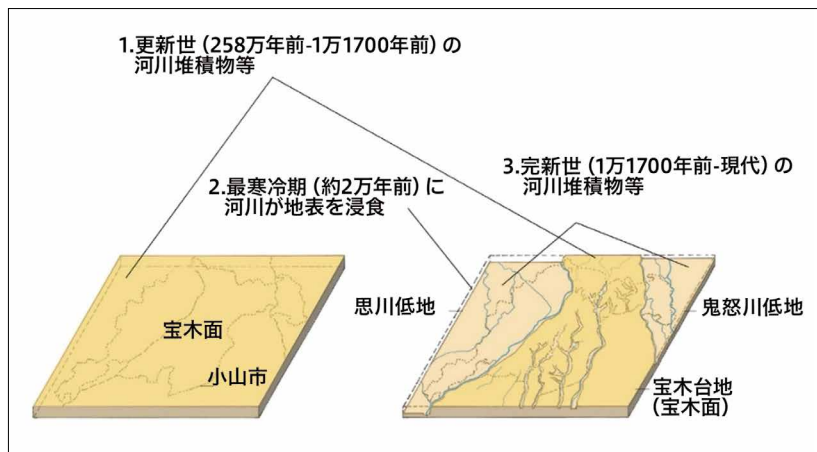
市の位置図(第8次小山市総合計画 令和3(2021)年)

(2) 小山市の風土性

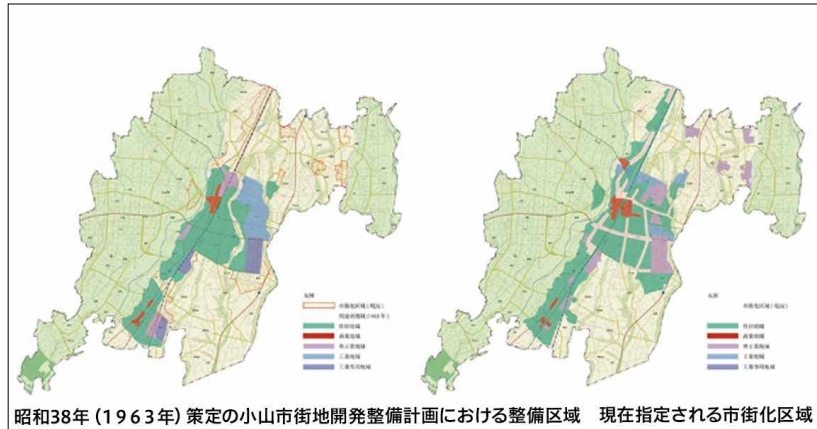
持続可能なみどりの都市づくりをめざすには、市域の環境がこれまでにどのように形作られ、どのような成り立ちを持つのか、またそこに暮らす人々がどのように関わってきたのかを知ることが重要です。そのために「風土性調査」を実施し、本市の自然的特徴と風土の成り立ちを調べました。

小山市の風土の概要

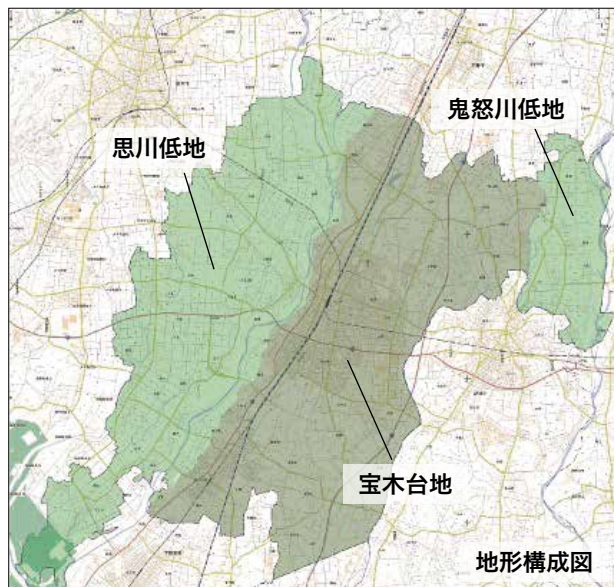
山々から川が運び下ろした土砂が厚く積もり、それをまた川が削り取って低地ができ、削り残されたところが台地になり、台地の上でも小さな川が浅い谷を刻んで、現在の本市の地形ができました。



この地形と台地の上にも下にも水が湧くことから、古代から人々が住み着き始め、近世(江戸時代)になると街道や宿場が整備され、郊外での農業がそれを支えてきました。



併せて河川交通が栄え、鉄道交通に置き換わり、さらに自動車交通に置き換わりながら、近代工業化が進められ、ここで働く人々が増えて市街化が進み、その中で人々の生活環境への要求を調整すべく努めながら都市計画が行われて、現在の本市の形に至っています。



本市の地形は、西側から思川低地、宝木台地、鬼怒川低地となっており、宝木台地には侵食谷（水が溜まりやすい）が見られます。



(上) 思川低地から見る宝木台地
(下) 思川と宝木台地

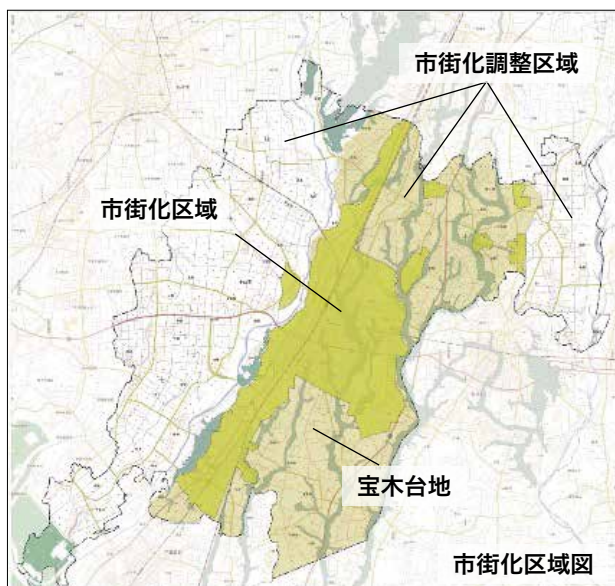


思川低地、鬼怒川低地では洪水の歴史があり、地形を活かしながら治水・減災の取り組みを行い、農業等の生業に活用してきました。



(上) 絹地区の水田と集落
(下) 大谷地区の畑作地帯

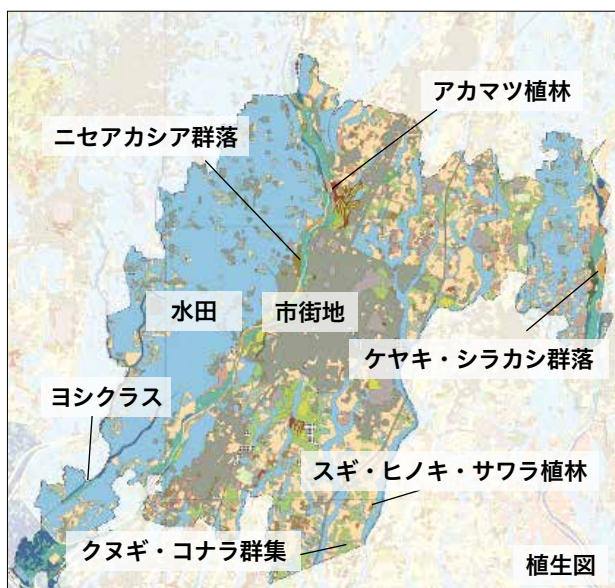




宝木台地は近代から発展してきました。都市と田園のバランスの良さ、交通の利便性、豊富な地下水等から、工業も盛んです。



(上) 御殿広場から見える中心市街地
(下) 中世の居館の土塁（神鳥谷）



平地林は、動植物の住処、温室効果ガス削減、雨水貯留、洪水防止、木材資源等の供給等、有益な効果を生み出しています。



(上) 防風林等の役割を持つ屋敷林
(下) 水害の防止の役割を持つ樹林



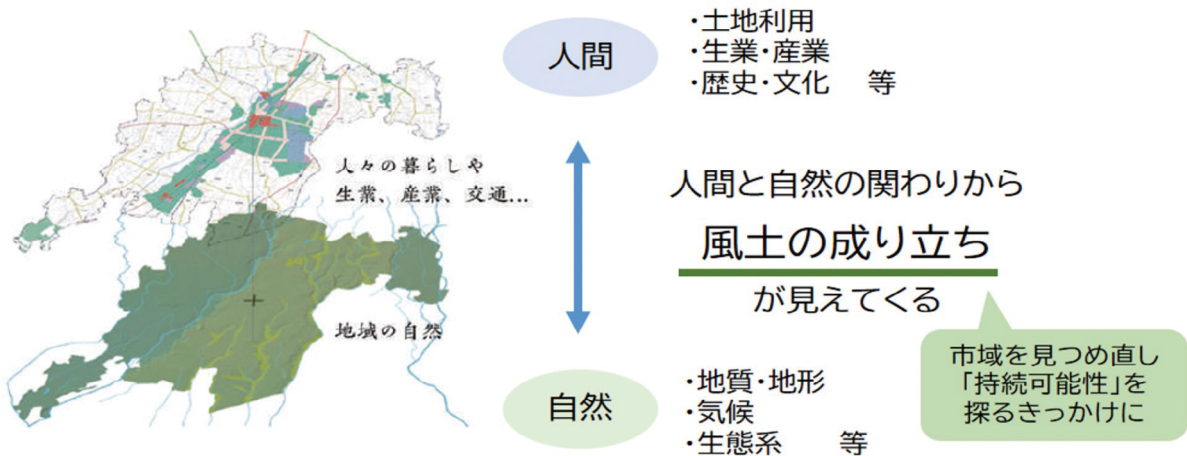
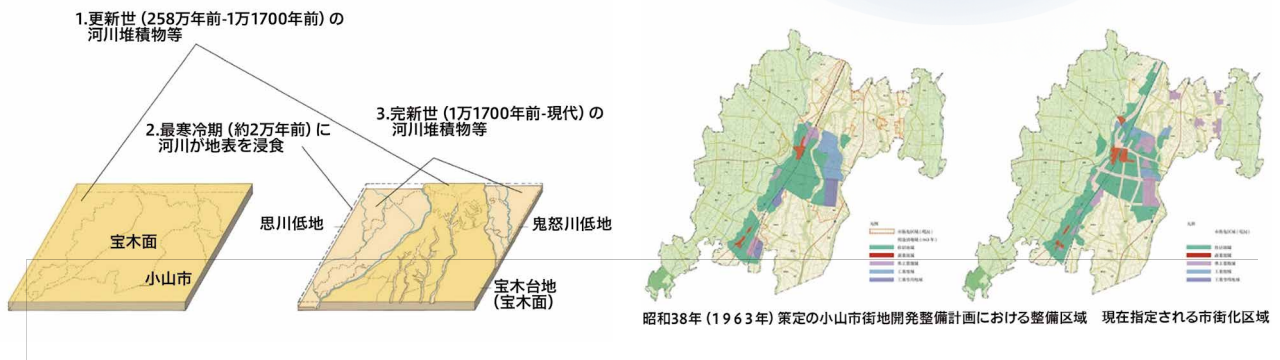
風土性調査から見える小山市の姿

小山市の自然

河川の浸食により
市の東西の低地
中心部の台地
が形作られる。

小山市の歴史

低地では農業
台地には街道や宿場
郊外での農業が
近代化を支えてきた



風土の成り立ちから見えてくるものは…

自然に人が支えられて 今のまちがある

ということ

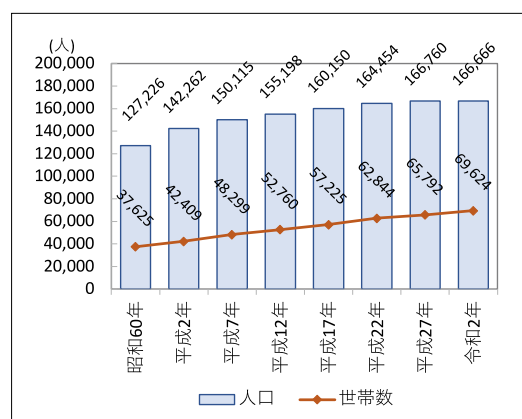
持続可能な土地利用
世界的な環境問題への地域的な対処

が重要

(3) 人口の推移

●総人口

本市の人口は166,666人(令和2(2020)年国勢調査)で、国勢調査による人口推移では、平成27(2015)年をピークに減少に転じています。

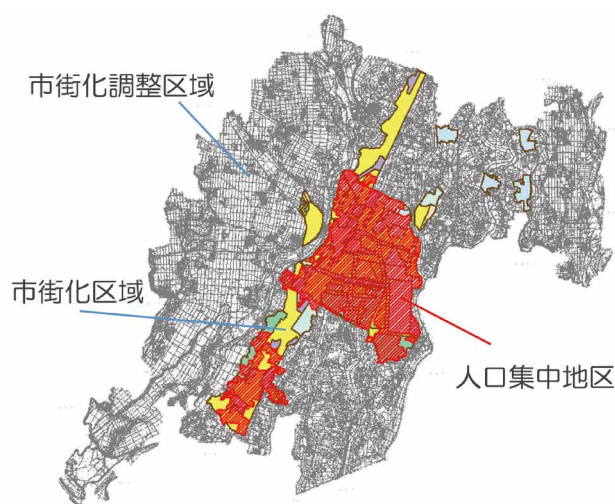


人口・世帯数の推移(国勢調査 令和2(2020)年)

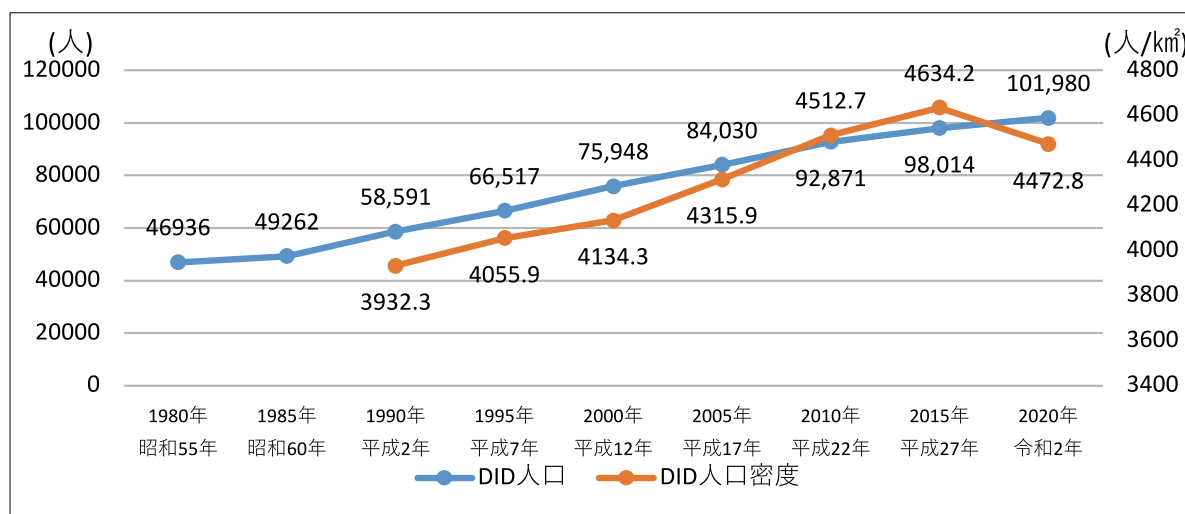
●人口集中地区(DID)

国勢調査による人口集中地区(DID)は、令和2(2020)年で22.80km²で、そこに住む人口は101,980人です。面積、人口ともに増加傾向にありますが、DID人口密度は令和2(2020)年で4,473人/km²と初めて減少しました。

また、市域の約13%の面積に約61%の人口が居住している状況は、現状において一定の「都市のコンパクト性」を有しています。



(令和2年(2020)国勢調査時点)



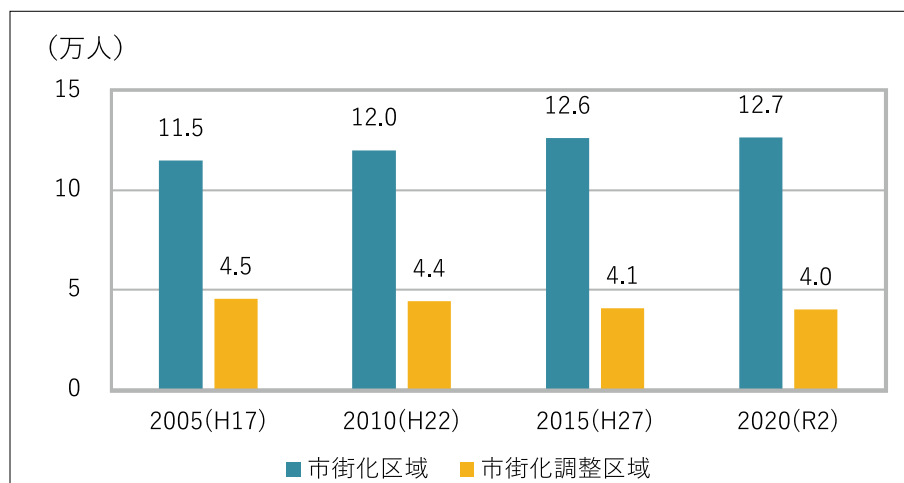
※昭和55(1980)年、昭和60(1985)年はDID面積データ無し

人口集中地区(DID)の人口および人口密度の推移
(国勢調査 令和2(2020)年)

●市街化区域と市街化調整区域の区域別人口

区域別の人口推移をみると、市街化区域の人口は増加傾向にありますが、一方で市街化調整区域の人口は減少傾向にあり、人口の二極化が進んでいます。市街化調整区域では人口減少に伴う、コミュニティの維持が課題となっています。

田園環境都市としての現在の住みよさ、立地的優位性から多くの工業団地が存在することによる雇用機会の多さ等を活用して小山市の魅力を高めるとともに、市街化調整区域に点在する集落を含めて、ずっと住み続けたいくなるような都市づくりを行っていく必要があります。



市街化区域・市街化調整区域の人口
(小山市統計)

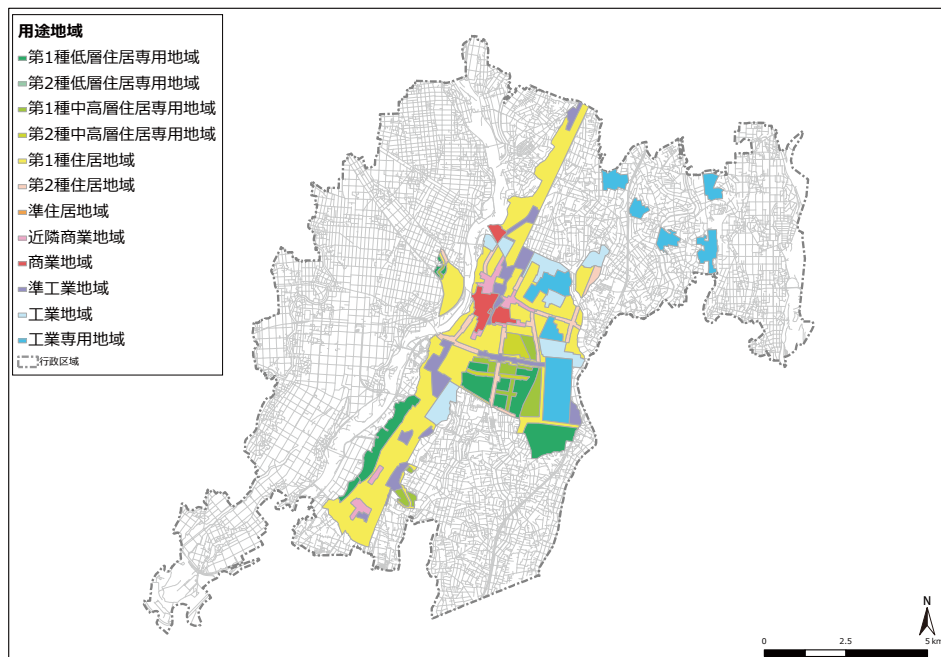
(4) 土地利用の変遷

●区域区分・用途地域の変遷

本市は、全域が都市計画区域であり、市街化区域 19%、市街化調整区域 81% となっています。思川西部地区等の面的整備を行ったエリアは市街化区域に編入しているものの、市街化区域はあまり拡大していません。

用途地域としては、住居系 65%、商業系 6%、工業系 29% となっており、第一種住居地域が全体の約 4 割強を占めています。用途別の面積の推移をみると、基本的には、用途地域の微増した分の多くは住居系の面積で吸収されていますが、工業専用地域が平成 9（1997）年に 65ha、令和 3（2021）年に 34ha、令和 6 年（2024）年に 23.5ha と大きく増加しています。

台地上の日光街道沿道が、鉄道、道路の経路や拠点と重なり、旧城下町、宿場町に開業した小山駅の東側が開発されるなど、現在の市街化区域は歴史的な住商工の立地と関連性を持つといえます。



用途地域図(令和6(2024)年4月時点)

用途地域面積

(単位:ha)

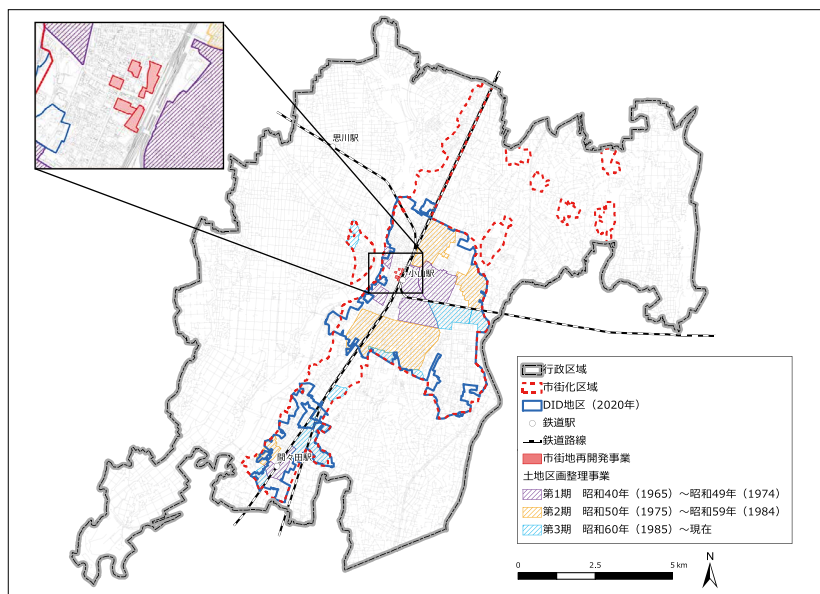
決定年月日	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	合計面積
H8(1996).4.1	414	-	129	65	1,386	142	-	-	97	109	272	244	327	3,183
H9(1997).5.15	414	-	129	65	1,386	142	-	-	97	109	272	244	392	3,248
H21(2009).4.28	417	-	130	65	1,386	148	-	-	97	109	272	244	392	3,259
H24(2012).6.29	439	-	130	65	1,403	148	-	-	97	109	272	244	392	3,298
H27(2015).12.25	426	-	135	65	1,407	153	-	-	97	109	272	244	392	3,298
R3(2021).3.30	426	-	135	65	1,407	153	-	-	97	109	272	244	426	3,332
R5(2023).2.24	426	-	135	65	1,400	153	-	-	97	109	278	244	426	3,332
R6(2024).3.29	426	-	135	65	1,400	153	-	-	97	109	278	244	449	3,355

出典:小山市統計年報

●土地区画整理事業・市街地再開発事業等

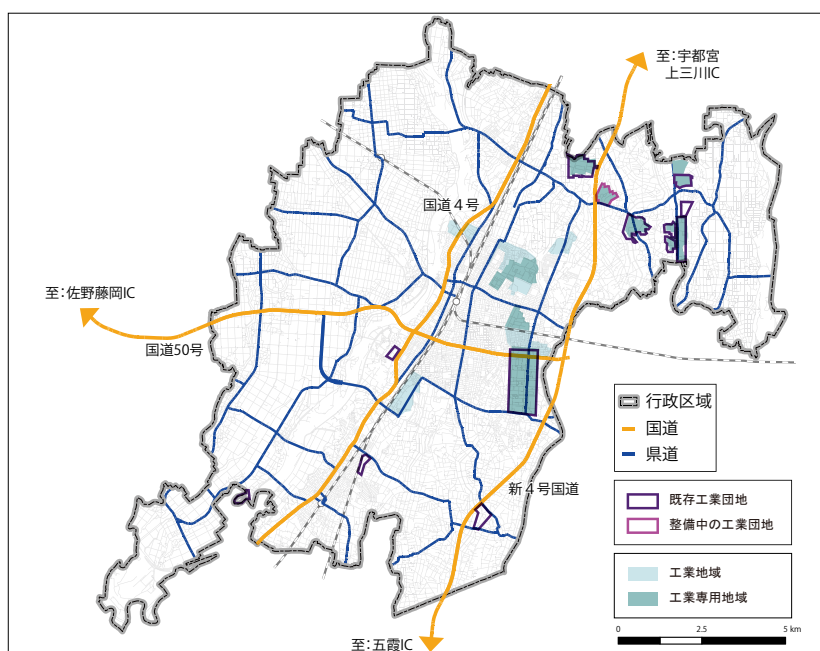
土地区画整理事業は、これまで小山駅周辺および間々田駅周辺で実施されてきており、特に小山駅東側は、大部分が土地区画整理事業によって整備されています。

市街地再開発事業等は、小山駅西地区、小山中央第一地区、城山町三丁目第一地区、駅東通り一丁目第一地区、城山町二丁目第一地区、城山町三丁目第二地区（事業中）で施行されています。



●工業団地

本市では、昭和 36（1961）年に工業団地の造成を開始してから、合計 12 箇所の工業団地が整備されています。誘致した事業所数でみると本市は宇都宮市に次いで2位であり、製造品出荷額等では宇都宮市と栃木市に次いで3位となっており、栃木県内でも有数の工業団地規模を有する自治体となっています。

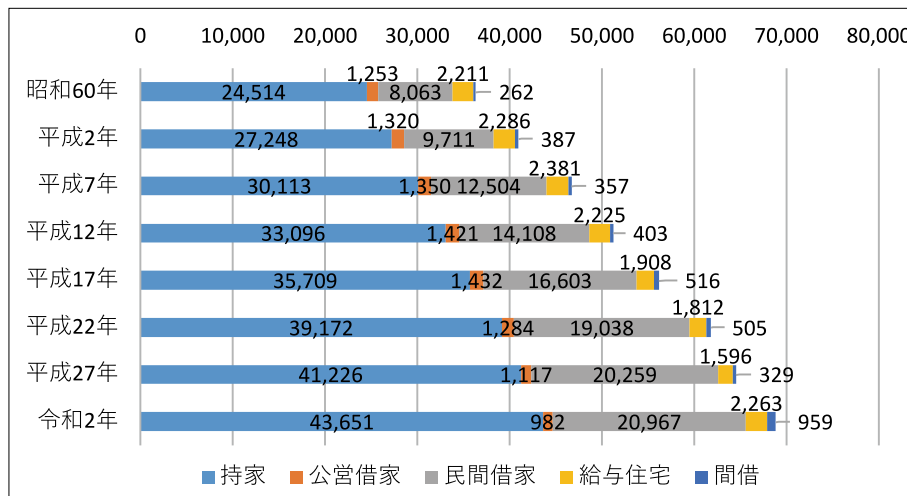


工業団地の位置図

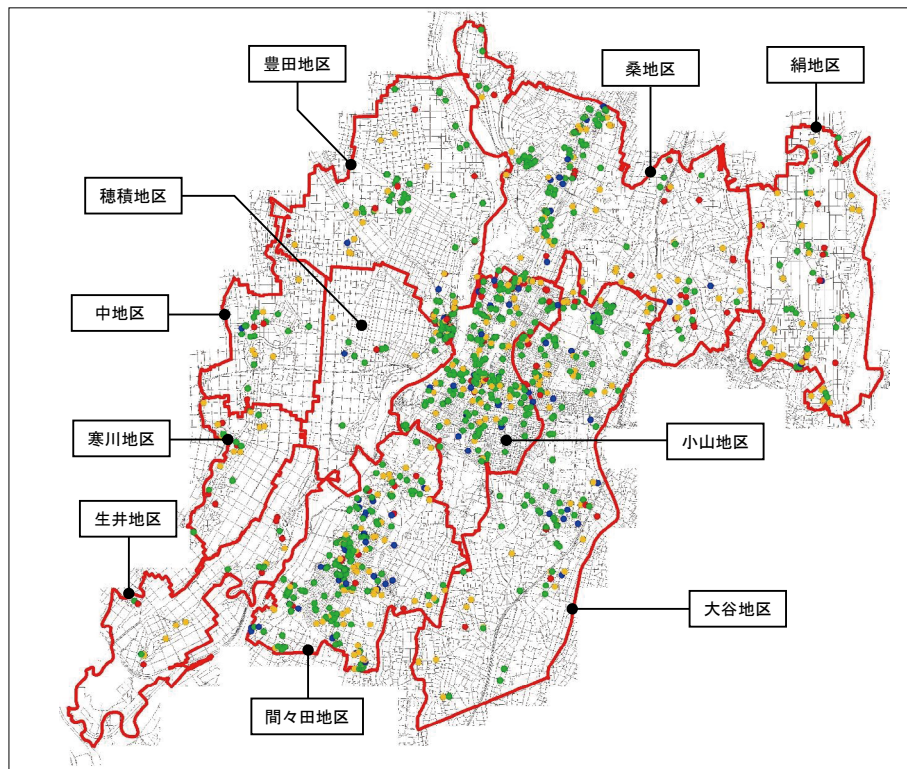
●住宅

国勢調査による市内の世帯数は、昭和 60（1985）年から令和 2（2020）年までの 35 年間で約 1.9 倍となっており、その世帯の 6 割以上が「持ち家」、約 3 割が「民間借家」に住んでいます。

また、令和 3（2021）年度に実施した「小山市空家等実態調査」によると、本市の空き家戸数は 1,120 戸であり、住宅総数約 52,000 戸（令和 3（2021）年 1 月現在における共同住宅等を除く）に対する空き家率は 2.1% となっています。特に鉄道駅周辺に多くの空き家がみられますが、これは鉄道駅周辺は古くからまちが形成されていた場所であり、そのために空き家も多いものと考えられます。



住宅所有の関係別世帯数（国勢調査 令和 2（2020）年）

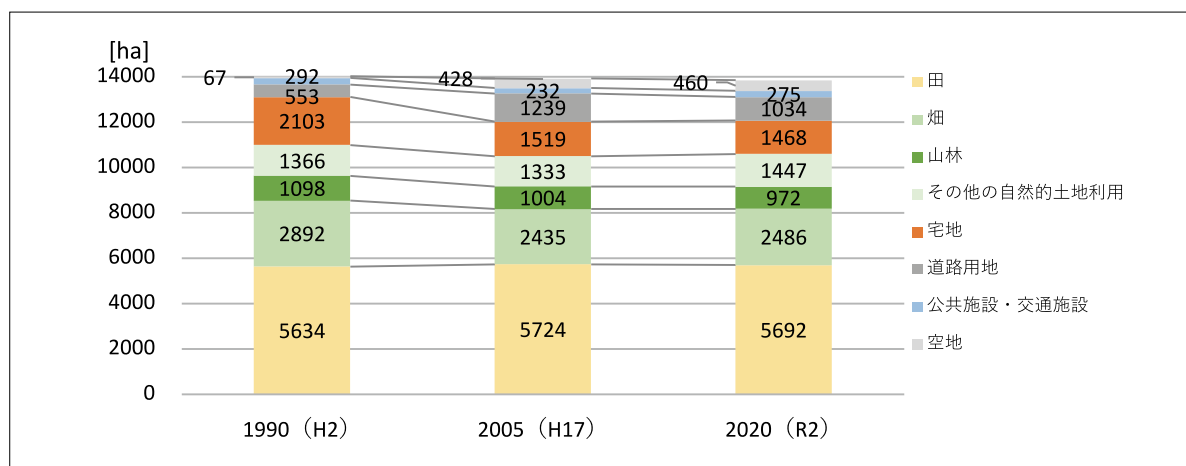


空き家の市内分布図（小山市空家等対策計画 令和 4（2022）年 3 月 改訂）

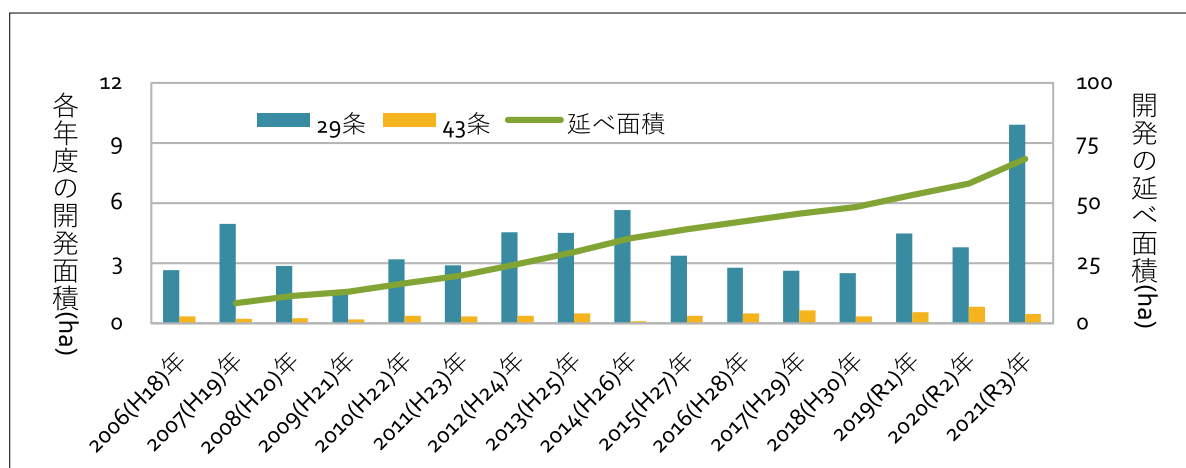
●市街化調整区域の土地利用状況

市街化調整区域内の宅地面積は、平成 2(1990)年以降緩やかに減少しています。一方で、市街化調整区域内の道路面積は増加しています。

また、平成 18 (2006) 年から令和 3 (2021) 年の間の、市街化調整区域内における開発許可による宅地開発の合計面積は約 68.3ha で、市街化調整区域面積の約 0.5% を占めます。



市街化調整区域の土地利用の推移（都市計画基礎調査 令和 2（2020）年）

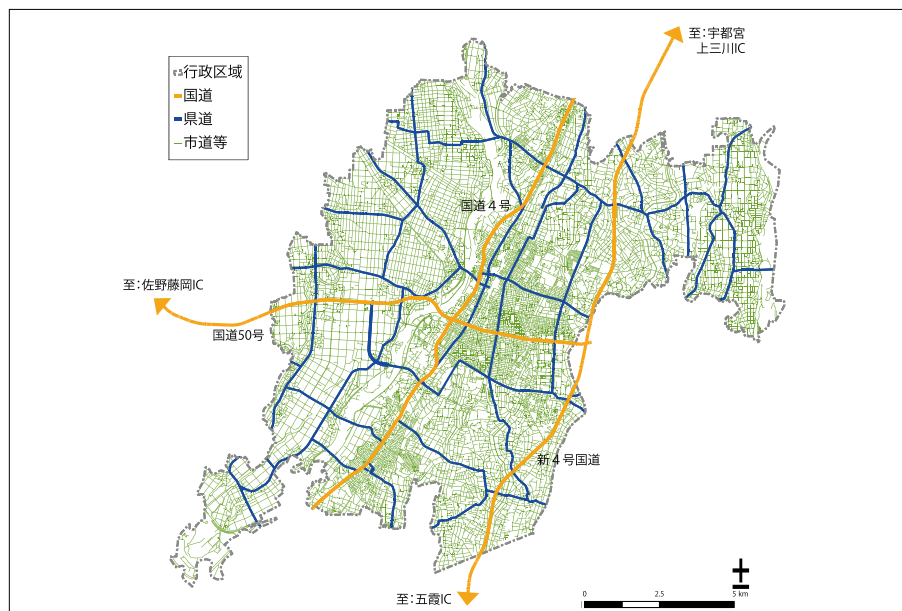


市街化調整区域の開発許可面積の推移（小山市統計）

(5) 道路・交通体系

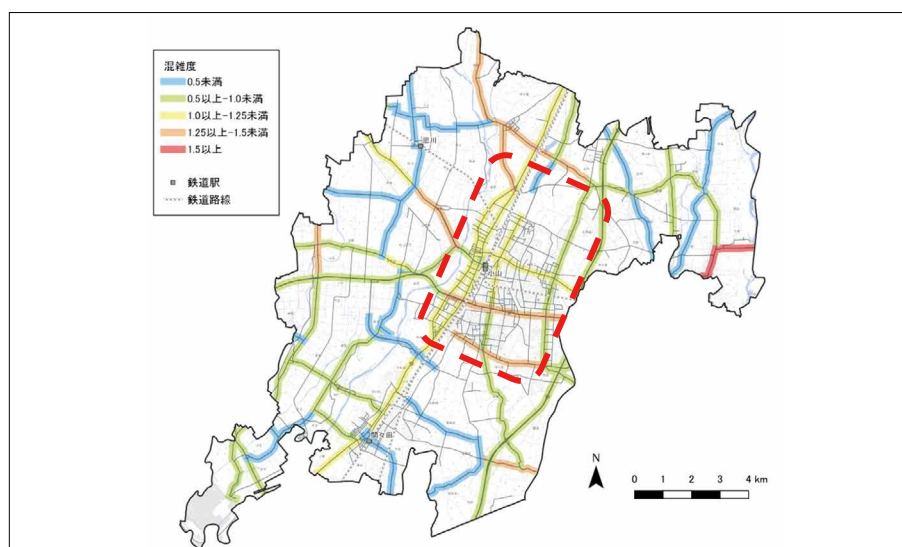
●道路

市内の道路網は、国道3路線、県道27路線のほか、市道約3,900路線で構成されています。市内には高速道路のICは存在しないものの、五霞ICまで約30km、宇都宮上三川ICまで約23km、佐野藤岡ICまで約20kmと、比較的短時間で接続できる立地となっています。



道路現況図（国土地理院 数値地図（国土基本情報））

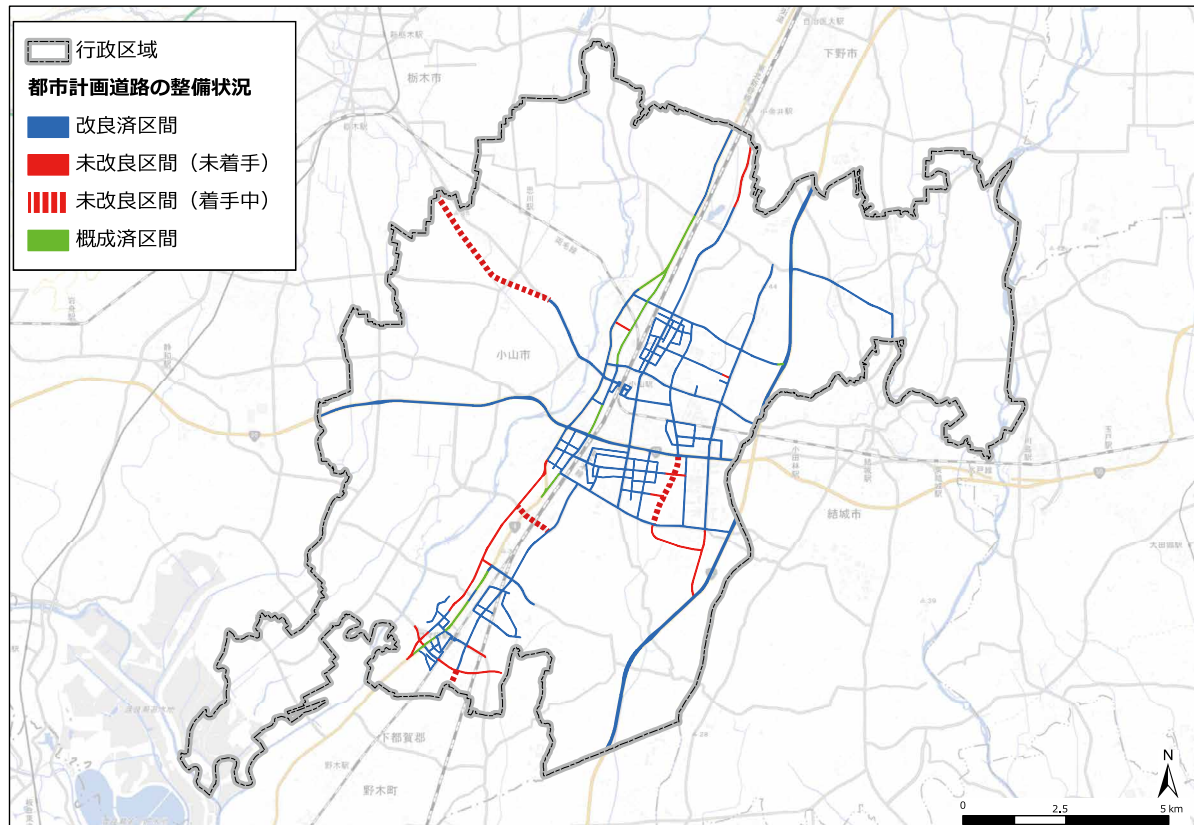
一方で、下図の赤枠で示す通り、小山駅周辺や国道4号、国道50号等の渋滞が課題となっており、中心市街地での渋滞解消のため環状道路の整備を推進しています。環状道路の整備により、渋滞解消が図れるほか、中心市街地内での徒歩や公共交通での移動の安全性の向上や、災害時の迂回路の確保などの効果も期待できるため、環状道路の早期整備が望まれます。



混雑度（小山市総合都市交通計画（平成30(2018)年））

●都市計画道路

計画延長 153,305m に対し、116,355m が整備済みで整備率は 75.9%（2022（令和 4）年 7 月時点）で、全国平均の 66.8%、栃木県平均の 68.1% より高くなっています。その一方で、長期未着手の都市計画道路が存在しています。



都市計画道路(令和5(2023)年時点)

●公共交通

小山駅はJR 宇都宮線、両毛線、水戸線が交差し、JR 東北新幹線の停車駅にもなっており、東京まで約40分と鉄道の利便性が高くなっています。

一方で課題としては、バスの利用率が低いことや、公共交通利便性の高いエリア（駅1km、バス停200m以内）にある住宅の割合が低いこと（28.8%、同規模都市53.1%）、日常生活サービスの徒歩圏充足率が低いこと（医療・福祉・商業施設800m、バス停300m以内）（1.9%、同規模都市31.4%）が挙げられます。

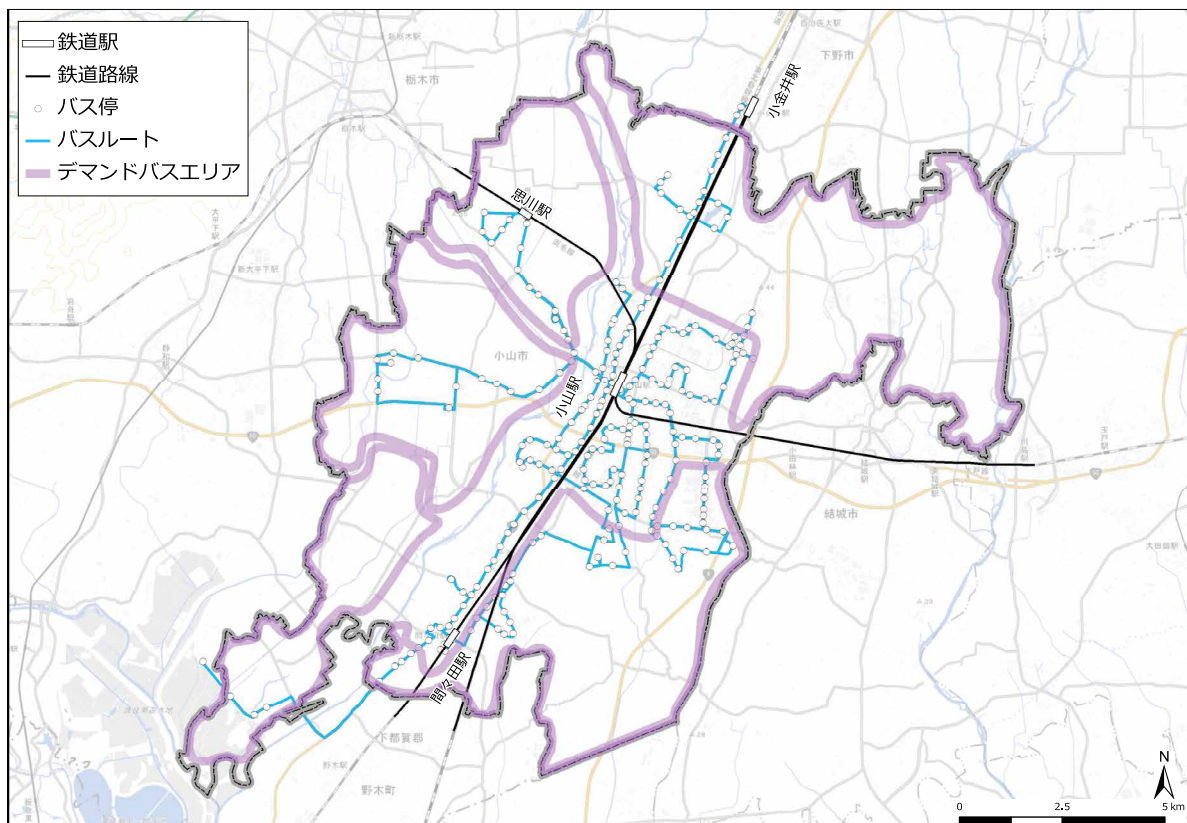
（※10～40万人の全国都市）（都市モニタリングシート令和2（2020）年）

小山市の交通分担率

交通手段	分担率 小山市	分担率 同規模都市※
鉄道	13.9%	7.4%
バス	0.8%	2.8%
自動車	62.7%	64.5%
二輪車（バイク、原付、自転車）	12.3%	12.6%
徒歩・その他	10.4%	12.8%

※10～40万人の全国都市の平均

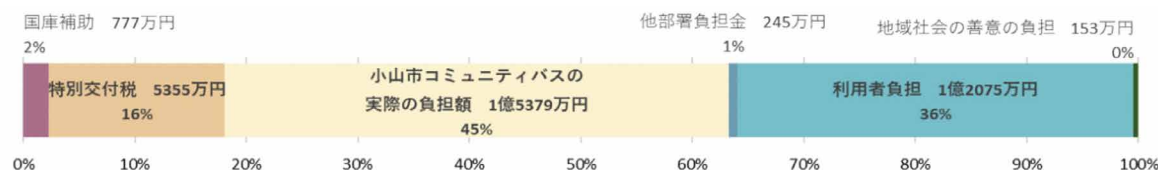
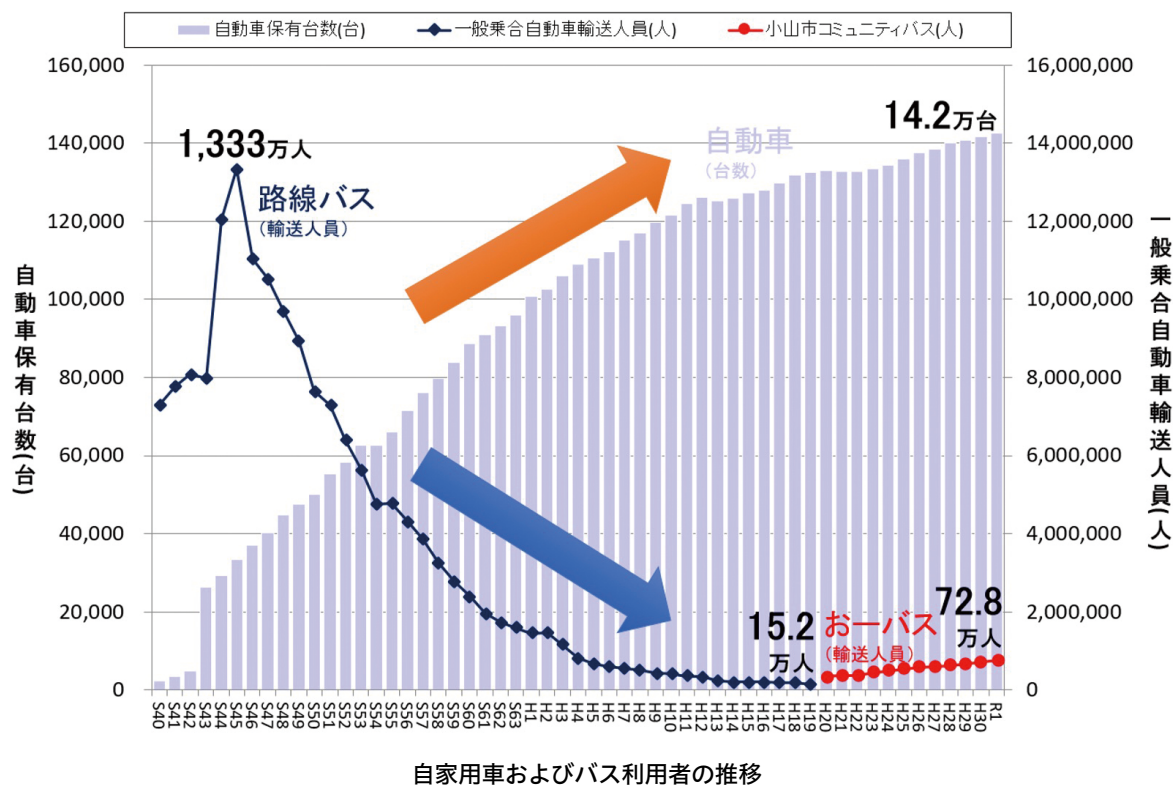
出典：都市モニタリングシート 国土交通省



鉄道・バス路線（バス路線：令和5（2023）年10月）

コミュニティバス おーバスは、交通空白地域解消を目的に、平成 14（2002）年に小山駅東口循環線が運行を開始しました。平成 20（2008）年 3 月の民間路線バスの撤退時には約 15.2 万人 / 年まで利用者が減少していましたが、現在では、要望に合わせたダイヤ改正や経路変更、混雑緩和に向けたバスの大型化、利便性向上のためのバス停の増設等を進めた結果、約 72.8 万人 / 年と、年々利用者が増加しています。

しかし、運賃収入では運行経費に満たず、不足分を市が補助している状況です。

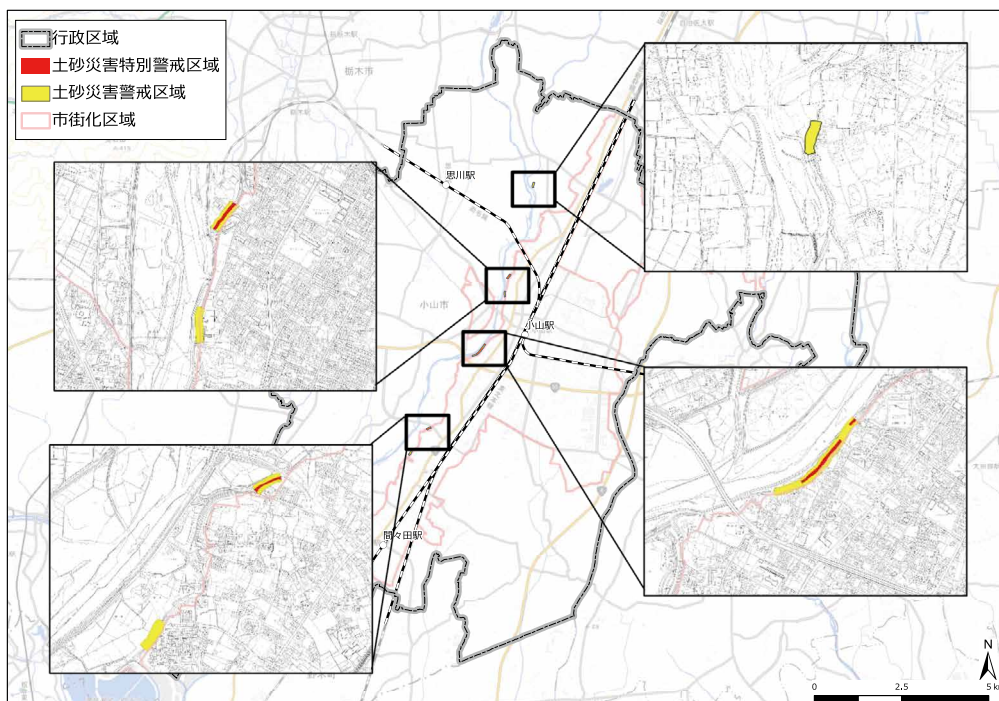


おーバス(新市民病院線) (小山市地域公共交通計画概要版 令和5(2023)年)

(6) 防災

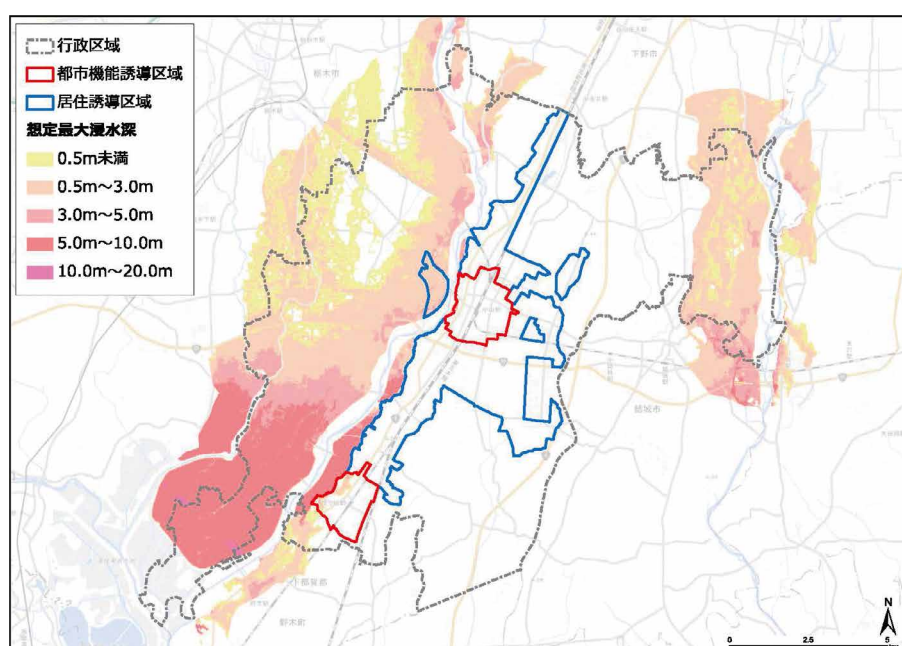
【土砂災害】

土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が複数箇所指定されています。



【浸水被害】

思川と田川、鬼怒川の周辺に広がる低地において、想定される最大規模の大雨時には広範囲で浸水の危険性があり、居住誘導区域の一部地域（大行寺地区、間々田地区等）に浸水想定区域が含まれています。



災害リスク(洪水ハザードマップ、立地適正化計画)

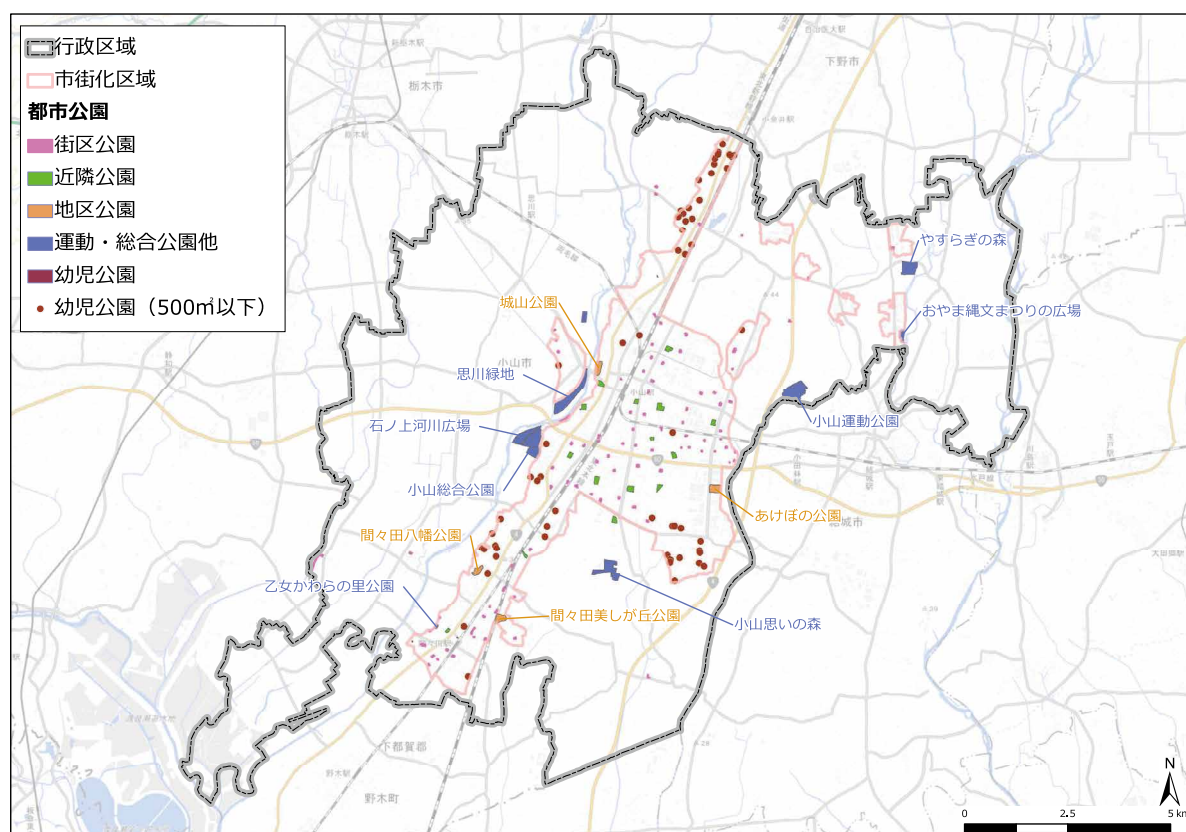
(7) みどり

本市は美しく豊かな自然に囲まれており、市内広域に平地林や農地をはじめとした様々な田園環境が広がっています。また、公園や緑地は、人と自然が共生する都市環境の確保、潤いのある美しい景観形成、余暇空間の確保、防災・減災の機能があり、快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものです。

●都市公園

都市公園は計 167 箇所、約 148.9ha が整備・供用されています。内訳としては、幼児公園 62 箇所、街区公園 82 箇所、近隣公園 11 箇所、地区公園 4 箇所、総合公園 2 箇所、運動公園 3 箇所、墓園 1 箇所、歴史公園 2 箇所となっています。

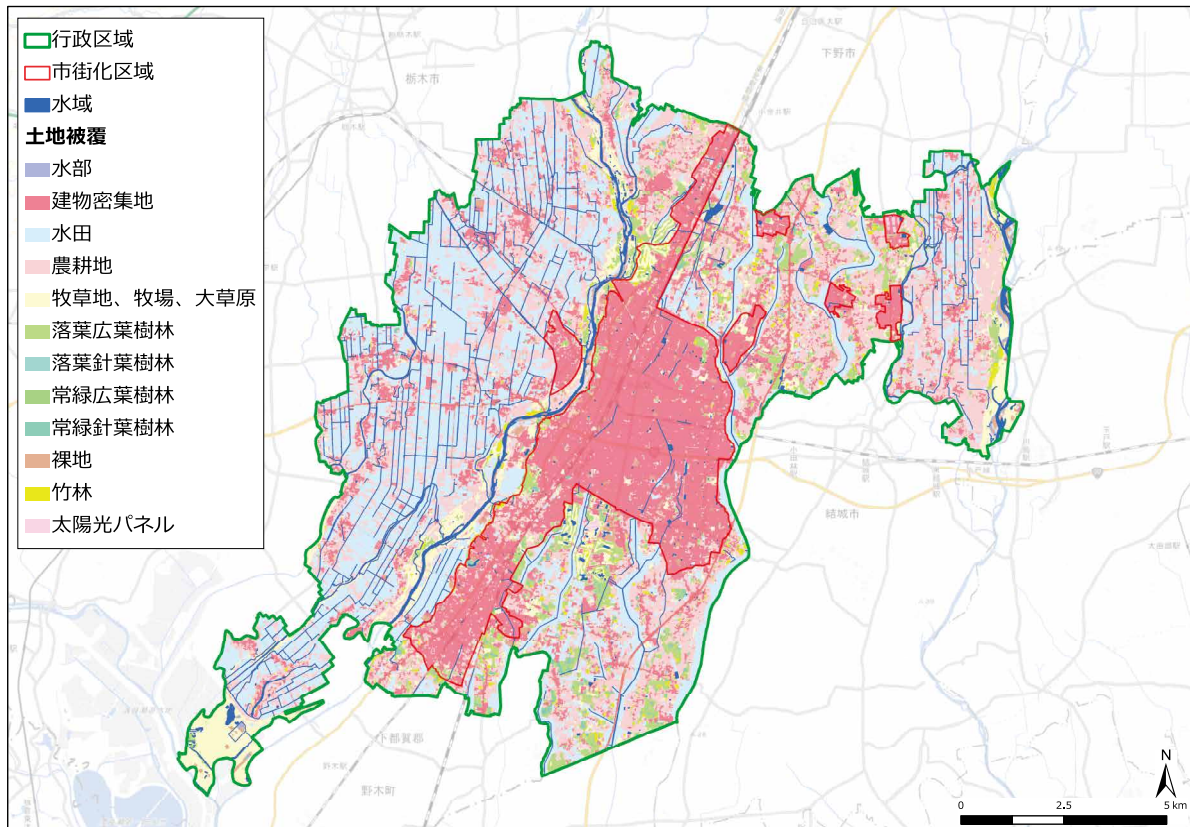
市街化区域における、都市公園から 800m 以内の人口カバー率が高くなっております(96.9%、同規模都市 92.4%) が、一方で市民一人当たりの公園面積が少ないという課題があります。(8.90㎡、全国平均 10.10㎡) (都市モニタリングシート 令和 2 (2020) 年)



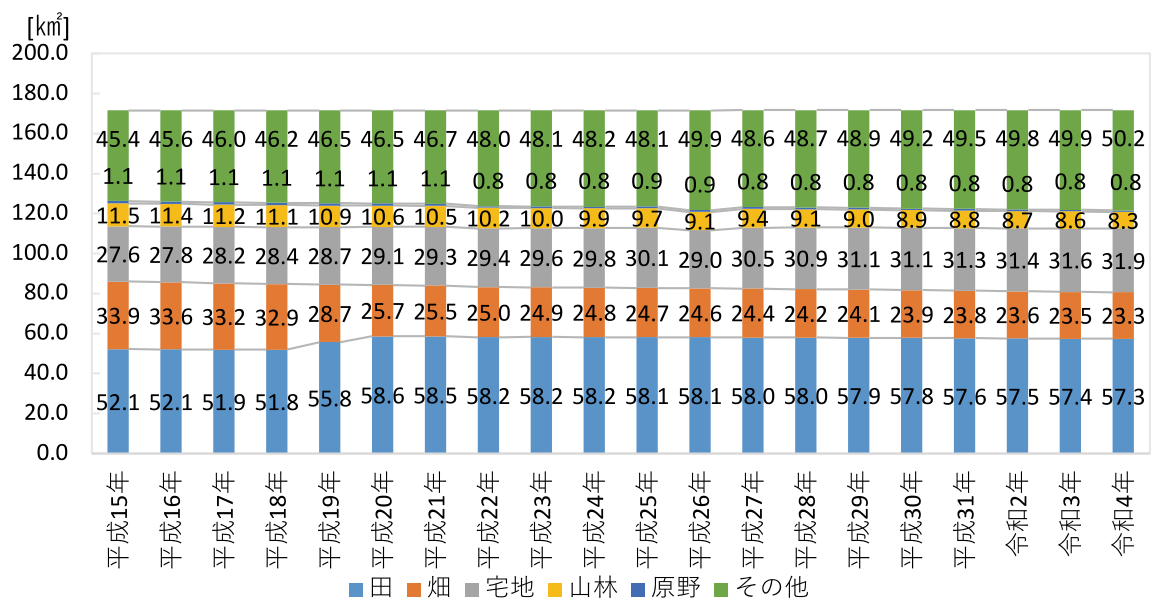
都市公園台帳に掲載されている公園(都市公園台帳総括表 令和2(2020)年)

●山林・平地林

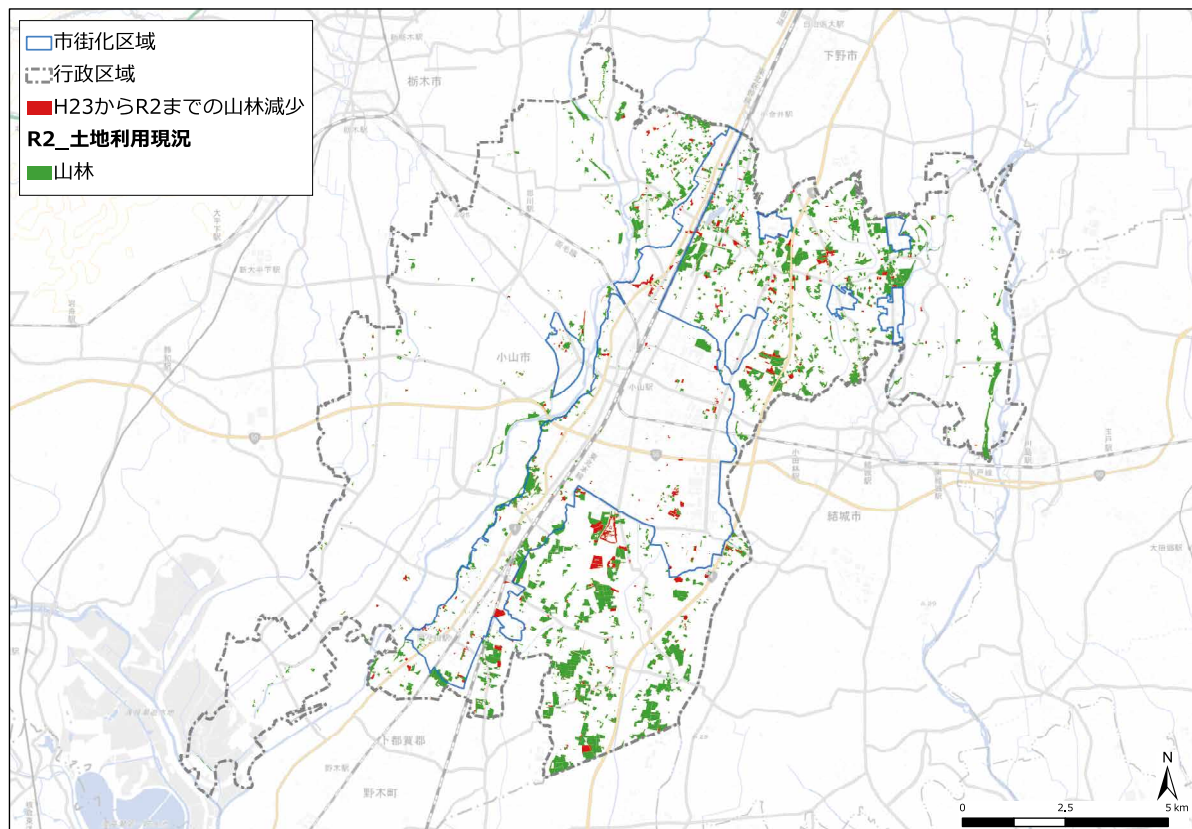
市の台地部分には平地林や社寺林、思川沿いの崖地には河岸段丘林が残存しています。都市化が進む一方で、農地や山林・平地林等は減少傾向が続いており、水や食糧、防災等の自然から人間が受ける恩恵も減少する懸念があります。そのため、引き続き、みどりの保全と緑化の推進に取り組む必要があります。



土地被覆図(出典:ALOS利用推進研究)



地積(小山市統計年報 令和4(2022)年度版)



山林減少図
(平成23(2011)年、平成28(2016)年、令和2(2020)年都市計画基礎調査)

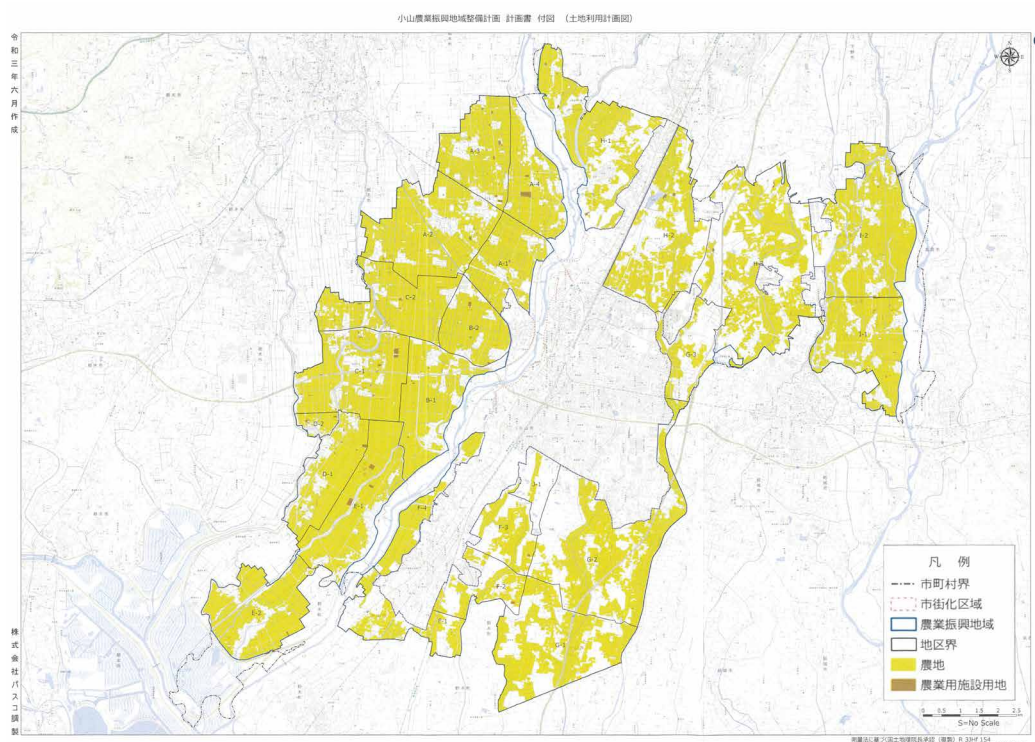
●農村環境・農地

市街化調整区域の多くが農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域に設定されていますが、昭和 45（1970）年以降、経営耕地面積の減少が続いています。

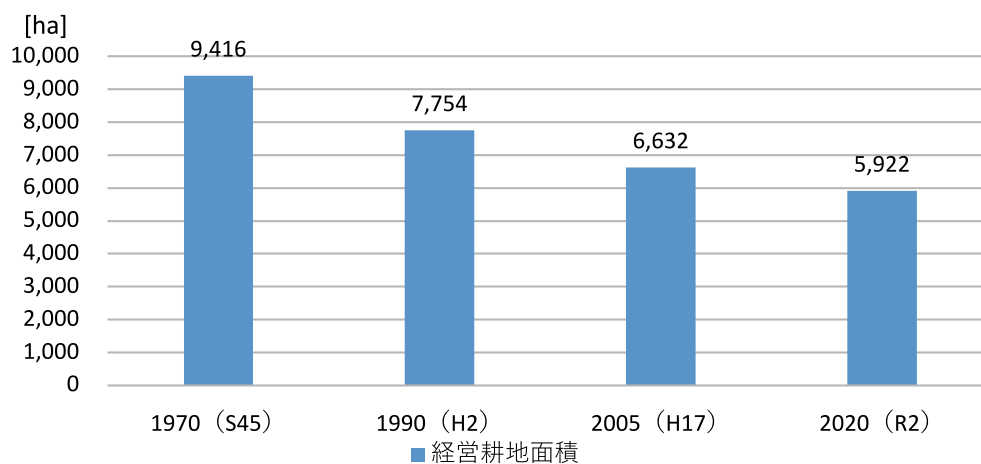
市内における農家数も、農地面積と同様に昭和 45（1970）年以降減少傾向にあります。農村では過疎化、高齢化等により集落機能の低下や農用地や用水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担の増加が心配されています。そのため、農業の多面的機能の維持につながる地域の共同活動に係る支援を行うため、多面的機能支払交付金を活用し、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

第 2 章

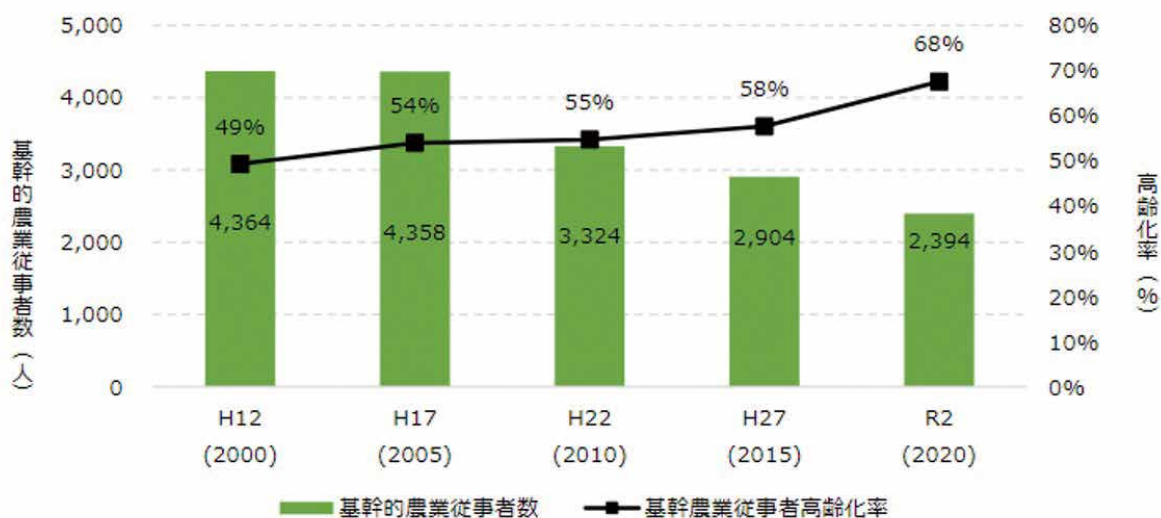
小山市の
過去から現在



土地利用計画図(小山市農業振興地域整備計画 令和3(2021)年)



経営耕地面積の推移(農林業センサス 令和2(2020)年)



※基幹的農業従事者:調査期日前1年間、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

基幹的農業従事者数と高齢化率の推移(農業振興計画 令和5(2023)年)

●「農」と「食」を取り巻く環境

農業従事者の高齢化や減少等の農業を取り巻く状況に加えて、市民の安全で安心な「食」に対する関心が高まり、健康で豊かな生活を送るための食生活の重要性が再認識されつつあります。

こうした「農」と「食」を取り巻く環境の大きな変化の中で、本市では令和6(2024)年3月に第5期おやま地産地消・食育推進計画を策定し、生産者、消費者、事業者、教育関係者等および市がパートナーシップのもと地産地消および食育を推進し、本市の農業を将来にわたって安定的に継続させることにより、安全安心で健康的で豊かな暮らしを確立できる地域社会の実現を目指しています。



小山市の地産地消・食育(小山市HP)

2 - 2 小山市の都市づくりのレビュー（抜粋）

（1）都市計画マスタープランの検証

現行の都市計画マスタープラン（平成 17（2005）年 1 月）策定以降の取組みについて分野ごとに整理し、今後の都市づくりにあたっての課題を整理しました。

●市民参画・協働

現行計画における方針	主な取組み
・市民主体のまちづくりを促進するため、組織の設立や運営を支援する。 ・地区の実情に合わせた、計画的・効果的なまちづくりを推進する。 ・市民・企業・行政等による協働のまちづくりを推進するため、学習機会の提供や人材育成を推進する。	・「小山市地区まちづくり条例」を制定 ・地区まちづくり団体の設立やまちづくり構想の策定、地区計画の策定 ・地区まちづくり構想に基づく道路拡幅や公園・広場の設置等の住環境整備を実施

検証結果・今後の課題

- ・これまでの地区まちづくり活動は、地区内の建築物等に関するルール作りや、公園・広場や生活道路等のハード整備を中心に実施されてきましたが、地域の課題解決や活性化に資するソフト事業の実施が一部の団体にとどまっているため、今後は全体的な展開が必要です。
- ・今後、まちづくり活動への参加者の固定化・高齢化が予想されるため、地域の課題解決や活性化に資する事業を主体的に行うことのできる人材の育成が必要です。

●土地利用

現行計画における方針	主な取組み
・市街化区域内の土地の有効かつ高度利用を図る。 ・市街化調整区域においては、農地・緑地等を保全しつつ、無秩序な市街化の抑制を図る。 ・土地利用整形・整序化に寄与する地区や、都市基盤の整備が一定限担保される等の基本条件に沿った新規開発等について、市街化編入の検討を行う。	・土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、良好な市街地開発を推進した。 ・市街化調整区域における立地規制を緩和する「小山市開発行為の許可基準に関する条例」を策定し、宅地化が進行した。その後、令和4年4月に開発許可の規制の見直しを実施し、浸水想定区域等の災害危険区域を開発可能エリアから除外した。 ・市内5地区（約107.5ha）を市街化区域に編入した。



検証結果・今後の課題

- ・人口減少や高齢化の進展による空き家・空地等、都市のスポンジ化が進行しています。
- ・駅周辺の街路空間や空き家・空き店舗、空地等の既存ストックを活用し、居心地がよく歩きたくなる空間の創出が必要です。
- ・市街化調整区域においては、少子高齢化による人口減少、農業就業者の減少による耕作放棄地の増加、生活利便性の低下への対応が必要です。

●道路・交通体系

現行計画における方針	主な取組み
・周辺都市との広域道路ネットワークを強化し、市内は放射環状型の幹線道路を整備しつつ、都市計画道路等の計画的な整備を推進する。 ・生活道路の利便性や歩行者の安全性向上のため、狭あい道路の拡幅や歩道整備、自転車道整備を推進する。 ・コミュニティバスの充実を図る。	・主要幹線道路や駅周辺における道路整備により、道路ネットワークの強化や歩行者・自転車空間を整備した。 ・小山駅の東西自由通路および東口駅前広場、思川駅南北口駅前広場、間々田駅東西駅前広場、公共駐輪場、道の駅「思川」等の交通拠点を整備した。 ・コミュニティバスについて、ダイヤ改正や経路変更、混雑緩和に向けたバスの大型化など、機能充実を図った。



検証結果・今後の課題

- ・まちなかへの通過交通の侵入を抑制し、市街地における交通渋滞の緩和等のため、環状道路の整備を推進する必要があります。
- ・都市計画道路において、長期未着手の路線が存在するため、今後の人口減少や高齢化社会を見据え、整備の必要性の検証を行い、都市計画変更等の検討をする必要があります。
- ・狭あい道路や通学路などの生活道路の整備は、今後も引き続き実施する必要があります。

●防災

現行計画における方針	主な取組み
・建築物の不燃化・耐震化を図る。 ・道路や公園、公共下水道等の都市基盤の整備により、災害に強い市街地形成を図る。 ・災害時の避難場所や、安全な避難路の確保とともに、防災施設等の整備により地域の防災力向上を図る。	・地域防災計画を策定し、指定避難所、指定緊急避難場所を設定した。 ・洪水ハザードマップを作成し、想定浸水被害や避難場所を市民へ周知した。 ・建築物耐震改修促進計画を定め、公共建築物の耐震化および民間建築物の耐震化を図った。 ・公共下水道や河川の整備を実施し、大行寺地区の排水対策に着手した。 ・防災の拠点となる小山市消防本部庁舎を移転・整備した。



検証結果・今後の課題

- ・近年多発する大雨災害等に対応するため、引き続き公共下水道・河川・調整池の整備を推進する必要があります。
- ・上下水道施設については、災害に備えた体制づくりや、計画的な設備の更新を行う必要があります。
- ・民間建築物の老朽化、耐震化対策が不十分であるため、引き続き建築物の耐震化の必要性や、助成事業の普及啓発を実施する必要があります。
- ・市街化区域の一部が浸水想定区域内に含まれているため、安全性向上に向けた対策が必要です。

●景観形成

現行計画における方針	主な取組み
・豊かな自然環境や、歴史・文化などの地域資源を生かし、地域特性に応じた都市景観を形成する。 ・市民と行政が一体となった協働型の景観づくりを推進する。	・景観法に基づく小山市景観条例の施行および小山市景観計画を策定し、用途地域に相応しい建築デザインや広告物のガイドラインを定めた。 ・建築物の高さや形態、色調等を制限した地区計画の策定や、生垣設置費用助成制度を実施した。 ・小山駅西口を楽しく歩ける景観形成の取組みとして「# テラスオヤマ」の実施や「まちのプロムナード」の整備を行った。



検証結果・今後の課題

- ・豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した小山固有の景観形成・誘導を図る必要があります。

●公共公益施設

現行計画における方針	主な取組み
・多様な市民ニーズに対応した、利便性の高い公共公益施設を整備する。 ・高齢社会や環境共生等にも対応した、公的住宅の維持管理行う。	・小山市公共施設等総合管理計画に基づき、公共公益施設の計画的な複合化・長寿命化を図った。 ・施設の老朽化や地域のニーズに対応した市民交流センターを整備した。 ・児童生徒数の変化に伴い、学区再編や統合を進め、学校の適正規模化や適正配置等を図った。



検証結果・今後の課題

- ・小山市公共施設等総合管理計画により、今後も公共公益施設の適切な更新・維持管理等が必要です。
- ・市民ニーズに対応した公共公益施設の最適な配置を実現し、再配置等により生じた跡地の活用等を検討していく必要があります。

●供給処理施設

現行計画における方針	主な取組み
・安全で安定した上水道の提供と、公共下水道や農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進を図る。 ・適正な産業廃棄物処理を推進し、ごみの不法投棄防止等のための監視体制を強化することで、環境の汚染防止と自然環境の保全を図る。	・河川堤防等の整備を推進した。 ・上水道、公共下水道、農業集落排水処理施設の整備や普及啓発に努めた。 ・ごみ処理施設等の再配置、整備拡充等により、ごみの資源化、減量化に取り組んだ。



検証結果・今後の課題

- ・給水施設や公共下水道施設の改築・更新、公共下水道の未整備箇所の解消が必要です。
- ・大雨時の河川や内水による浸水被害を軽減する対策が必要です。
- ・環境問題が複雑化・深刻化してきており、身近な問題から広範囲で多岐に渡る課題になったため、より一層のごみの減量化・再資源化等の対策が必要です。

(2) 緑の基本計画の検証

前回の緑の基本計画（平成 18（2006）年 3 月策定）策定以降の取組みについて、分野別に検証しました。

●都市公園の整備目標

	都市公園面積	市民一人当たり公園面積
基準年次（2004 年）	約 112.3 ha	7.05m ² / 人
目標年次（2020 年）	約 241.6 ha	14.38m ² / 人
実績（2020 年）	約 148.9 ha	8.89m ² / 人
実績（2022 年）	約 155.1 ha	9.3m ² / 人

- ・都市公園は、2004年から2020年までの16年間に於いて、約36.6ha整備されました。
- ・市民一人当たり都市公園面積は上昇しましたが、人口の増加（約7,000人増）もあり、都市公園の敷地面積の標準である10m²/人 を下回っています。



検証結果・今後の課題

- ・新規公園の整備により、市民一人当たりの都市公園面積の増加を引き続き図りつつ、既存公園のバリアフリー化や公園遊具等の改修にも力を入れる必要があります。

●緑地の確保目標

	将来市街地面積に対する割合 (市街地内緑のみ)		将来市街地面積に対する割合 (周辺の緑を含む)		都市計画区域面積に対する割合	
基準年次 (2004年)	1.4%	約44.0 ha	13.4%	約436.1 ha	2.9%	約493.7 ha
目標年次 (2020年)	4.9%	約158.7 ha	27.9%	約906.3 ha	6.2%	約1,062.3 ha
実績 (2020年)	1.5%	約50.2 ha	13.8%	約454.6 ha	3.3%	約566.1 ha

●緑の配置

現行計画における方針	主な取組み
【施設緑地：公共施設緑地】 ・都市計画緑地の決定・保全を行うとともに、公共施設緑地の維持・確保を行う。 【施設緑地：民間施設緑地】 ・社寺林や民有樹林地などの保存樹林指定等を検討する。 【地域制緑地】 ・各種法令（都市緑地法、都市計画法、河川法、農振法、森林法等）に基づき、緑地の保全を行う。 ・緑地所有者、地域団体、行政の3者による保全協定や緑地協定などの活用を検討する。 ・みどりのまちづくり条例に基づき、緑地の創出を検討する。	・都市公園以外の公共施設緑地としては、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地登録がされ、第二調節池の湿地保全・復元や人工巣塔の整備、外来種駆除の取組みなどを実施してきた。 ・地域制緑地の地域指定として、保安林1箇所（東島田ふるさとの森、約3.3ha）の整備を行った。



検証結果・今後の課題

- ・地域制緑地の地域指定が保安林1箇所に留まっています。
- ・平地林等の市内の緑地の保全について、どのような方策が有効であるか検討を進める必要があります。

●緑化の推進

現行計画における方針	主な取組み
・みどりのまちづくり条例等の活用などによる緑地の保全、支援制度を講じるとともに、市民の緑化に対する意識の高揚を図る。 ・市街地整備にあわせて地区計画や緑地協定などの導入を検討する。 ・工業団地等については、緑地協定などにより、緑化の推進を図る。 ・緑化を推進していくため、イベントの実施や緑化に関する情報提供、市民の緑化活動への助成等を行う。 ・緑地の保全、緑化の推進にあたり、行政と市民のパートナーシップの強化を図る。	・地区計画を利用し、緑化を推進した。 ・自治会等が設置する公園等に関する補助を行った。 ・桜の里親制度により、市内約2,195本の植樹を行った。 ・生垣設置時の助成や苗木配布を行った。 ・とちぎの元気な森づくり県民税事業による平地林の整備を行った。



検証結果・今後の課題

- ・河川や史跡周辺の緑地等の保全、整備に引き続き取り組み、動植物の生息地・生育地としての緑地による有機的なネットワークの形成を図る必要があります。
- ・民有地の緑の保全、緑化促進が課題であるため、民間事業者等との緑化協定等の具体的な推進策を講じる必要があります。
- ・公共施設新設時や既存施設の改修時等に緑化推進できるような仕組みを新たに検討し、カーボンニュートラルやSDGs等の取組みに資するグリーンインフラの整備（緑化の推進）を図る必要があります。

2 - 3 社会情勢の変化

今後のまちづくりにおいては、都市をめぐる次のような社会情勢の変化を考慮する必要があります。

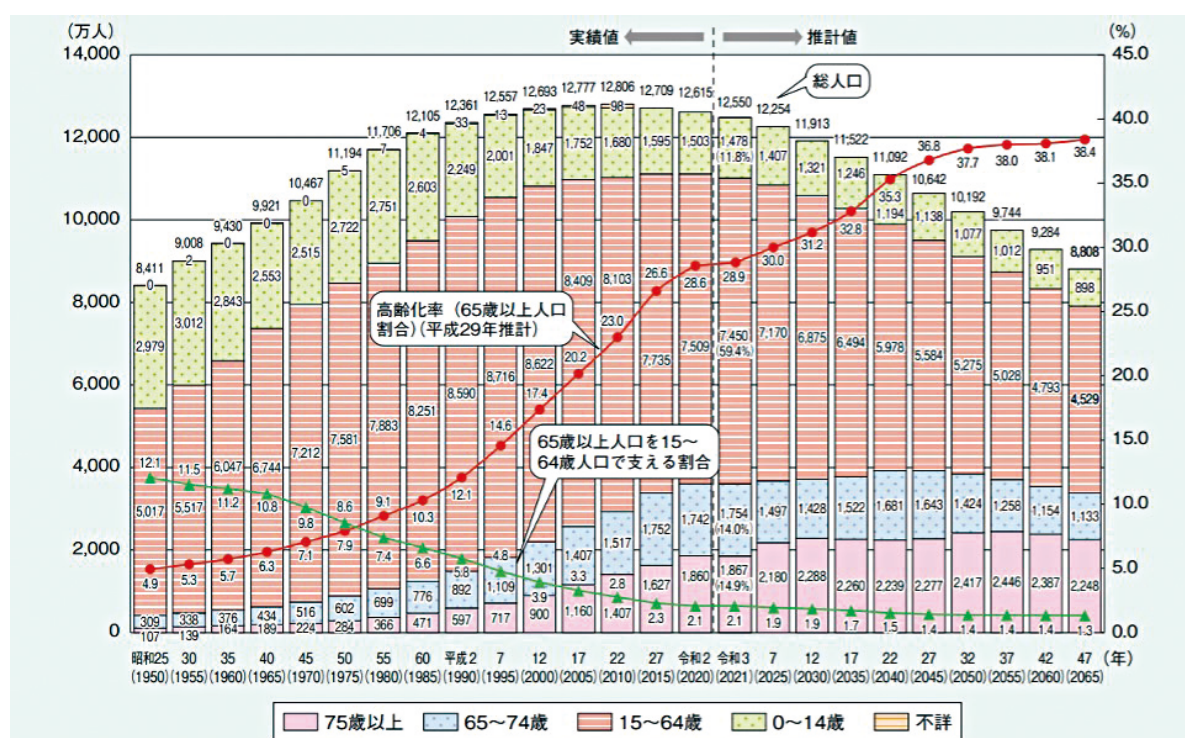
●少子高齢化、人口減少社会の進展

我が国は平成 20 (2008) 年をピークに人口減少社会を迎えており、令和 22 (2040) 年には 1 億 1,092 万人、令和 47 (2065) 年には 8,808 万人になるものと推計されています。

生活様式が変化し、未婚者の増加や晩婚化が進み、令和 3 (2021) 年の合計特殊出生率が 1.30 になる等、全国的に少子化の傾向にあります。

一方、平成 27 (2015) 年から令和 7 (2025) 年にかけては「団塊の世代」が後期高齢者となり、急速な少子高齢化が進み、65 歳以上の高齢者が 30% を超える超高齢社会となります。

人口減少や少子高齢化の進展は、社会保障費負担の増加や労働力の減少を招くこと等が懸念されており、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化を背景に、高齢者等の社会的孤立も問題となってきています。

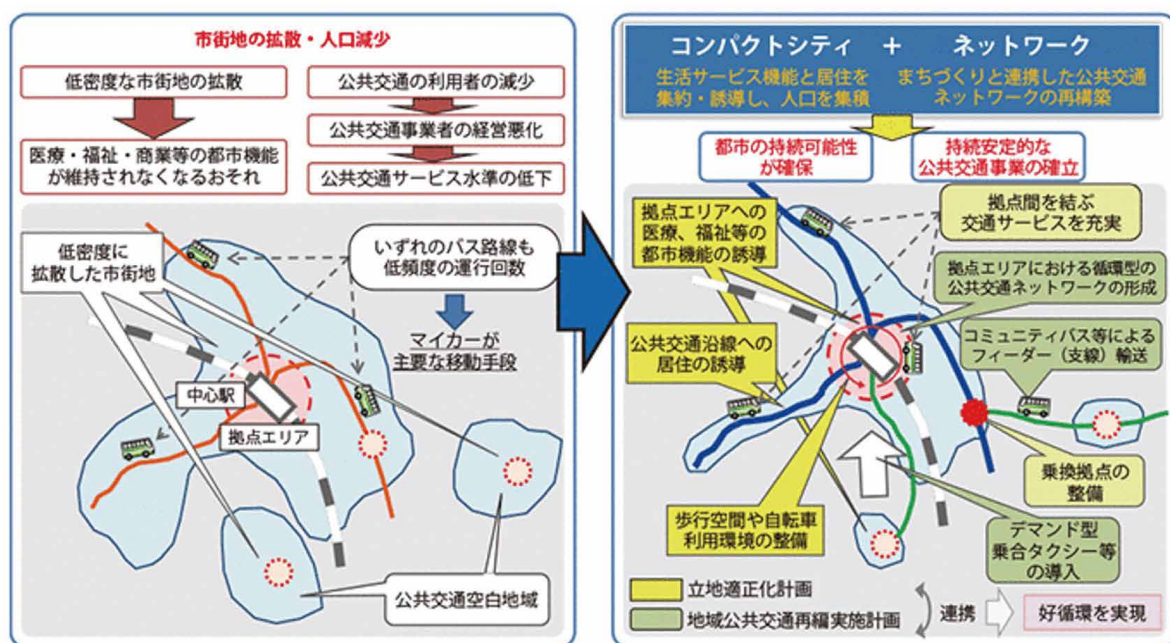


●持続可能なまちづくりへの対応

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。高度成長期に拡散した市街地のまま人口が減少し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況です。

このような中で、高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保すること、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりの推進等が必要となっています。

そのため、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成し、将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりを推進することが重要となっています。



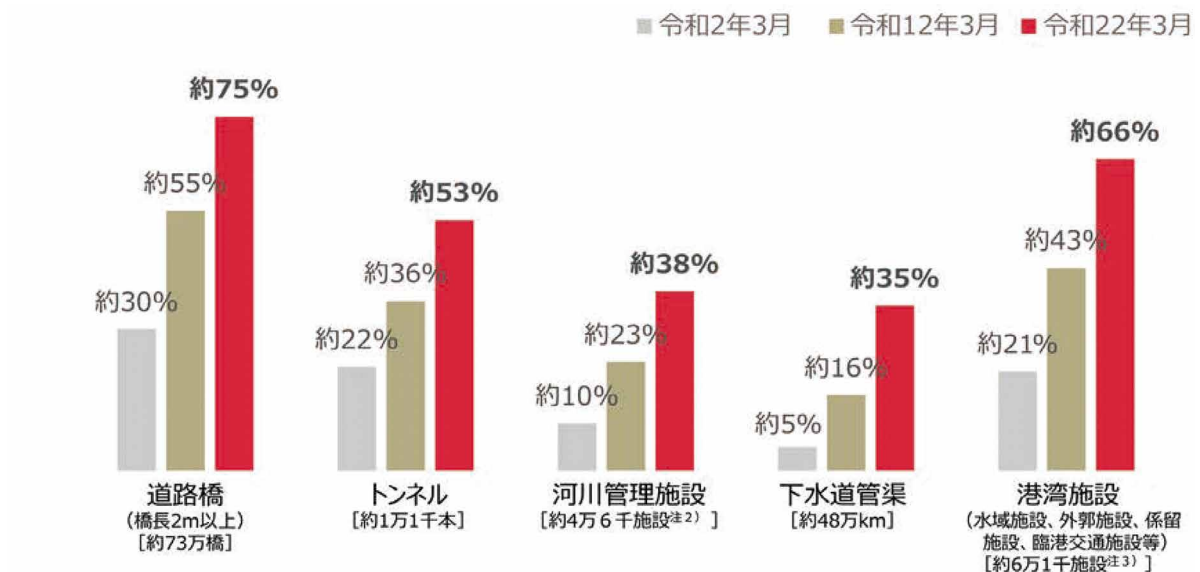
コンパクト・プラス・ネットワーク(国土交通省HP)

●社会資本の老朽化対策

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が進み、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速的に進行していきます。老朽化が進むインフラを計画的に維持管理・更新することにより、国民の安全・安心の確保や維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化等を図る必要があります。

このため、平成25（2013）年11月、政府全体の取組みとして、計画的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。この基本計画に基づき、国土交通省が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組みの方向性を明らかにする計画である「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成26（2014）年5月に策定し、メンテナンスサイクルの核となる個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」の策定促進や、インフラの大部分を管理する地方公共団体への技術的・財政的支援等を実施してきました。

令和3（2021）年6月には、第2次の「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、損傷が軽微な段階で補修を行う「予防保全」に基づくインフラメンテナンスへの本格転換、新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの生産性向上、集約・再編等によるインフラストック適正化等の取組みを推進し、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指すこととしています。



建設後50年以上経過する社会資本の割合(令和2(2020)年度算出)
(国土交通白書(令和4(2022)年))

●災害の激甚化・頻発化

近年、水害・土砂災害等の気象災害をもたらす異常気象は激甚化・頻発化している傾向にあります。このような気象災害をもたらす背景には地球温暖化の影響があると考えられています。

今後、気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に備えるためには、これまでの治水対策に加え、氾濫域を含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が主体となり治水に取り組む社会を構築し、流域全体で協働し水害を軽減させる対策、「流域治水」へ転換を進めることが必要とされています。

令和元（2019）年東日本台風により甚大な被害が発生したことにより、「利根川上流流域治水協議会」・「鬼怒川・小貝川上流流域治水協議会」が設置され、「流域対策プロジェクト」を策定・公表しているため、流域治水を計画的に推進していきます。



流域治水の推進(国土交通省HP)



「東日本台風」による被害状況(左:観晃橋付近、右:大行寺地区)

●環境・エネルギー問題の深刻化

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に使用してきたことにより、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加し、世界的規模で地球温暖化が進行しています。

日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きいいため、二酸化炭素の排出量の削減に向けたエネルギー効率のさらなる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入等、カーボンニュートラルや脱炭素、循環型社会の構築が求められています。

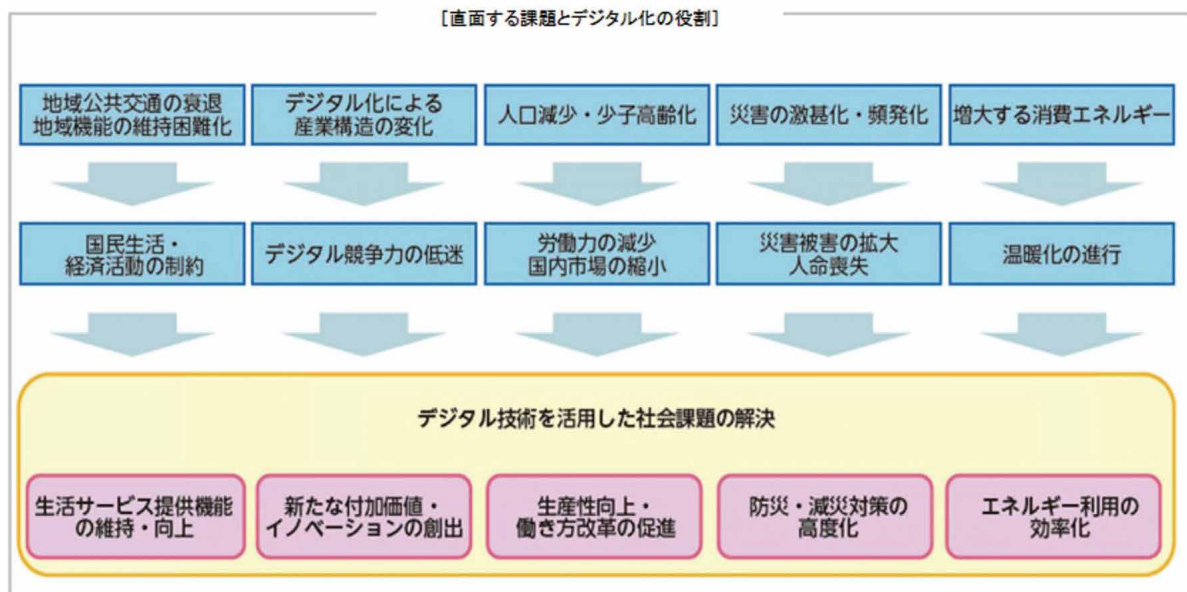
市民生活においては、エコ商品の購入、エコツーリズム、スローライフ、省エネ（スマート）家電等への関心が高まっており、また、自然の保全、生物多様性、ごみ問題、地球環境問題等に配慮したまちづくりが求められています。

●デジタル化で変わる暮らしと社会

近年の急速なデジタル化の進展により、社会経済だけでなく、私たちのライフスタイルやワークスタイルなど幅広い場面において大きな変化が訪れています。また、人口減少や少子高齢化の進展による社会保障費負担の増加や労働力の減少、気象災害の激甚化・頻発化、環境・エネルギー問題の深刻化などが大きな課題となっています。

そのような中、国ではデジタル庁の発足やデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定等、デジタル化の取組みを進めており、とりわけ防災、交通、まちづくり、物流、インフラ等の「国土交通分野のデジタル化」は、持続可能で活力ある豊かな社会を形作る上で必要不可欠なものです。

地域の課題解決に向けて、これまでの取組みを一層強化するとともに、直面する課題を明確にした上で、デジタル化の取組みを推進していくことが必要です。



（出典：令和5(2023)年度 国土交通白書2023）

2 - 4 都市づくりに対する市民の意向

(1) 市民意向調査

【調査目的】

都市づくりに関する市民の満足度や要望等を把握するため、アンケート調査を行いました。

【調査対象】

アンケート調査の対象者は、以下のとおりです。

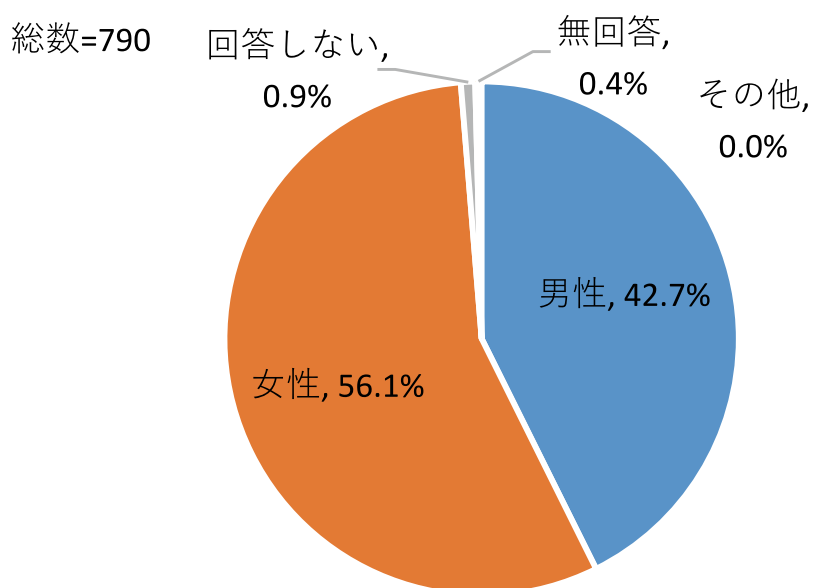
- 調査対象：小山市在住で無作為抽出により選ばれた 18 歳以上の市民
(令和 3 (2021) 年 10 月時点)
- 配布票数：2,400 票
- 回収票数：790 票 (回収率 33%)
- 実施期間：令和 3 (2021) 年 10 月 20 日
～令和 3 (2021) 年 11 月 30 日

【調査項目】

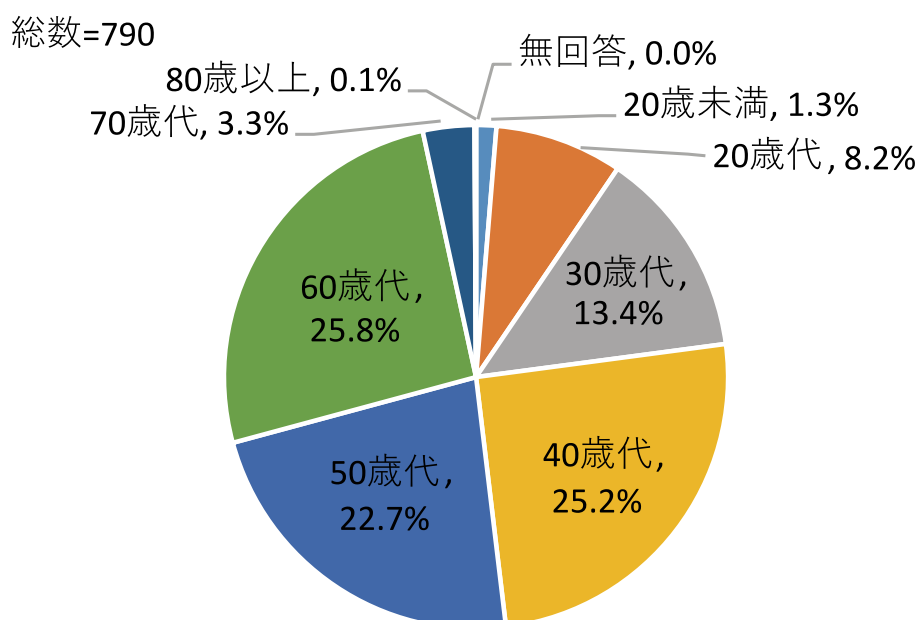
調査項目	内 容
基本属性	・性別、年齢、職業 ・居住地域 (10 地域) ・居住年数
小山市のまちづくりについて	・希望する小山市の将来像 ・満足度
お住まい周辺の緑・自然環境等について	・みどりの総量の方向性 ・みどりに関する活動への参加意向 ・自然等とのふれあいの有無 ・自然環境を守る取組み ・コウノトリの取組み ・みどりに関する活動 ・自然環境等の魅力の変化 ・自然環境を守りたい場所 ・コウノトリの評価 ・持続可能なまちづくりを進めるための取組み
小山市のこれからの都市基盤整備等について	・日常生活への影響 ・問題に対する取組みの方向性 ・公園の要望 ・まちづくりの方向性 ・公園の数や配置
小山市に期待することや意見	・自由回答

【回答者属性】

回答者の属性は「女性」が56.1%、「男性」が42.7%と、女性がやや多くなっています。



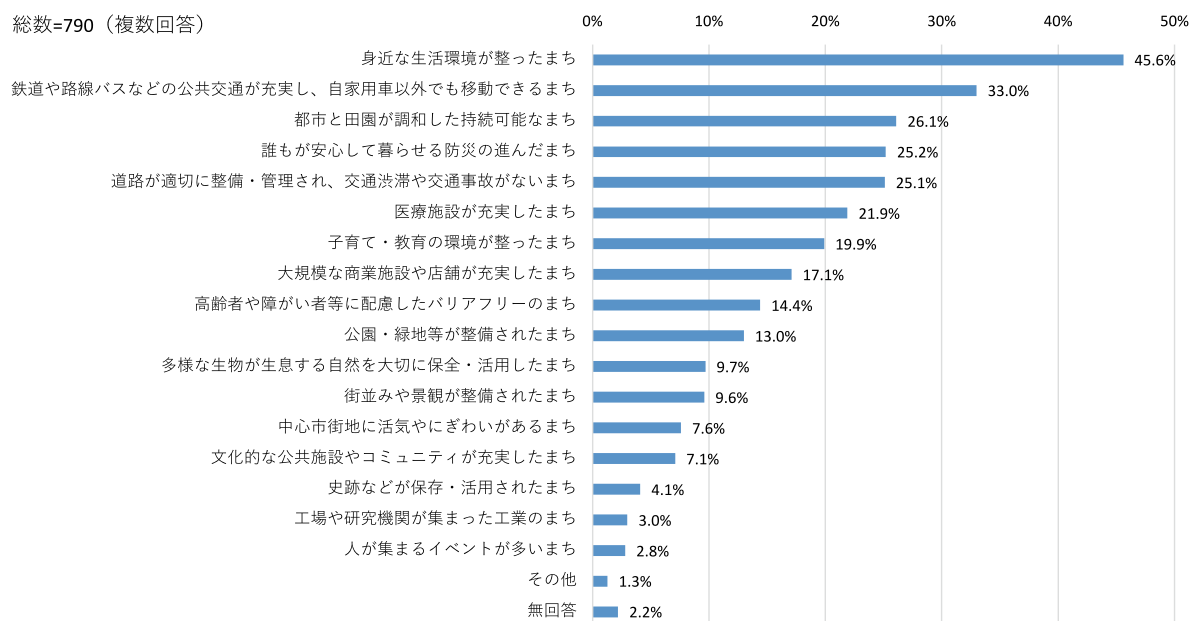
また、「60歳代」が最も多く25.8%、次いで「40歳代」が25.2%、「50歳代」が22.7%と続きます。



【調査結果概要】

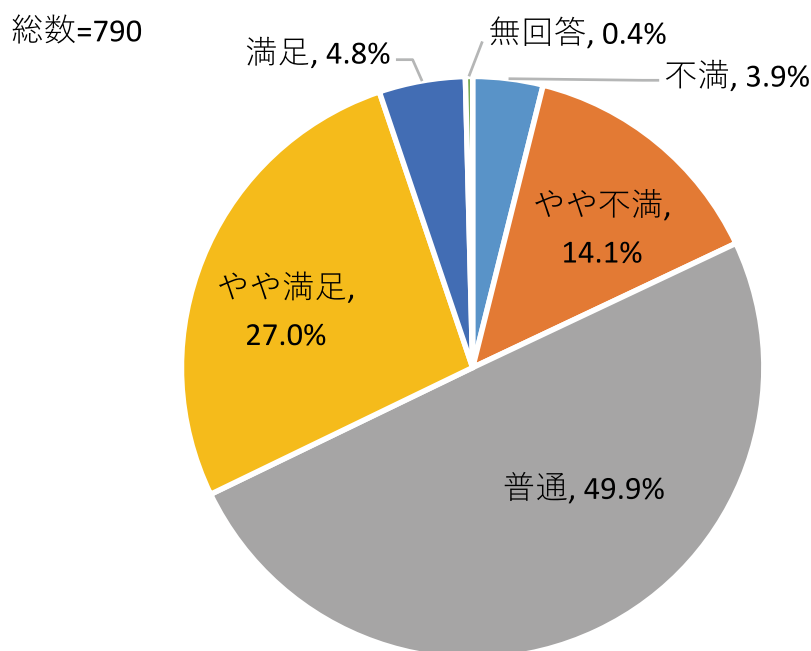
① 希望する将来像

生活環境の整備、公共交通の利便性、都市と田園の調和した持続可能なまち等が、高い結果となっています。



② 生活環境の満足度（総合的な暮らしやすさ）

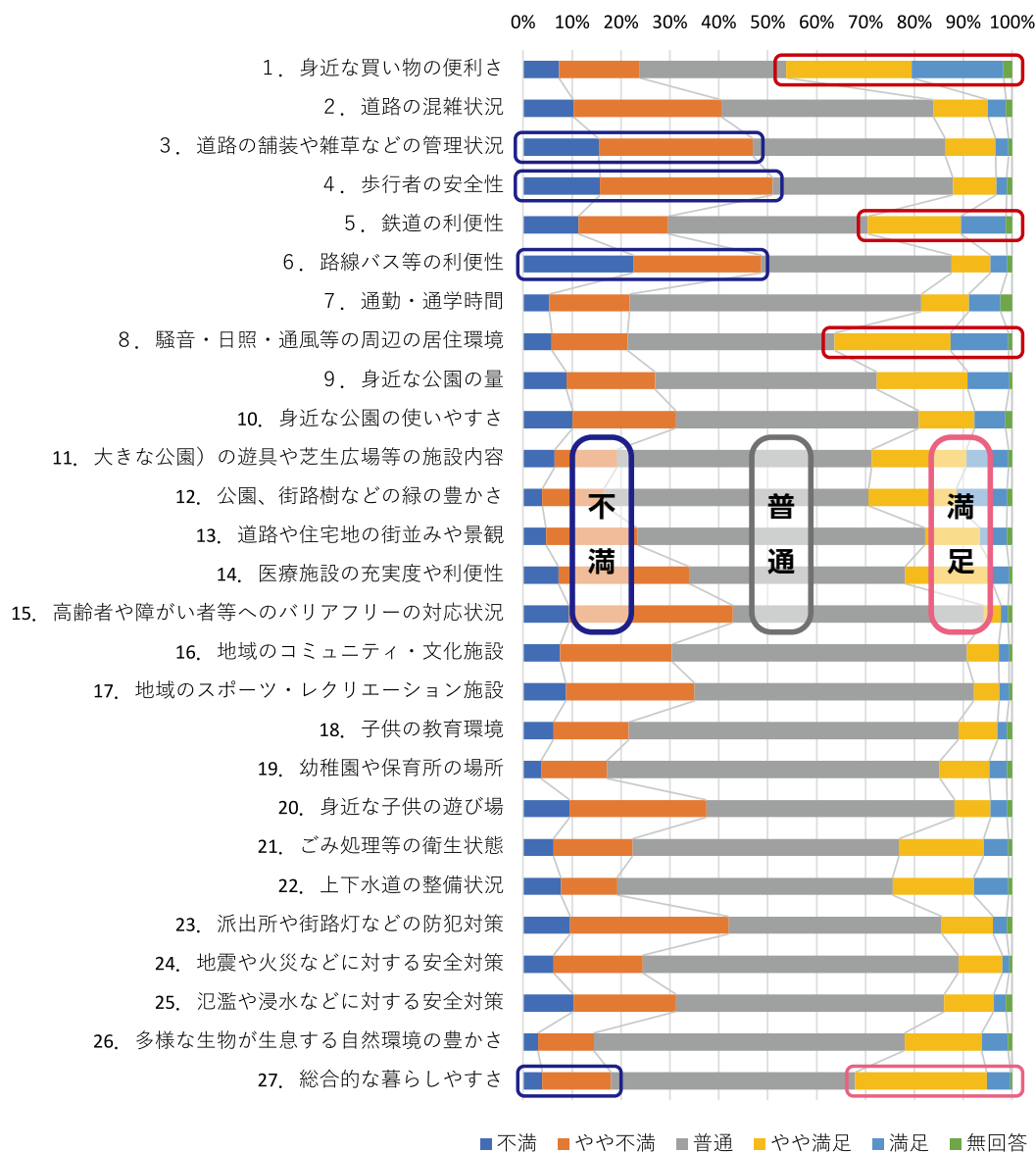
「総合的な暮らしやすさ」に満足している人は、不満に感じている人より多い結果となっています。



③ 生活環境で満足・不満に感じる上位の項目

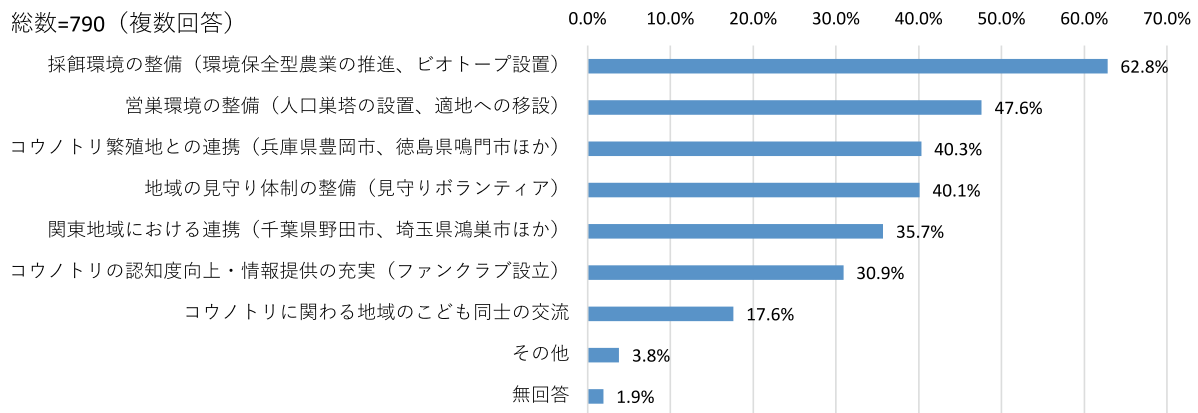
満足度が高い項目は、「身近な買い物の便利さ」「騒音・日照・通風等の周辺の居住環境」「鉄道の利便性」となっています。

満足度が低い項目は、「歩行者の安全性」「道路の舗装や雑草等の管理状況」「路線バス等の利便性」となっています。



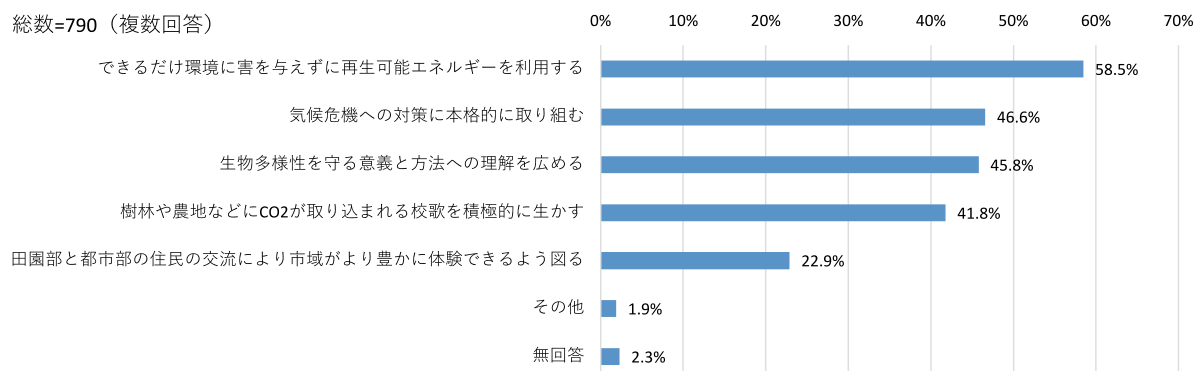
④ コウノトリの飛来と繁殖の取組みを進める場合、必要だと思うこと

採餌環境の整備、営巣環境の整備、地域の見守り体制の整備、コウノトリ繁殖地との連携が、高い結果となっています。



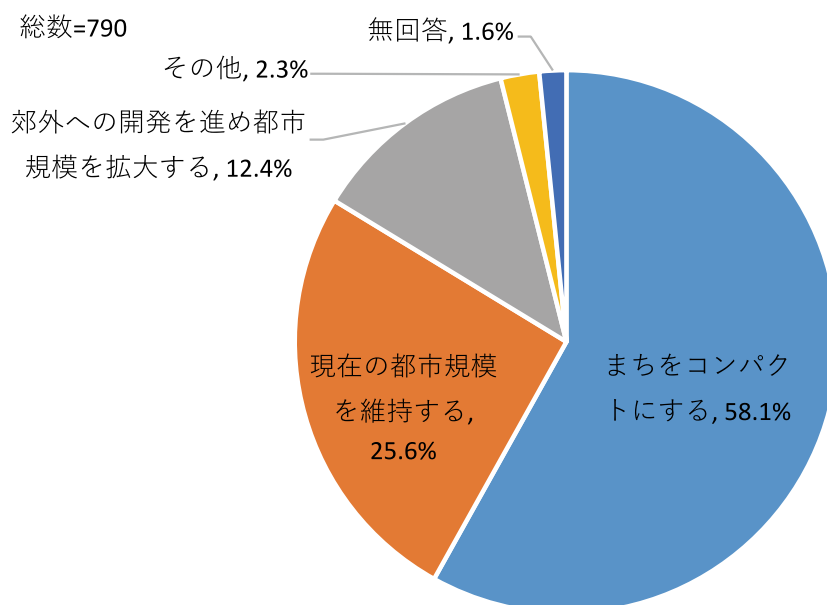
⑤ 「田園環境都市おやま」として優れた地域資源を生かし、持続可能なまちづくりを進めるために、重要な取組み

できるだけ環境に害を与えずに再生可能エネルギーを利用する、気候変動への対策に本格的に取り組む、生物多様性を守る意義と方法への理解を広める、樹林や農地などにCO₂が取り込まれる効果を積極的に生かすが、高い結果となっています。



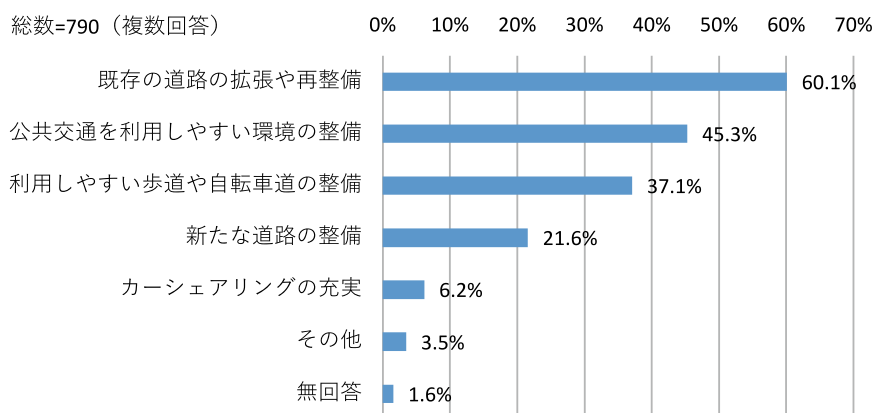
⑥ 人口減少等の問題に対応し今以上に快適に暮すために今後、行っていくべきまちづくり

コンパクトシティに賛同する意見が過半数を占めています。



⑦ 市内で慢性的に発生している交通渋滞等の問題に対し、効果的な取組み

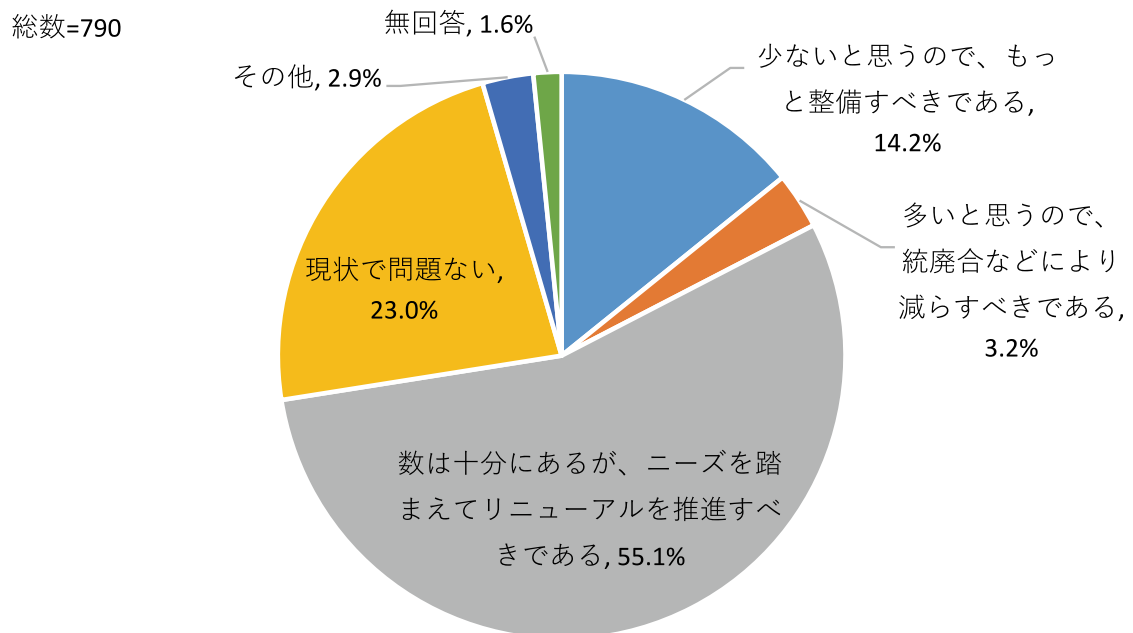
既存の道路の拡幅や再整備や公共交通を利用しやすい環境の整備、利用しやすい歩道や自転車道の整備が、渋滞緩和のために望まれています。



⑧ 今後の公園の数や配置について、行っていくべきこと

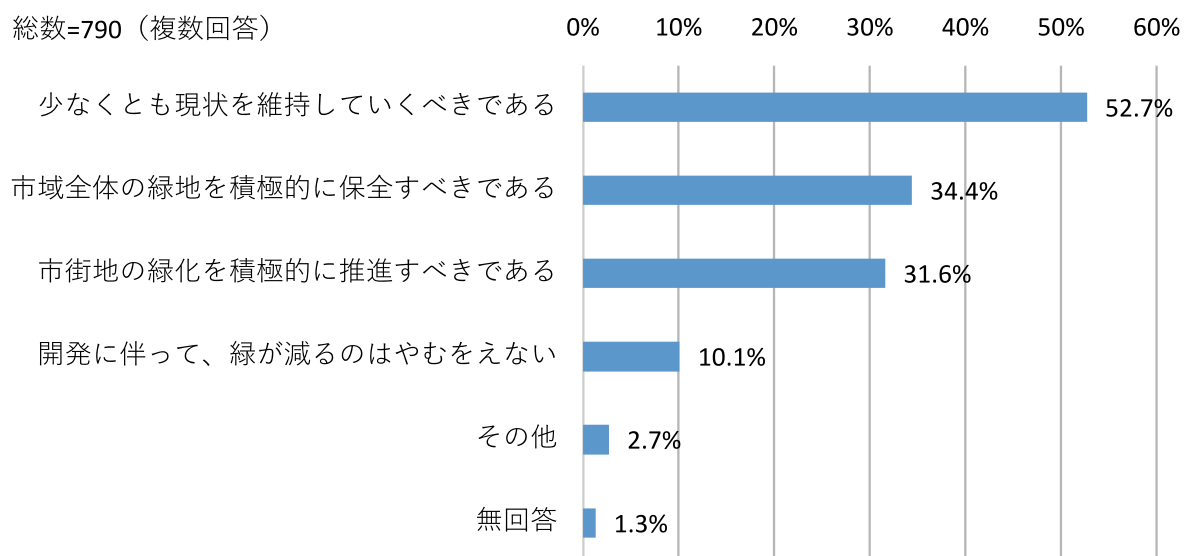
公園数の増加を望む声が 14.2% となっているのに対し、統廃合により公園数を減少すべきという意見や、数は十分であるという意見が多くなっています。

特に、公園数は十分であるが、既存公園のリニューアルを望む意見が 55.1% であり、過半数を占めています。



⑨「緑地の保全」と「緑化の推進」についての考え

緑地の保全や緑化の推進については、現状を維持していくべき、積極的に保全すべきといった前向きな意見が多数を占めています。



【結果概要】

調査項目	結果
希望する将来像	生活環境の整備、公共交通の利便性、都市と田園の調和した持続可能なまちを望む意見が多い。
生活環境の満足度 (総合的な暮らしやすさ)	総合的な暮らしやすさに満足している人は不満に感じる人より多い。
生活環境で満足・不満に感じる上位の項目	満足度高い：身近な買い物の便利さ、騒音・日照・通風等の周辺の居住環境、鉄道の利便性等 満足度低い：歩行者の安全性、道路の舗装や雑草等の管理状況、路線バス等の利便性等
コウノトリの飛来と繁殖の取組みを進める場合、必要だと思うこと	採餌環境や営巣環境の整備、コウノトリ繁殖地との連携を望む意見が多い。
「田園環境都市おやま」として優れた地域資源を生かし、持続可能なまちづくりを進めるために、重要な取組み	再生可能エネルギーの利用、気候変動対策への本格的な取組み、生物多様性への理解を広める取組みを望む意見が多い。
人口減少等の問題に対応し今以上に快適に暮すために今後、行っていくべきまちづくり	コンパクトシティに賛同する意見が過半数を占めている。
市内で慢性的に発生している交通渋滞等の問題に対し、効果的な取組み	既存道路の拡張や再整備、公共交通を利用しやすい環境の整備、利用しやすい歩道や自転車道の整備を望む意見が多い。
今後の公園の数や配置について、行っていくべきこと	公園数の増加より、既存公園のリニューアルを望む声が多い。
「緑地の保全」と「緑化の推進」についての考え	現状を維持、緑地の保全、緑化の推進を望む声が多い。

(2) 市民懇談会

都市計画・みどり分野に関する市民意見を聴取するため、市民懇談会を開催しました。

第1回 市民懇談会

【概要】

- 実施日時：令和4（2022）年6月24日（木）、6月26日（日）
- 出席者：39名、25名
- 内容：市の現況、各種調査結果の説明、今度の都市づくりの方向性について意見交換を実施

【結果概要（一部抜粋）】

方向性	意見
市民参画・協働	・若者の市民参画を促す情報発信や広告宣伝を行ってほしい。 ・市民が市政に参画しやすい環境づくりが必要である。 ・多くの市民から意見が吸い上げられるような参画企画を開催してほしい。（市民コンペ等） ・まちづくり団体が目指す目標を明確化してほしい。
グリーンインフラの推進	・再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組みを推進してほしい。 ・栗宮の安房神社周辺に広がる農地、平地林の自然豊かな田園環境の整備を推進してほしい。 ・災害に強いまちづくりを推進してほしい。 ・災害時の避難経路や避難場所の周知をしてほしい。 ・水害対策を早急に行ってほしい。 ・地域の自然環境に合わせ、ハザードマップの見直しを図り減災に繋げたい。 ・街の中心部に緑を感じられる環境を整備してほしい。 ・道路と歩道間の街路樹が少ないため、街路樹等の緑を整備してほしい。 ・地域ごとに異なるグリーンインフラを推進してほしい。 ・水素ターミナルを整備してほしい。 ・今後の休耕地への対応を示してほしい。

まちのコンパクト・プラス・ネットワーク化	・ダイバーシティの構想についても示してほしい。 ・歩道と車道の距離をとってほしい。 ・国道4号線の準高速化の計画を実行してほしい。 ・ウォーカブルシティのために、地下道や立体交差を整備してほしい。 ・車椅子で利用出来る小型バスを利用したい。 ・おーバスのサービスの平準化を行ってほしい。 ・郊外の過疎化対策について力をいれてほしい。 ・市街化調整区域内の道路の拡幅を行ってほしい。 ・渡良瀬遊水池の活用や保全、コミュニティバスについては、他市町村と連携して推進してほしい。 ・道路整備や駅前の整備を推進してほしい。
公園緑地機能の保全・強化および農村環境の維持・保全	・既存公園の再整備を検討してほしい。 ・公園緑地のメンテナンスを推進してほしい。 ・城址公園の整備を行ってほしい。 ・樹木の合理的な維持管理を行ってほしい。 ・小山総合公園内の樹木を増やしてほしい。 ・容易に市民や企業が就農できる仕組みをつくってほしい。 ・農業の担い手確保や耕作放棄地への対処を行ってほしい。 ・コウノトリに加え、トキの定着に向けた活動を推進してほしい。 ・米や小麦の生産を推進してほしい。 ・空き農地の活用を検討してほしい。 ・樹木を伐採し太陽光発電を設置することに対する規制を設けてほしい。 ・里山や平地林を保全してほしい。

第2回 市民懇談会

【概要】

- 実施日時：令和 5（2023）年 9 月 30 日（土）、10 月 5 日（木）
- 出席者：10 名、11 名
- 内容：「市民参画・協働」「都市」「みどり」の 3 分野について、各分野における将来像と実現のために実施すべきことについてグループトークを実施

【結果概要（一部抜粋）】

分野	将来像	各主体が実施すべきこと
市民参画・協働	・色々な人が市のありたい姿、あるべき姿を語り合える ・地縁型コミュニティを架け橋にして、移住者や若い世代が地域とつながる ・誰もがまちづくりに参加できる	・まちづくりへの理解の定着や活動参画へ動機付けの仕組みづくり ・勉強会やまちづくり活動、ワークショップなどに出席してきた人が、地域のファシリテーターになって、地域の声を吸い上げる ・地域の居場所、たまり場をつくる ・インフラの整備や情報発信を行う
都市	・食料需給なども含め、大災害に備えるまちづくりを行う	・地域のつながりの強化 ・インフラの整備 ・耕作放棄地の利活用 ・各種情報の発信と共有の強化
みどり	・気軽に自然にふれあえる ・現在の自然環境を維持	・サイクリングロードの整備 ・平地林を保全する仕組みづくり ・水路と平地林を一体的に整備する



第2回 市民懇談会の様子

2 - 5 今後の都市づくりの課題

本節では、第2章における本市の現況特性の把握、前回の都市計画マスタープランと緑の基本計画の方針に沿った主な取組み等の検証結果、市民アンケート調査と市民懇談会による市民意向の把握の結果、更には風土性調査の結果等を踏まえ、本市の都市づくりに向けた課題について検討します。

強 み	課 題
● 市民と行政の協働のまちづくりの仕組みの成熟 ● 地区まちづくり団体による地域特性を活かしたまちづくり活動 ● 人口減少、少子高齢化の進行度合いの低さ ● 鉄道の利便性の高さ ● 都心までの時間的距離の近さ ● 主要幹線道路によるアクセス性の高さ ● 北関東で有数の工業都市(雇用、市税の安定性) ● 都市と田園とのバランスの良さ ● 主要な都市計画道路の整備率の高さ ● 市街化区域内の都市公園へのアクセス性の高さ ● 自然環境(渡良瀬遊水地等)の豊富さ ● 市街地再開発事業等による小山駅周辺部再編の進展 ● 土地区画整理事業による都市基盤整備率の高さ ● 地産地消・食育の推進による食の豊かさ ● 農村の多面的機能維持・発揮活動カバー率の高さ ● 浸水想定区域外に存在する市街地の安全性の高さ	● 多様化・複雑化する市民ニーズへの対応 ● 市民意見・意向の市政への反映 ● デジタル社会への対応 ● 人口減少、少子高齢化への対応 ● 郊外部の日常生活サービスの利便性の向上 ● 徒歩による生活利便性の向上 ● バスの利便性の向上 ● 市街地の交通渋滞の解消 ● 都市計画道路の長期未着手路線の解消 ● 市街地の空き家・未利用地の増加への対応 ● 市街化区域における浸水想定区域の対応 ● 市民一人当たり公園面積の向上 ● 農地面積減少への対応 ● 農家人口の減少による農村活力の低下への対応 ● 農地や平地林の保全への対応 ● 水と緑の保全・ネットワーク化の強化 ● まちづくりを通じてのSDGsへの対応

第3章 小山市の都市づくりビジョン

3-1 都市づくりの理念・目標

(1) 都市づくりにあたっての視点

田園環境都市おやま

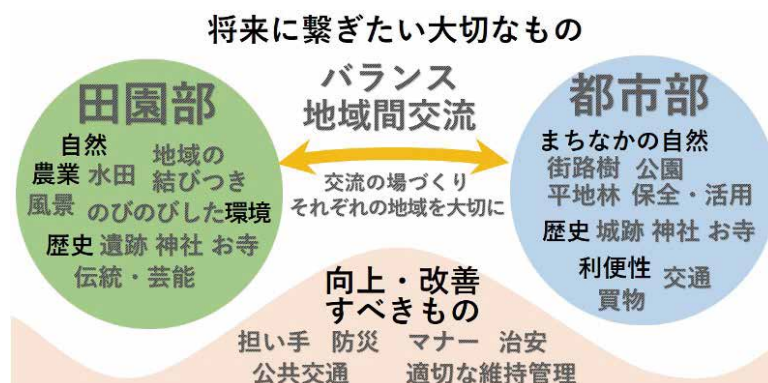
上位計画である第8次小山市総合計画において、本市のまちづくりの中心的な考え方である『田園環境都市おやま』の考え方が示されています。『田園環境都市』は、「交通利便性の高さに加え産業のバランスがとれた都市と、その周辺に広がる農地や平地林の自然豊かな田園環境が調和した本市のすがた」と定義されています。

同計画の基本理念は、「市民との対話と連携・協働による『田園環境都市おやま』を未来につなぐ持続可能なまちづくり」であり、「市民との協働」や「自然環境に十分に配慮」することが求められています。

本計画においても、都市と田園が調和した現在の本市の環境を未来につなぐ持続可能なまちづくりを推進していきます。



田園環境都市おやまのイメージ(出典:第8次小山市総合計画)



SDGSの考え方

国連において、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年の 15 年間でより良き将来を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略称）」が採択されました。「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標とされています。

「ウェディングケーキモデル」と呼ばれる考え方があり、下から順に「生物圏（Biosphere）」・「社会圏（Society）」・「経済圏（Economy）」という 3 層構造で自然環境を基盤として社会が構成され、社会の基盤の上に経済活動があるという考え方を示しています。

本市においても、この考え方の基に SDGs に取り組むこととしています。



(株)インターリスク総研より資料提供

SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev

ウェディングケーキモデル図

「自然に根ざした解決策」の考え方

「自然に根ざした解決策（Nature based Solutions、NbS）」とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処する方法で、自然および改変された生態系を保護し、持続可能に管理し、回復させることで、人間の福利と生物多様性の両方に利益をもたらす行動をさします。

これまで、生態系を基盤とした災害リスク軽減（Eco-DRR）やグリーンインフラなど、自然や生態系を基盤に主要な社会課題に取り組む各種アプローチが取り上げられてきましたが、「自然に根ざした解決策（NbS）」はそれらを包括する概念です。

都市環境と田園環境の調和した現在の本市の環境を将来につなぎ、人々が住みよいまちをつくっていくにあたり重要な考え方となります。



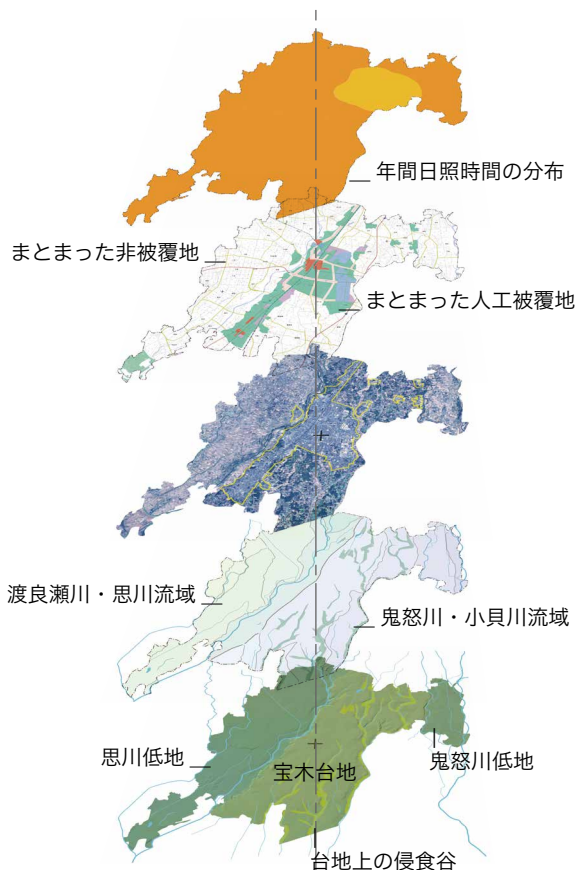
●NbSにより取り組まれる主要な社会課題



風土に根差したまちづくり

風土性調査の結果から、台地と河川低地からなる本市の平坦な地形と植生、水循環等から得られる生態系サービスにより、古代以来人々の生活が支えられ、広域交通・流通を支えて都市部と田園部の調和を保つ基盤となってきたことが分かってきました。

都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続的に発展させていくためには、市域の地形や植生、水循環を基盤として自然からの恩恵を受けられる機会と量を増やししながら、持続的な土地利用を図る必要があります。



- 風土と歴史・文化を踏まえた土地利用とすること
- 人間活動から生じる環境負荷の低減が図られること
- 田園環境および都市環境が調和し、持続することができること
- 田園環境を保全、育成し、そこから得られる恩恵を持続することができること
- そこに暮らす人々が健康で文化的な営みを持続することができること



(2) 都市づくりの理念

これまでの都市づくりの変遷や今後の都市づくりに必要となる視点等を踏まえ、都市づくりの理念を以下のように整理しました。

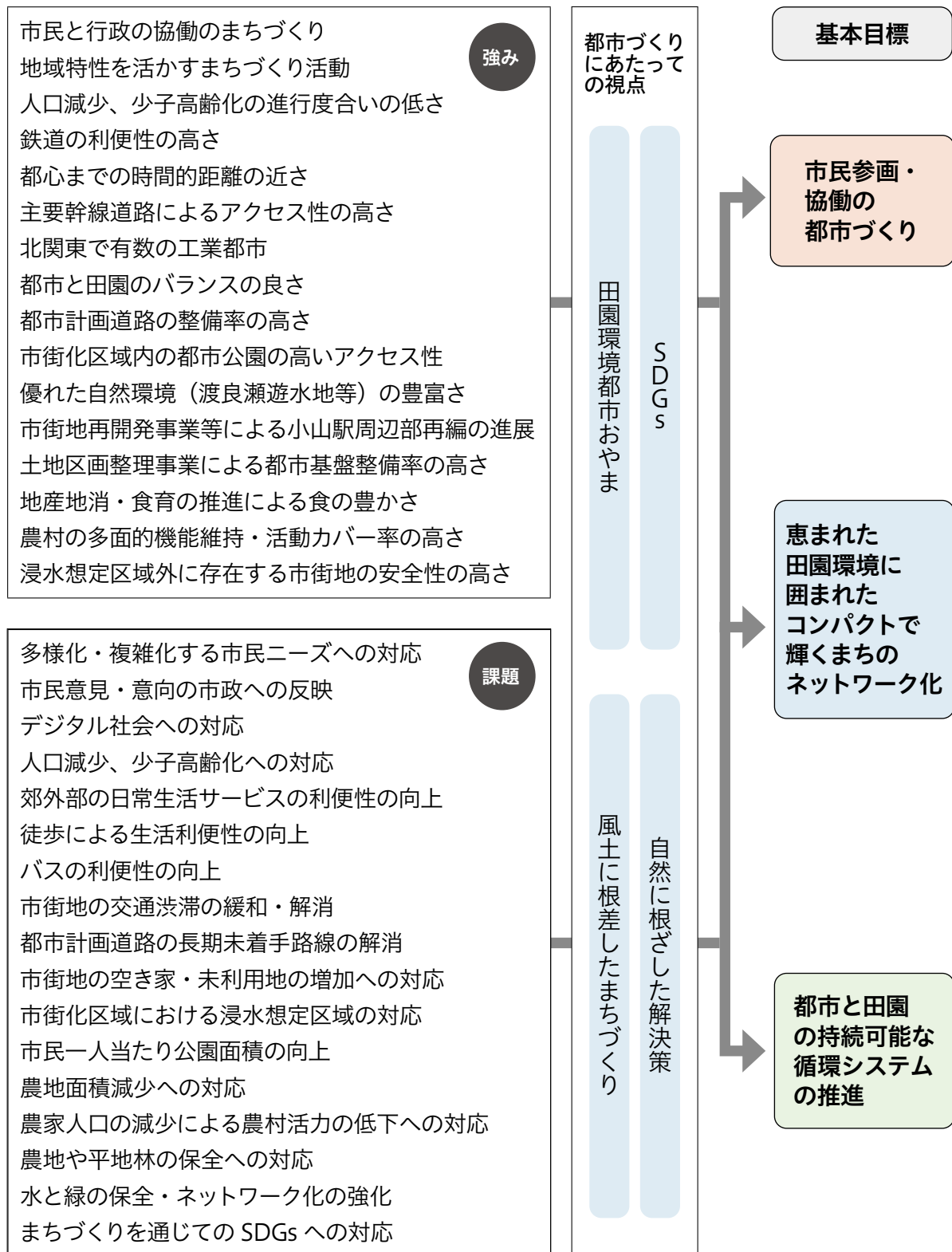
【基本理念】

「都市環境」と「田園環境」が調和した
緑の都市づくり



(3) 都市づくりの基本目標

本市の強みを活かし、課題の解決を図るため「都市づくりの基本目標」を定めます。



【都市づくりの基本目標】

市民参画 ①市民参画・協働の都市づくり



少子高齢化の社会情勢下、地域コミュニティの維持は、都市づくりには必要不可欠な要素のため、それを支える市民と行政が一体となった協働のまちづくり活動の継続が重要です。

市民・事業者・教育機関・行政がともに地域の課題の解決に取り組み、魅力ある地域づくりを積極的に展開する「協働のまちづくり」を推進します。行政は市民の意見を広く聴き、市民がまちづくりに参画しやすい環境の整備を推進するとともに、市民による主体的なまちづくりを実施、支援できる人材の育成を推進します。

都市 ②恵まれた田園環境に囲まれたコンパクトで輝くまちのネットワーク化



2020 年度をピークに人口減少に転じつつあるなか、空き家、空き店舗、空き地等の低未利用地の増加や、郊外部での農業就業者の減少による耕作放棄地の増加、農村集落における生活利便性の低下が懸念されています。

適切な都市機能の集約・維持を図るとともに、居住を誘導し、まちの中心拠点と地域の拠点をつなぐ交通ネットワークの構築を図り、持続可能なまちづくりを推進します。また、まちなかの交流・滞在空間を創出する取組みを行い、ウォーカブルシティの実現を目指します。郊外部においては、農業関連施策と適切な連携を行うとともに、空き家等を活用した移住定住・活性化支援等による既存コミュニティの維持を図ります。

みどり ③都市と田園の持続可能な循環システムの推進



公園緑地や農村環境については、ゼロカーボンや生物多様性に配慮したまちづくりを目指すため、その機能の保全と強化を図るとともに、小山市の都市部と田園部をつなぐ「みどりのネットワーク」の形成・保全に務めます。その具体的な実現に向け、みどりの確保目標を設定し、緑化の推進のための施策を推進します。

また、自然の持つ多様な機能を積極的に活用し、持続可能な循環型社会基盤の構築を目指します。

3 - 2 将来都市像

(1) 将来都市構造

人口減少社会のなかで持続可能な都市を築いていくため、市の中心部への都市機能の一定の集積により、全市的な都市サービスを継続かつ効率的に提供できる都市づくりを行います。

都市づくりの理念を実現するために、主要な都市機能や骨格となる道路網、土地利用等について基本的な方向性を定め、将来あるべき都市構造を示します。

【基本的な方向性】

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する

- ・市の中心部(小山駅周辺)へ都市機能を集積するとともに、生活利便性を確保する地域拠点を設定。
- ・交通ネットワーク(道路、公共交通)を形成し、拠点同士の連携を強化。
- ・まちなかはウォークアブルに。

持続可能な循環型の社会基盤を構築する

都市と田園のバランスがとれた現況を守りながら、公園緑地を中心に、カーボンニュートラルや生物多様性に配慮したまちづくりを推進。

【拠点の方針】

行政施設をはじめ、公共公益施設、商業・業務施設、観光施設等の都市機能が立地している場所を中心に、都市機能がコンパクトに集積し、生活利便性を確保する拠点を位置付けます。

【軸・ネットワークの方針】

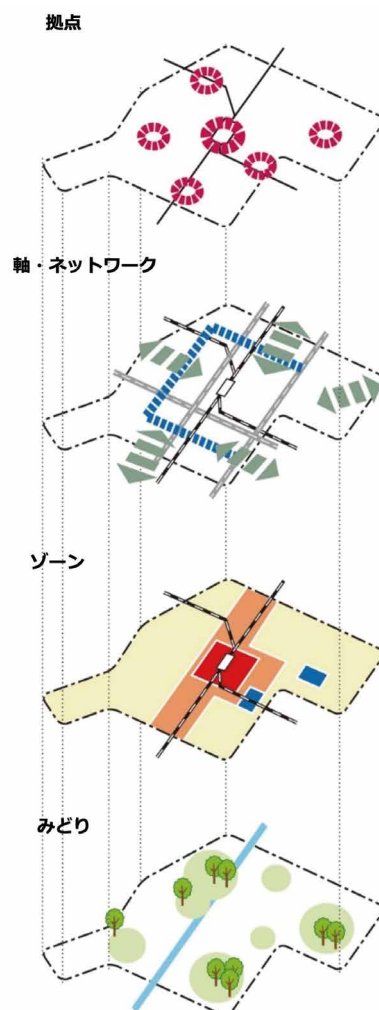
都市機能が集積する拠点同士の連携を強化することにより、利便性を確保するネットワークを位置付けます。

【ゾーンの方針】

市街地の既存ストックを有効に活用するとともに、拠点とネットワークを効率的に活用し、郊外の豊かな自然環境と市街地の利便性を相互に共有できるゾーンを位置付けます。

【みどりの方針】

都市と田園のバランスのとれた現況を守りながら、公園緑地を中心に、ゼロカーボンや生物多様性に配慮したまちづくりを目指すために、みどりの保全と整備を図っていきます。



上記方針に基づく具体的な都市構造は次のとおりです。

【拠点】

	中心拠点 本市の中心かつ県南地域の中核であり、多様な都市機能が立地し、広域的な公共交通の結節点となっている小山駅周辺を「中心拠点」として設定します。
	新市街地 新市街地の形成により本市の更なる発展・成長を目指す拠点として位置付けます。 新たな幹線道路整備による交通利便性の向上や居住環境整備により、持続可能で魅力的な都市的土地利用を検討していきます。
	地域拠点 間々田駅周辺、小山城南、桑（羽川）、大谷を地域拠点に位置付け、地域住民の利用を対象とした拠点として、現在の生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図り、それら機能を過度に自動車に頼ることなく、徒歩や自転車を中心として利用できる拠点形成を目指します。
	地域コミュニティ拠点 本市においては、地区レベルの課題に応じたまちづくりを推進するため、小山市地区まちづくり条例に基づき、地元組織による地区整備が進められており、市街化調整区域等の郊外部においても地域コミュニティが形成されています。 豊田、絹、中、穂積、寒川、生井を地域コミュニティ拠点として位置付けます。
	平地林保全の拠点 思川と鬼怒川の間の台地上に残されている平地林は、市街地に隣接する貴重な樹林地として位置付けます。
	憩いとスポーツの拠点 小山総合公園や運動公園、小山思いの森等、市民に潤いと安らぎを与え、健康の維持・増進
	歴史文化の緑の拠点 摩利支天塚・琵琶塚古墳や祇園城・鷺城跡（鷺神社）、栗宮周辺等、本市の歴史・文化とともに特性をもつ歴史・文化の拠点として位置付けます。
	都市と農村交流拠点 道の駅思川周辺を都市と農村交流拠点として位置づけ、交通機能および地域の産業振興機能の充実を図ります。

【軸・ネットワーク】

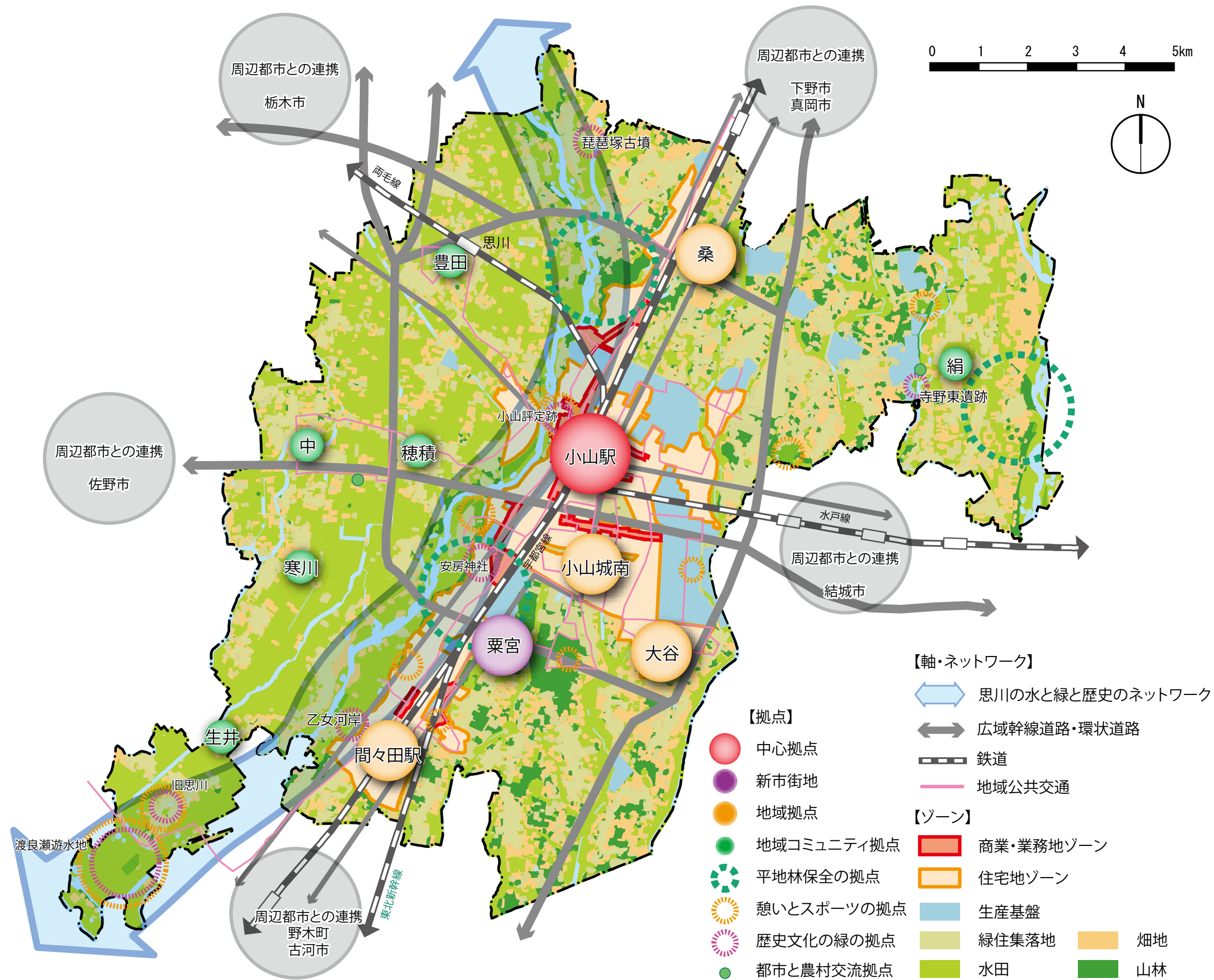
	思川の水と緑と歴史のネットワーク 思川流域は、周辺の公園や緑地空間、歴史文化拠点等、思川沿いの地域資源の活用を図り、水と緑と歴史のネットワーク形成を図ります。
	広域幹線道路・環状道路 幹線・環状道路から生活道路まで長期的視野に立った「小山市総合都市交通計画」に基づき、都市基盤の充実や開発等による土地利用を考慮した上で計画的かつ効率的な道路整備を推進します。
	鉄道 市内を通る JR 宇都宮線や水戸線、両毛線等の鉄道は、市内の移動に留まらず、首都圏への広域的な移動においても重要な交通手段となっていることから、基幹的な公共交通軸として位置付け、拠点間の連携を強化します。
	地域公共交通 各拠点を連絡するコミュニティバス路線を公共交通軸として位置付け、小山駅を中心に広がる公共交通ネットワークを形成し、中心拠点とその他の拠点の交通アクセスを確保します。

【ゾーン】

	商業・業務地ゾーン 都市機能の更新や土地の高度利用を図るとともに、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。小山駅周辺および間々田駅周辺地区においては、商業・業務や行政、文化等の多様な都市機能の整備・充実を図るとともに、エリア価値の向上を図ります。また、幹線道路沿道においては、日常生活の利便に供する商業施設等の立地を誘導します。
	住宅地ゾーン 人口動態や高齢社会の進展等を踏まえ、地区の特性に応じた住環境整備により、安全・快適な住宅地の形成を図ります。
	生産基盤地 主な工業団地等を生産基盤地として、交通環境等立地利便性を活かした工業基盤・機能の整備により、本市の活力を支える、環境に配慮した工業・流通業務地の形成を図ります。

【みどり】

	緑住集落地 田園部の既存集落においては防災面にも配慮しながら、既存宅地や空き家等の利活用により、良好な居住環境と地域コミュニティの維持を図ります。
 	農地（水田・畑地） 農業の有する多面的機能の維持、環境への負荷低減に配慮した農業生産の推進を図ります。
	山林 市内に散在する平地林については、将来に渡り持続されるよう維持・保全を推進します。



(2) 将来目標人口

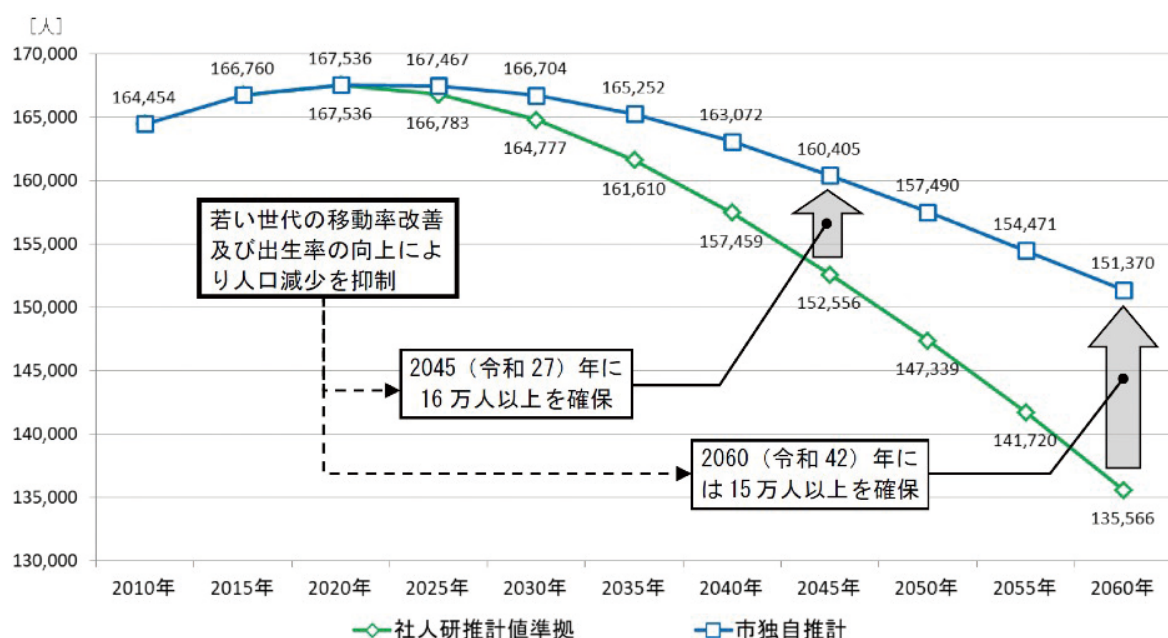
令和元（2019）年度に策定した「第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、本市における将来人口の展望について、若い世代の移動率改善および出生率の向上に取り組むことにより、人口減少を抑制し、令和27（2045）年に16万人以上を確保するとともに、令和42（2060）年では、151,370人を確保できる見通しとしており、その実現のため、子育て環境の充実や移住定住の促進など、新たな時代にあったまちづくりを推進することとしています。

本計画においても、同様の将来人口の目標を設定し、各計画と連携した施策の展開による人口の減少幅の抑制をめざします。

令和22(2040)年
人 口

163,072人

総人口の将来展望(独自推計による長期的な見通し)



(出典:第2次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

基本理念

「都市環境」と「田園環境」が
調和した緑の都市づくり

基本目標	方針および取組み	
市民参画・協働の 都市づくり	市民参画・協働	●市民・教育機関・事業者・行政の協働 ●まちづくりにおける行政の役割
	協働のまちづくり	●地区まちづくり活動 ●地区まちづくり活動の今度の方針 ●小山駅周辺地区まちづくりプランに関する取組み
	公共空間・ 遊休不動産の活用	●街路空間・水辺空間・公園空間の活用 ●遊休不動産の活用
恵まれた田園環境に 囲まれたコンパクト で輝くまちの ネットワーク化	土地利用	●市街化区域 ・住宅系土地利用 ・商業・業務地系土地利用 ・工業系土地利用 ●市街化調整区域 ・田園・自然系土地利用
	交通・道路体系	●ウォーカブルシティの整備 ●公共交通体系の整備 ●道路交通体系の整備
	防災	●都市の防災性向上 ●災害時の防災拠点・体制
	都市と田園の 景観形成	●「都市環境」の景観形成 ●「田園環境」の景観形成
	住環境	●公共公益施設 ●供給処理施設等
都市と田園の 持続可能な 循環型システムの 推進	みどりの確保目標	●緑地の確保目標 ●都市公園として整備すべきみどりの目標
	みどりの保全および 緑化の推進のための 施策	●施設緑地の整備・活用・管理方針 ●地域制緑地の保全・活用方針 ●施設緑地の緑化の推進 ●地域制緑地によるみどり空間の保全・活用 ●緑化の推進に向けた体制強化
	みどりの配置方針	●みどりのネットワークの形成 ●機能別および総合的な配置方針

第4章 市民参画・協働

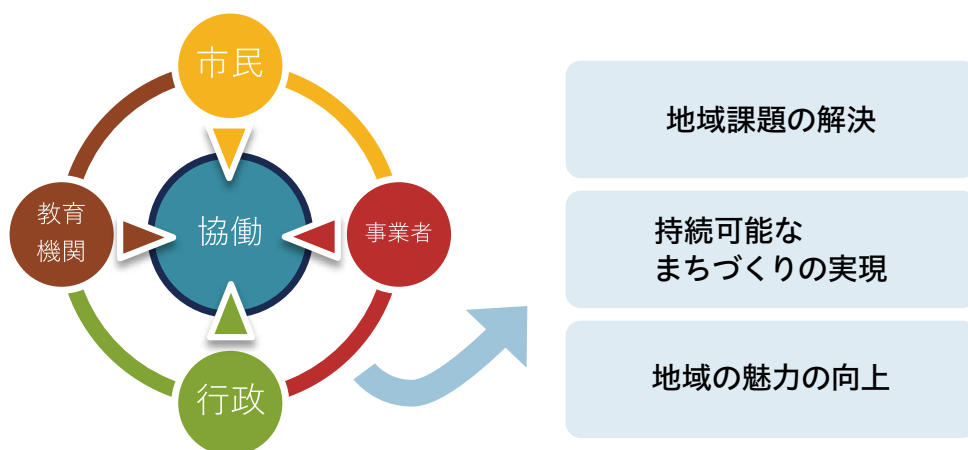
4-1 市民参画・協働

(1) 市民・教育機関・事業者・行政の協働

市民・教育機関・事業者・行政のそれぞれの主体が、お互いの立場を超えて連携・協力し、それぞれの強みを生かして地域の課題の解決に取り組み、魅力ある地域づくりを積極的に展開する協働のまちづくりを推進します。

また、まちづくりの推進にあたっては、限られた財源の中で最大限のまちづくりの効果を引き出すため、国や県の財政支援だけでなく、民間活力の活用を視野に入れた仕組みを検討していきます。

協働のまちづくりのイメージ図



【市民に求められる役割】

まちづくりの主役として、自らの生活の場を安全・快適・便利にし、次代につないでいくことは、市民の大切な役割の一つです。

このため、市民は、まちづくりに積極的に参加し、市民相互の協力と理解を促しながら、主体的なまちづくりを進めていくことが求められます。

【教育機関に求められる役割】

小・中・義務教育学校、高等学校、大学等の教育機関は、そこで学ぶ児童生徒や学生の成長を促す役割があります。そのためには、適切に行政・地域と連携・協働することが重要です。例えば、児童生徒や学生が、地域課題の解決の場に参画することによって、地域の将来を担う人材の育成だけでなく、地域住民とのつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図ることにもつながります。

【事業者求められる役割】

将来的に人口減少が見込まれる中、積極的に地域の民間企業や各種団体が持つ専門的なノウハウや資金を活用（PPP/PFI の導入）しながら、まちづくりを推進することが不可欠となります。そのため、まちづくりを担う地域社会の一員である事業者と連携し、事業活動による公共施設等の運営、地域の利便性や魅力向上、活力創出等に向けたまちづくりを推進します。

また昨今では、インターネットを駆使し、自主的なクラウドファンディング等の設立により、行政からの補助だけでは成しえなかったプロジェクトの実現が可能になりました。多様なプロジェクトの実施により、交流人口の拡大、観光振興、ビジネスの拡充などの経済効果のみならず、地域の活性化やまちづくり活動の活発化が期待できます。

～クラウドファンディング実施事例～

小山駅前のみつわ通りに立地する築 40 年以上の空き店舗をリノベーションし、学生も社会人も利用できるコワーキングスペース「SEKEN」が設立されました。

クラウドファンディングの資金は、天井や床の補修などの改修費や、トイレや照明、テーブル、イスなどの備品費用に充てられています。



【行政求められる役割】

市は、情報の公開、市民参加の場づくりや支援等を積極的に進めながら、総合的かつ効率的な個別の施策を構築し、まちづくりを着実かつ具体的に展開していく役割を担っています。

また、施策の立案・実施にあたっては、庁内部局間の総合的かつ十分な調整を行い、あわせて国や県、周辺都市等との適正な連携・分担による計画的で効率的な整備を進めることが求められます。

(2) まちづくりにおける行政の役割

●学習機会の提供・充実

- ・小山市まちづくり出前講座の活用等、まちづくりに関する学習機会の創出による知識や意識の向上を図る。
- ・まちづくり組織の交流会やまちづくりに関するイベント等の開催等による人財や情報の交流を促進する。
- ・市民と教育機関、事業者、行政の協働の場として、専門家を呼び懇談会やシンポジウムの開催等による専門知識・意見・情報交流の機会づくりを推進する。
- ・各種事業の実施にあたっては、特に次世代を担う子どもや若年層に対する取組みを強化する。

●市民活動等への支援

- ・「小山市市民活動センター」をはじめ、関係機関・関係団体と連携しながら、市民活動団体やNPOなどへの積極的な支援を行う。
- ・まちづくり組織や活動に携わる人材の登録や情報提供等、まちづくり活動および具現化に向けた基礎的支援を行う。
- ・グラウンドワーク等による環境改善や施設整備等を支援する制度や体制を強化・推進する。

●情報発信の強化、市民参画の機会の提供

- ・広報紙やWEBサイト、動画配信、SNS等、行政テレビ、テレビ小山、コミュニティFM「おーラジ」による情報の発信を強化する。
- ・市長へのメール・手紙、デジタルプラットフォーム等を活用し、市民が誰でも意見し、それを受け止めることができる機会の確保・充実を図る。
- ・市民と市長が直接対話できる「市民フォーラム」やまちづくりワークショップの開催、パブリックコメントの実施、審議会等委員の公募を推進する等、市民が市政運営や地域づくりに参画しやすい機会の確保・充実を図る。

●人員・人材の確保

- ・行政内部や国、県、周辺市町との連携を強化し、より適切な支援や連携のあり方を研究し、実現していくよう努める。
- ・都市計画やまちづくりに関する学習・調査・研究を積極的に実施しながら、市職員等の意識の向上を図る。
- ・小山市地域おこし協力隊や協力連携する意欲のある市民、団体、事業者等の募集・活動支援を行う。

～小山市地域おこし協力隊の事例～

人口減少・少子高齢化社会が進展する中で、本市における地域力を維持・強化するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を促進するため、国が定めた地域おこし協力隊推進要綱に基づき、小山市地域おこし協力隊を採用しています。

●活動期間：令和3(2021)年6月1日～(令和6(2024)年3月現在も活動中)

●活動内容

官民が連携した“まちなか”のにぎわい創出や活性化を目指し、まちなかの魅力を磨き上げる活動に取り組んでいます。公共空間および遊休不動産を活用した起業支援、まちなかの活性化に必要なイベントの企画運営など、積極的に自らまちに溶け込み、主体的にまちづくり活動を行っています。



まちの清掃活動の様子



遊休不動産を活用した「まちのプロムナード」
において行われた「秋の読書会」の様子

4 - 2 協働のまちづくり

(1) 地区まちづくり活動

地区特性や地区レベルの課題に応じ、かつ、多様化する市民ニーズに的確に応えたきめ細かなまちづくりを推進するため、平成 17（2005）年に「小山市地区まちづくり条例」を施行し、市民と行政それぞれの責任と役割のもと、協働のまちづくりを推進しています。

この条例に基づくまちづくりは、地域住民が主体的に地区まちづくり団体を設立し、地区の将来構想を考え、その構想の実現に向けて市民と行政が協働で取り組んでいくものであり、令和 6（2024）年 3 月現在で「まちづくり研究会」2 団体、「まちづくり推進団体」36 団体が、地区まちづくり活動に取り組んでおり、24 か所の「まちづくり構想」が策定されています。

●地区まちづくり活動の主な流れ



地域の課題や未来に残したい資源などについて、地域住民自らがまち歩きや話し合いを行い、地区の将来像を「まちづくり構想」として策定します。

「まちづくり構想」には、各地区のまちづくりの目標や土地利用や施設の整備方針、建築物等の推奨ルール等が定められ、良好で魅力的な地区の形成が進められています。



市は提出された「まちづくり構想」の内容を確認し、関連する市の計画との整合性を確認の上、「小山市まちづくり計画」として認定を行います。

市の認定を受けることで、市の計画の一部として実現化するための事業化検討を行います。



「まちづくり構想」の実現に向け、地域住民と行政が互いに連携し取り組みを行います。市は狭あい道路の拡幅整備や公園の整備などの都市基盤整備を行い、まちづくり構想に記載したまちづくりのルールを法的な規制とする「地区計画」を定めます。

【地区まちづくりの成り立ち】

年 表	取組み内容
～平成 16 (2004) 年	行政主導による道路・公園・土地区画整理等のまちづくりにおける整備が進められてきました。
平成 17 (2005) 年	市民が主体的かつ積極的にまちづくりに参画できるよう「小山市地区まちづくり条例」が制定されました。 同年 6 月、条例に基づき、地域住民が主体となり、2 団体の地区まちづくり研究会が発足しました。 その後も各地でまちづくり研究会、まちづくり推進団体が発足・認定され、活発なまちづくり活動が行われるようになりました。
平成 19 (2007) 年～	認定された地区まちづくり推進団体により「地区まちづくり構想」の提案を受け、その構想の実現のための取組みを行政と市民の協働で進めてきました。 (都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金事業) による道路、公園整備等)
令和 6 (2023) 年 3 月現在	・地区まちづくり研究会：2 団体 ・地区まちづくり推進団体：36 団体 ・地区まちづくり構想 認定：24 地区

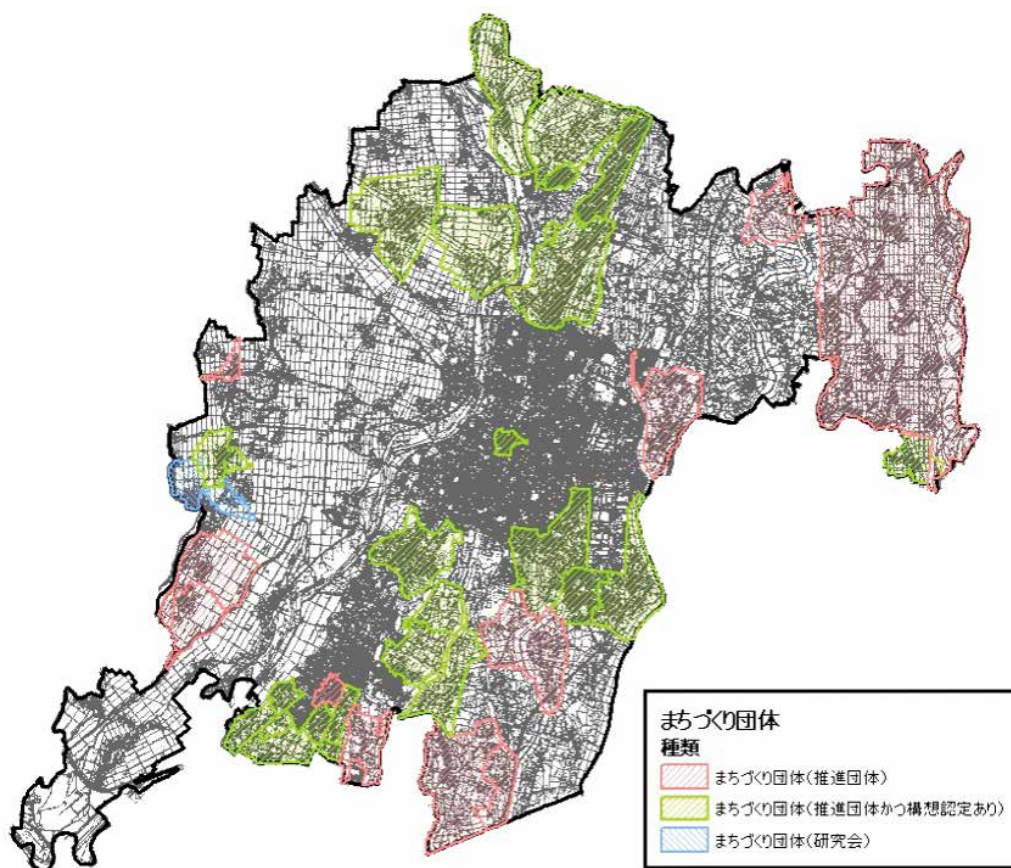
【まちづくり推進協議会・まちづくり研究会 設立状況】

◇まちづくり推進協議会（○付数字は、「まちづくり構想」認定地区）

① 羽川地区	H17. 6. 3	第1号	19 南和泉・荒井原地区	H25. 5.24	第19号
② 栗宮地区	H17. 6. 3	第2号	⑳ 横倉地区	H25. 5.24	第20号
③ 町谷地区	H19.11.23	第3号	㉑ 思川駅周辺地区	H25. 5.24	第21号
④ 平和地区	H19.11.24	第4号	㉒ 扶桑地区	H26. 5. 7	第22号
⑤ 雨ヶ谷地区	H20. 6.14	第5号	23 寒川地区	H26. 9. 2	第23号
⑥ 中河原地区	H20. 7. 4	第6号	㉔ 東黒田地区	H26. 9.29	第24号
⑦ もみじ山地区	H20.12.24	第7号	㉕ 喜沢地区	H26. 9.29	第25号
⑧ 前新田地区	H21.12.25	第8号	26 六軒地区	H27. 4. 2	第26号
⑨ 西黒田地区	H22. 4.18	第9号	㉗ 西黒田上地区	H27. 8.17	第27号
⑩ 中妻地区	H23. 8. 3	第10号	28 南飯田地区	H27. 8.17	第28号
⑪ 寒沢東磯ノ宮地区	H23. 8. 3	第11号	㉘ 島田地区	H28. 3.25	第29号
⑫ 横倉新田地区	H23. 8.11	第12号	30 旭野町地区	H29.12.19	第30号
⑬ 三峯地区	H23. 8.28	第13号	31 東山田上地区	H29.12.19	第31号
⑭ 乙女南部地区	H25. 1.23	第14号	32 南小林地区	H30. 6.19	第32号
⑮ 下泉地区	H25. 1.23	第15号	33 中久喜地区	H30. 8.27	第33号
⑯ 飯塚地区	H25. 1.23	第16号	34 塚崎地区	H31. 2. 8	第34号
⑰ 南半田地区	H25. 5.24	第17号	35 絹地区	R 2. 3.13	第35号
18 迫間田地区	H25. 5.24	第18号	36 千駄塚地区	R 3. 6.17	第36号

◇まちづくり研究会

1 中里昭里地区	H20.12.10	第16号	2 押切地区	H25. 5.24	第31号
----------	-----------	------	--------	-----------	------



全 体 構 想 一 栗 宮 地 区 における整備、開発及び保全の方針
(調整後案)

ア)土地利用の約束

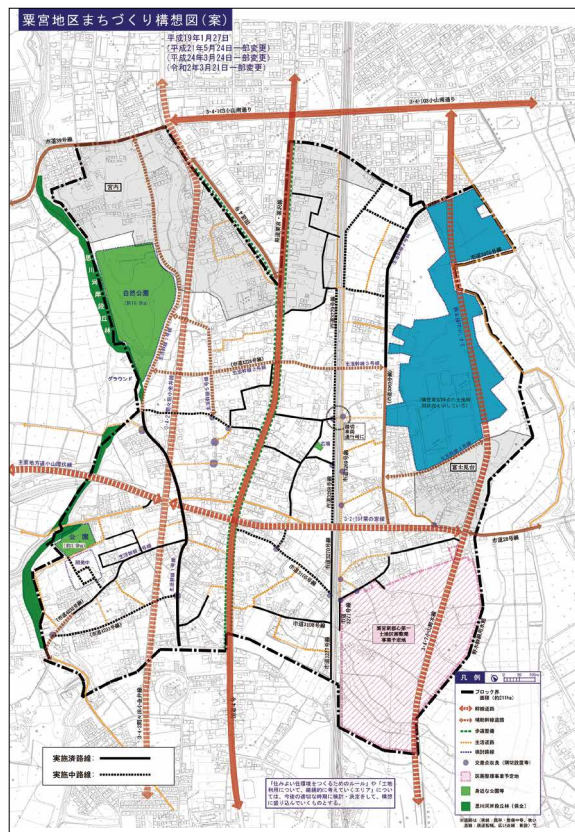
- ①土地利用の約束
 - 基本的には、現在の用途地域（第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、工業地域）にもとづく土地利用を図っていくこととします。
 - （将来的な方針（現時点での課題））
 - 本地区の幹線道路となる都市計画道路や生活幹線道路の整備が具体化した場合には、沿道の土地利用等の方針などを考慮して、地区計画による建築物の制限などに柔軟な対応について検討することとします。
 - 市街化調整区域に隣接してまとまった規模で残っている農地や山林については、将来的な土地利用の方向性を引き続き検討し、合意が図られた時点で構想に盛り込むものとします。
- ②大切にしたい緑地等
 - 安房神社西側の利尻段丘林と一体となった農林地を、公算化することにより保全していくことを望みます。
 - 本地区西側の尾川利尻段丘林は、保全していくことを望みます。
 - 安房神社とその周辺については、歴史や自然環境を大切にしたいことを望みます。

イ)施設整備の方針

- ①幹線道路の整備方針
 - 本地区内に計画されている都市計画道路 3-4-109 間々田東通り、都市計画道路 3-5-121 栗の宮線、都市計画道路 3-4-2 間々田小山金井線の早期整備を望みます。
 - 都市計画道路及び国道4号を軸として、また、都市計画道路の整備までの暫定の道路ネットワークとして、地区内交通の円滑な実現を行う生活幹線道路を適切に整備し、整備を推進することを望みます。（生活幹線道路の詳細は次ページに示す）
 - 国道4号は、将来的には東端子等のすれ違いにも配慮した歩道拡幅等の整備を望みます。
- ②生活道路の整備方針
 - 生活道路については、幅員6mを基本としながら、既存の道路の拡幅整備に加え、必要に応じて新設整備を図ることを望みます。
- ③公園の整備方針
 - 自然公園の整備（安房神社西側の利尻段丘林と一体となった農林地）を望みます。
 - プロジェクトとは、広域的に地域で利用できる公園（又は広場）を設置することを望みます。
- ④下水道の整備方針
 - 地区内全域において、公共下水道（内水）の整備を推進することを望みます。
 - 地区内全域において、雨水排水施設の整備を望みます。
- ⑤その他施設の整備方針
 - 将来的な方針（現時点での課題）
 - 小山市都市計画マスタープランにおいても位置づけられている「まちの駅（集客）」について、今後、具体化に向けた検討を望みます。

ウ)その他の約束

- ①基本ルール
 - 住みよいまちを目標として、地域で主体的に守っていくルールとして、次の3つを定めます。
 - （敷地面積の最低限度）
 - 項目と内容
 - 小規模な敷地に分割されるのを防ぎ、ゆとりある敷地面積（住環境）を確保していくためのものです。
 - ルールの内容
 - 建築物の敷地面積は、165㎡（約50坪）以上とする。



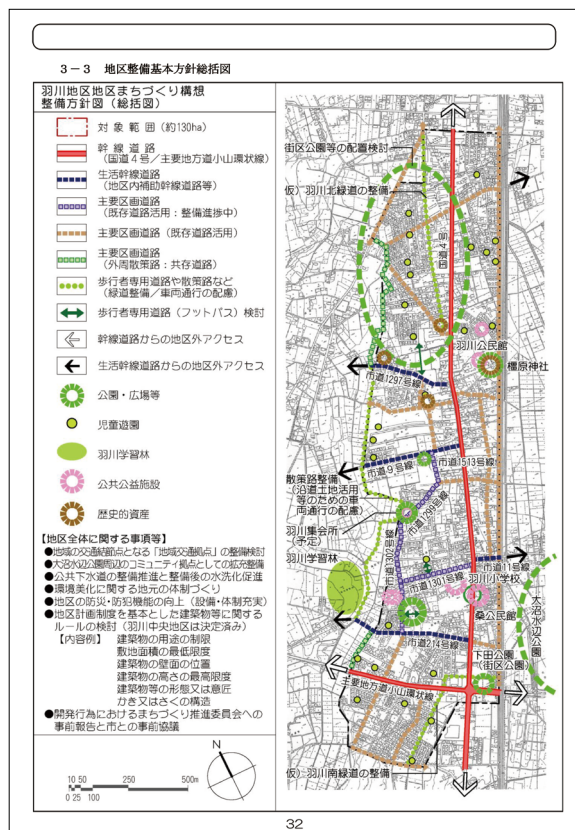
みんなの参加で 笑顔いっぱい暮らし広がる ふるさと羽川地区

羽川地区まちづくり構想

平成20年3月
羽川地区まちづくり推進委員会

この地区まちづくり構想は、小山市地区まちづくり条例に基づき、地区まちづくり推進団体である羽川地区まちづくり推進委員会による検討を経て、平成19年10月21日に臨時総会で決定され、平成20年1月の市による公表・意見募集の結果を踏まえてまとめたものです。

こころふれあう いいまちめざして みんなですすめる まちづくり



まちづくり構想

上段は「第1号 栗宮地区まちづくり構想」一部抜粋

下段は「第2号 羽川地区まちづくり構想」一部抜粋

※各地区のまちづくり構想については下記ホームページ参照

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kurashi/toshikeikaku/machizukuri/page002718.html>

【地区まちづくり活動の事例】

これまで、積極的な市民の参画により、行政と市民の協働でハード事業・ソフト事業におけるまちづくりが進められてきました。

●地区まちづくり活動による水路の維持・管理（雨ヶ谷）

作業前



作業後



また、水路の一部を暗渠化し、遊歩道として整備しました。「ゆうあい遊歩道」



●間々田駅東口まつり



●南半田まつり



●餅つき大会（三峯地区）



(2) 地区まちづくり活動の今後の方針

【地区まちづくり構想の改定・充実】

地区まちづくり構想とは、地区まちづくり推進団体が中心となり、各地区の住民が、今まで議論してきた地区の将来像やそれを実現するための取組みをとりまとめた地区の構想です。各地区で作成されたまちづくり構想は、市に提案することができ、その提案を受けて、市は内容を審査し、関連する市の構想との整合性が取れると判断した場合、「小山市まちづくり計画」として認定しています。

地区まちづくり構想は、第3章に掲げた理念や目標に基づき、各地区まちづくり推進団体が中心となって、見直しおよび作成を図ることとしています。

また、引き続き、風土性調査等で把握した各地域において未来に残したい「大切なもの」や解決したい課題を見つけ出し、それを整理したうえで持続可能な地区とするための地区まちづくり構想の改定・充実につなげます。

- ・ 風土性調査結果や都市と緑のマスタープランの全体構想を踏まえた地区まちづくり構想の改定・充実を支援

【行政による支援・活動の充実】

●地区まちづくり活動の目指すべき姿

地区まちづくり活動を通して、地区の将来像やそれを実現するための取組みを継続して実施します。また、狭あい道路の拡幅整備、道路や公園の環境整備等の基盤整備(ハード面)が概ね実現してきている地区も増えつつあることから、今後は地域の実情に応じ、これまでのハード面の整備とあわせ、まちの持続性や活性化を目的としたソフト面の活動の充実を目指します。

- ・ 地域の実情に応じ、引き続き狭あい道路の拡幅整備や公園の整備などの都市基盤整備を実施
- ・ 市民が主体となり、まちづくりを提案・実行する組織（NPO 法人等）の事例研究や設立に向けた検討を実施
- ・ 協働による地域の物産販売や祭りの開催運営等、まちを活性化するソフト事業を実施
- ・ 地区計画制度や建築協定等、居住者や関係権利者等が主体的に定めるルールづくりによるまちづくり活動を推進

●地区まちづくり活動への支援

まちづくり活動が先行する団体については、ソフト事業に重点を置いた新たな活動を実施できるよう支援します。また、設立年度の異なるまちづくり団体における活動の格差を縮小するよう支援します。

- ・先進地区の取組み事例の周知等を行い、ソフト事業に重点を置いた新たな活動への支援を実施
- ・活動初期の団体について、設立年度の異なるまちづくり団体における活動の格差縮小のため、まちづくり構想策定および構想実現に向けた支援を実施
- ・住民の合意形成が整った地域では、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・開発・保全を可能にする地区計画の策定の支援を実施
- ・地区まちづくり活動を通じて、生活環境の整備推進や地域資源の再発見と発信を推進

●人材育成の支援

地区まちづくり活動の活性化を図るため、一定の資金的支援や、活動や計画への助言を行うアドバイザー派遣等、専門家による技術支援を行います。

- ・まちづくり団体に主体的に関わるリーダーや若手人材の育成のため講習会等を開催
- ・まちづくり団体に対する活動費等の助成・融資制度（基金）等、資金的支援のあり方や拡充を検討
- ・まちづくり団体に専門家等を派遣し、その活動を技術的に支援

(3) 小山駅周辺地区まちづくりプランに関する取組み

●小山駅周辺地区まちづくりプラン「PLAN OYAMA (プランオヤマ)」の目的

人口減少が進む縮小型社会において、地区の現状を改善し持続可能なまちにしていくなめには、地区の抱える課題等を整理し、目指すべきエリアの将来ビジョンを共有しながら、市民と企業と行政が連携し、地区全体でまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

小山駅周辺においても地区の将来ビジョンを示し、民間と行政が共通のビジョンのもと、人と人がつながり、自分ごととしてまちづくりに取り組むための指針とするため、「PLAN OYAMA (プランオヤマ)」が策定されました。このプランは、地域の課題を「自分ごと」として捉えているまちのキーパーソンやまちのプレイヤー、地元議員、学識経験者などで構成された民間の組織が主体となって検討し、市と連携して作成されました。

作成にあたっては、自治会、地区で活動する企業・各種学校・事業者・団体等の協力のもと、アンケートやワークショップ、特設サイト等を通して市民意向の把握に努めました。



策定作業の様子

●エリアの将来像の実現に向けた取組み

PLAN OYAMA では、目指す姿を視覚的に共有するため、優先的にアクションに取り組むべき9つのスモールエリアの将来イメージを作成しています。小山駅周辺の持続的な発展のため、民間と連携してPLAN OYAMA の「ビジョンを実現するアクション(組織づくり、人材開発、市場開発、事業開発、都市デザイン)」に長期に渡り継続して取り組みます。



PLAN OYAMAデジタルプラットフォーム

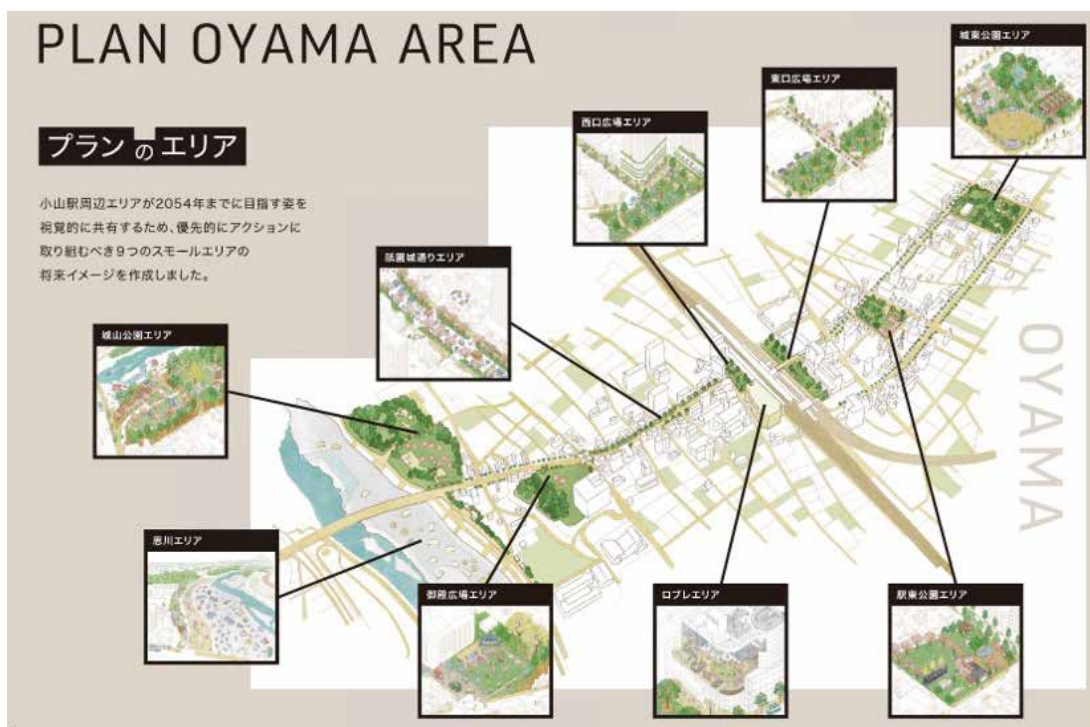
まちづくりの目標 -Evolving Goals



第4章

市民参加・協働

エリアの将来像



4 - 3 公共空間・遊休不動産の活用

市民・事業者・行政が連携して、市内の「街路」「水辺」「公園」等の「公共の不動産」と、まちなか居住人口の減少に伴って増加した空き家・空き店舗や駐車場をはじめとする低未利用地等の「民間の不動産」の利活用を促進し、まちなかの魅力の向上や居心地の良い空間の創出によりウォーカブルシティの実現に取り組みます。

●街路空間の活用

街路の歩行者空間を活用し、歩道に滞留場所や人々の交流の場を創出する等、居心地の良い空間をつくり、まちなかの魅力やにぎわいの創出を促進します。

また、オープンテラス社会実験「#テラスオヤマ」では、滞留人口の増加や、新規出店の増加等の効果が見られたことから、引き続き、街路空間の活用等に取り組みます。



ウォーカブル社会実験時の様子

- ・ 小山駅から延びる市のシンボルロード「祇園城通り」の歩道のオープンテラス化を推進し、飲食店等の出店を促進
- ・ 滞留場所や人々の交流の場を創出するためパークレット等の設置を検討
- ・ 城山公園歴史まち歩き撮影会等の市の魅力を発信する体験プログラムを実施

～「#テラスオヤマ」の社会実験～

令和元（2019）年から小山駅西口周辺および祇園城通りにおいて、店舗協働によるオープンテラス等を設置した社会実験を実施しています。テラス設置による公共空間の活用を波及させることで、小山駅西口周辺のにぎわい創出・エリア価値を高めることを目的としています。

令和6（2024）年3月までに延べ9回開催しており、協働店舗は12店舗になっています。



●水辺空間の活用

本市のシンボルである「思川」を、人々が集い自然と親しむ憩いの場としての環境づくりを目的として、河川の価値を活かしながら、官民連携により水辺空間の活用に取り組みます。

- ・おやま思川アユまつりやスタンドアップパドルボード（SUP）などの官民協働による河川の活用
- ・河川空間を利用したマルシェ等のイベント開催を促進
- ・水生生物観察、流しびな等の市民の水辺を活かした教育・文化の場の充実



おやま思川アユ祭りの様子



オモヨガ！（SUPヨガ）の様子

●公園空間の活用

既存ストックである公園について、まちなかの活性化を目的とした民間事業者主催のイベント等を促進することでにぎわいの創出を図ります。

また、幅広い世代が楽しめるレクリエーション地として公園活用事業を推進し、地域コミュニティの創出や市民サービスの向上等を図ります。



御殿広場でのイベントの様子

- ・公園等を活用した民間事業者によるイベントの開催
- ・市民を中心とした定期的なイベントやマルシェ等の開催

●遊休不動産の活用

駅周辺の市街地や商業地区で増加する空き家・空き店舗・空き地・駐車場の他、低未利用な公共施設等の遊休不動産に関して、協働による利活用を図り、住んで働いて遊べる持続可能なまちの実現に努めます。



低未利用地における利活用(まちのプロムナード)
の様子(小山市)

- ・ 駅周辺の中心市街地や商業地区における空き家・空き店舗・空き地・駐車場の他、低未利用な公共施設等の遊休不動産の利活用を支援
- ・ 小山市空き家バンク制度を活用し、民間事業者や小山工業高等専門学校との連携により、活用可能な空き家の流通・利用促進を支援

第5章 都市

5-1 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

■市街化区域

人口動態や高齢社会の進展等を踏まえ、計画的で地域の実情に応じた、適正な土地利用・機能を配置し、都市基盤の整備と併せた土地の有効利用を図るとともに、秩序と均衡ある市街化を維持することで、居住の誘導を図りながらコンパクトシティの形成を推進します。

また、小山駅・間々田駅を中心に文化・子育て・医療・福祉・商業等の都市機能も誘導し、各地域の拠点となる場所においては日常生活を快適に過ごせるよう、まちなかを始めとして、ウォーカブルシティの実現を図ります。

●都市機能誘導区域

公共交通利便性の高い小山駅・間々田駅周辺を都市機能誘導区域に設定し、文化・子育て・医療・福祉・商業等の居住者の福祉および利便性の確保のために必要となる施設の充実やにぎわいの創出を図ります。

●居住誘導区域

居住誘導区域内への緩やかな居住誘導により人口密度を維持することで、人口減少の中にあっても生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図ります。

※各誘導区域の詳細については、「小山市立地適正化計画」において設定します。

■市街化調整区域

市街化の抑制と豊かな自然環境の保全を前提にしつつ、農業の担い手確保や事業継承を支えるため、既存ストックの活用等により住環境を整備し、商業・医療等日常生活に必要なサービス機能へのアクセスを充実させることで、地域コミュニティの維持とスプロール化の防止を図ります。

●スプロール化防止

人口動態等を踏まえながら、居住誘導区域内への居住の誘導を推進するとともに、市街化調整区域の地域コミュニティ維持のため、既存宅地・空き家等の利活用の推進と併せ、開発基準の見直しについては適宜検討を行います。

(2) 住宅系土地利用

居住誘導区域である市街化区域について、道路や公園、上下水道等の都市基盤の維持・整備、良好な街並みの形成等、地区の特性や従来の風土を背景とした緑化等の住環境整備により、安全・快適な住宅地の形成を図ります。

また、小山駅、間々田駅周辺や早くから市街地を形成している国道4号沿線の市街化区域については、少子高齢化による人口減少が進行し、空き家等の増加による都市のスポンジ化が懸念されるため、空き家・空き地の利活用などの取組みやまちなか居住施策を推進し、居住誘導区域内の人口密度の維持に努めます。

さらに、生活利便性や住環境の向上を図ることで、コンパクトシティの形成を推進します。

●専用住宅地（低層）【魅力的な戸建て居住】

戸建て住宅を中心とした、緑豊かでゆとりのある、安全・快適な住環境の形成を図ります。都市基盤が整備されている地区はその良好な住環境を維持し、都市基盤整備が十分でない地区においては、地区の課題に応じた整備を促進します。

- ・戸建て住宅を中心に、自然環境と調和した良好な住環境、落ち着いた街並み形成の誘導
- ・地区計画等による無秩序な開発による建て詰まりや高密度化の抑制

●専用住宅地（中高層）【利便性の高い都市型居住】

都市型集合住宅の立地を誘導しつつ、戸建て住宅との環境の調和や道路や公園、上下水道等の都市基盤の維持・整備による良好な都市型住環境の形成を図ります。

- ・マンション等の都市型集合住宅と戸建て住宅を中心とした住環境の調和
- ・ゆとりある中高層住宅の立地誘導

●一般住宅地【複合機能共存型居住】

居住誘導区域内の幹線道路沿道等においては、一定の商業・業務および工業系土地利用を許容しつつも、低中層住宅を中心として、道路や公園、上下水道等の都市基盤の維持・整備、土地の有効利用等による市街地環境の維持・向上を図ります。

- ・周辺環境との調和が図られた、低中層住宅中心の住宅地形成
- ・建物の不燃化・共同化による安全な住宅地形成

(3) 商業・業務地系土地利用

都市機能の更新や土地の高度利用を図るとともに、道路や公園、上下水道等の都市基盤の維持・整備により、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

小山駅と間々田駅周辺においては、施設の立地状況に応じた商業・業務や医療、福祉、文化等の多様な都市機能の誘導・充実を図るとともに、にぎわいの創出をはかります。また、空き家・空き店舗・空き地・駐車場等の利活用によるエリア価値の向上を目指します。

幹線道路沿道においては、住環境に配慮しながら、日常生活の利便に供する商業施設等の立地を誘導します。

●中心商業・業務地【小山駅周辺】

小山駅周辺を市の中心拠点として、商業・業務・文化等都市機能の誘導・充実、まちなか居住の推進等、多様な都市機能の集積や低未利用地の有効活用および土地利用の高度化により魅力的な中心拠点の形成を図ります。

- ・小山駅周辺の既存ストックを活用し、ウォーカブル空間やオープンスペースの確保、生活空間の充実と利便性向上による魅力的な中心拠点の形成
- ・市街地再開発事業等による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、まちなか居住の推進、にぎわい空間の形成、防災と環境に配慮したまちづくりを目指す
- ・小山駅東口周辺の低未利用地における有効な活用方法の検討
- ・祇園城通りおよびみつわ通り周辺におけるエリアの価値向上に向けた検討

●地域商業・業務地【間々田駅周辺】

間々田駅周辺においては、地域住民の利用を対象とした拠点として、商業等生活サービス機能の誘導・充実を図り、それら機能を過度に自動車に頼ることなく、徒歩や自転車、コミュニティバス等でも利用しやすい商業・業務地の形成を目指します。

- ・駅・施設周辺の道路やウォーカブル空間等の整備・充実
- ・間々田駅前通りおよび浅草通り周辺におけるエリアの価値向上に向けた検討

本市では、小山駅西口周辺・間々田駅西口周辺の対象区域の空き店舗に出店することで、一定条件を基に、内装改造費の一部の補助が受けられる制度を実施しています。今後も継続して、市民協働による中心市街地の活性化と同地域への商業者の出店の促進を図ります。

中心市街地商業出店等促進事業
補助金の活用事例



●沿道商業・業務地

周辺の住宅地の環境に配慮しつつ、日常生活の利便性を高める沿道型商業サービス施設の充実を図ります。

- ・ 国道 4 号、国道 50 号、環状道路等の幹線道路沿道における、周辺住宅環境に配慮した、立地利便性を活かした沿道型商業サービス施設等の立地誘導
- ・ 市街地景観や防災機能の向上に資する街路樹等沿道緑地の維持・整備およびにぎわいのある街並みの誘導・形成
- ・ 都市基盤整備に合わせた用途地域等の見直し

(4) 工業系土地利用

本市の活力を支える工業・流通機能の維持・強化のため、企業間や市民との交流、周辺環境との調和・共存を図りながら、既存工業団地等の活用とともに、適正な用途純化および環境改善を図ります。また、交通環境等の立地利便性や低未利用地を活かした工業・流通機能の充実、産業振興に資する新たな産業拠点や企業誘致の促進につながる基盤整備の実現等を検討していきます。

●工業・流通業務地【産業拠点整備】

必要な工業用地を計画的に確保し、企業誘致を積極的に推進します。

- ・工業需要および物流需要に応じた新4号国道、国道50号、環状道路等の幹線道路沿道に新規工業団地の開発やマルチテナント型物流施設の誘致の検討・市の産業振興や雇用の場の創出等に対応した工業用地の確保
- ・産業をとりまく状況変化に的確に対応した工業機能の充実
- ・自然エネルギーの活用や廃熱利用等による省資源・省エネルギー化および廃棄物削減の促進等による環境負荷の軽減化
- ・騒音や悪臭等の公害防止等による良好な操業環境の保全
- ・工場敷地内緑化や緩衝緑地帯整備等、周辺環境に配慮した工業地環境の形成

●住工複合市街地【職住共存整備】

住宅と工場・倉庫等が混在した地区においては、地区の特性に応じて、住宅と工業系施設の棲み分けの促進、互いに共存できる良好な市街地の形成を図ります。

- ・住宅および工業施設の立地誘導や集約化による土地利用の純化
- ・自然環境や居住環境に配慮した良好な工場環境への改善、敷地内緑化の推進

(5) 田園・自然系土地利用

本市の市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制と豊かな自然環境と生物多様性の保全を図ります。

既存集落においては、防災面にも十分に配慮しながら、既存宅地や空き家等の利活用等により良好な居住環境と地域コミュニティの維持を図ります。

農地や緑地等においては、優良農地の保全および生産環境の向上、自然環境の保全による豊かな田園・自然環境の形成を図ります。

田園環境と調和した地域振興・地域間交流を図るため、道の駅思川や絹ふれあいの郷、市民農園、渡良瀬遊水地や思川等の豊かな自然環境を都市と農村の交流の場として活用します。

●緑住集落地【豊かな田園環境への居住】

農業の担い手確保や事業継承を支える住環境の整備、空き家等の既存ストックの活用や開発許可制度の適切な運用を行い、地域コミュニティの維持を図ります。

- ・自然環境や防災面に配慮した、緑豊かでゆとりある緑住集落地の形成・整備
- ・地域コミュニティの維持・活性化や需要を踏まえた公共施設跡地の利活用
- ・屋敷林等伝統的な田園集落地の景観の維持・保全

●農地・緑地【田園環境の利活用】

優良農地の確保や保全、農業の有する多面的機能の維持・発揮、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。また、市民の憩いやスポーツ・レクリエーション拠点となる公園等の環境整備、思川周辺や平地林等の貴重な自然環境の保全・活用を図ります。

- ・農業基盤の充実・整備、農地の集約化等、農業生産環境の向上とその維持・保全
- ・市街地に近接した豊かで貴重な農地の保全
- ・市民の憩いやスポーツ・レクリエーション拠点となる小山総合公園や小山運動公園等の整備・充実
- ・小山総合公園等を活用して、移転を予定している小山市弓道場を整備しスポーツ施設を集約するとともに、総合的な維持管理の推進
- ・思川周辺や平地林等の貴重な自然環境の保全やレクリエーション等への活用
- ・地域の農業、農業資源を生かした交流イベントなどの開催や、市民農園等の活用により、都市と農村の交流および農作物の地産地消の推進

●河川・渡良瀬遊水地【治水・利水の環境活用】

思川、鬼怒川、田川、巴波川等の河川および渡良瀬遊水地の自然環境の保全・再生に配慮しつつ、水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、水辺空間の機能の維持・向上を図ります。また、水害対策として河川の堤防強化を図るとともに、内水の対策として排水機場や調整池を整備、維持・更新します。

さらに、思川流域では、周辺の公園や緑地空間、歴史文化拠点等、思川沿いの地域資源の活用を図ります。

- ・河川改修や排水機場の整備強化等による治水事業の推進
- ・生物多様性を意識した野生生物の生育環境や水辺空間の機能の維持・向上
- ・渡良瀬遊水地を自然観察や自然体験のできる環境学習の場（エコミュージアム）とした活用と整備の推進
- ・生活環境の向上、健康増進、にぎわいの創出につながる水辺空間の利活用

平成 24（2012）年 7 月ラムサール条約湿地に登録された本州以南最大の湿地である渡良瀬遊水地には、平成 30（2018）年から国の特別天然記念物「コウノトリ」が定着し、昭和 46（1971）年に国内野生コウノトリが絶滅して以降、東日本で初めて野外繁殖が実現する等、世界に誇れる豊かな自然環境が残されています。

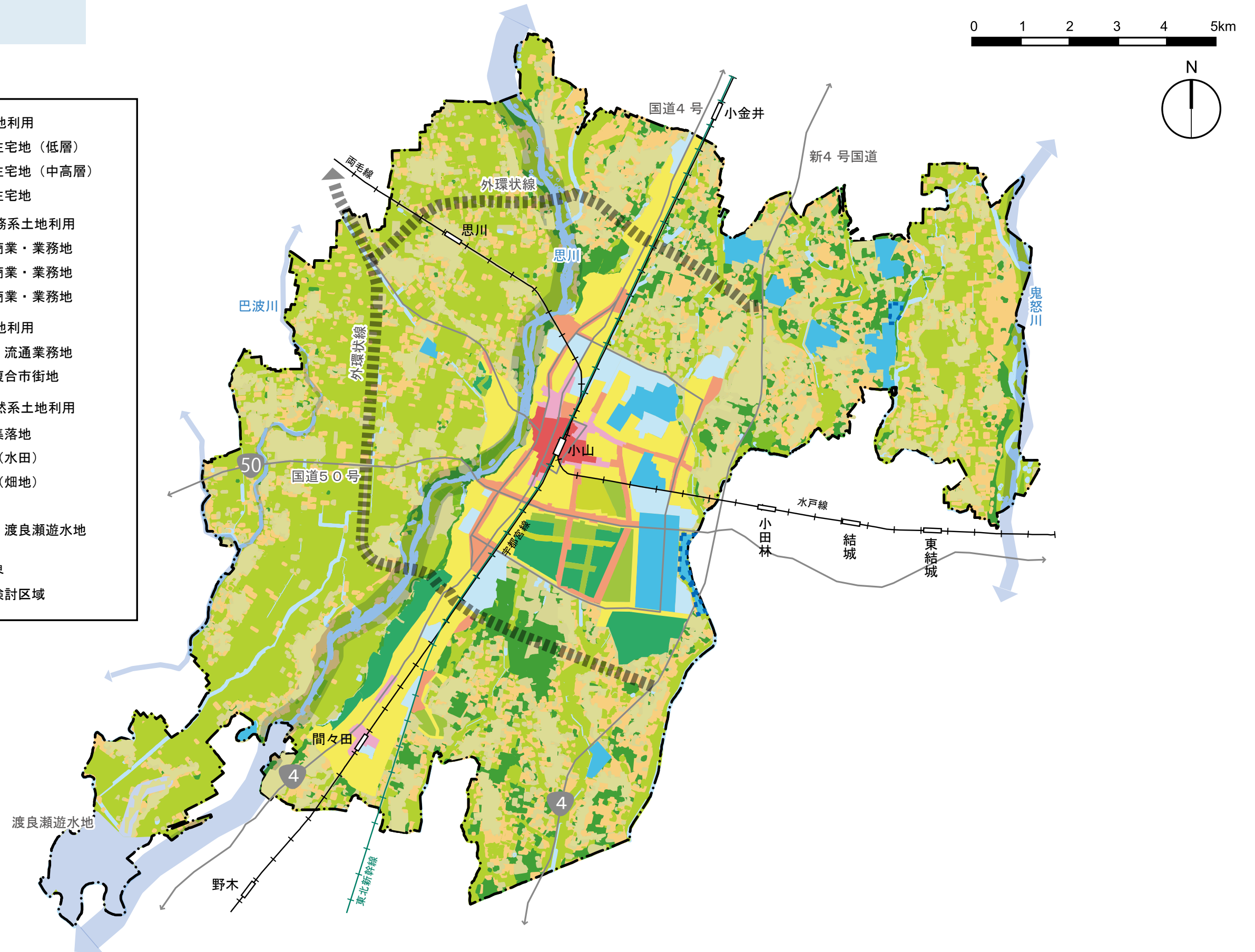
引き続き自然環境を保全しながら生息する生物の多様性を意識した魅力的な水辺空間を創出します。



小山市渡良瀬遊水地

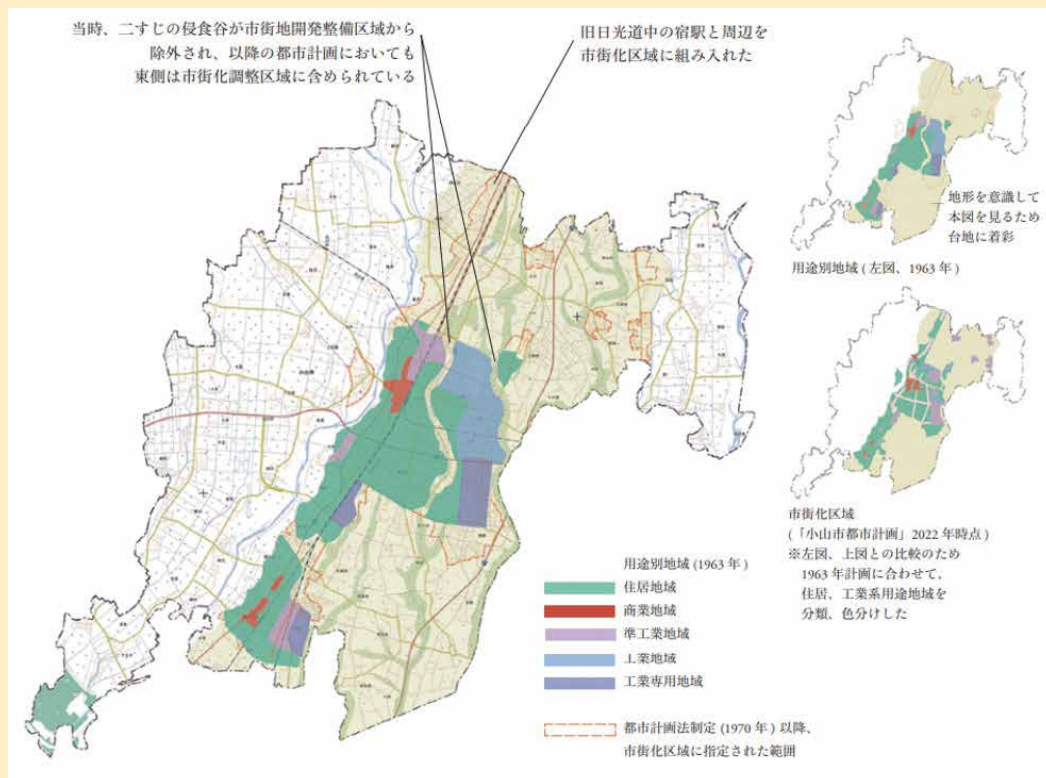
土地利用配置方針図

- 1 住宅系土地利用
 - 専用住宅地（低層）
 - 専用住宅地（中高層）
 - 一般住宅地
 - 2 商業・業務系土地利用
 - 中心商業・業務地
 - 地域商業・業務地
 - 沿道商業・業務地
 - 3 工業系土地利用
 - 工業・流通業務地
 - 住工複合市街地
 - 4 田園・自然系土地利用
 - 緑住集落地
 - 農地（水田）
 - 農地（畑地）
 - 緑地
 - 河川・渡良瀬遊水地
- 市境界
 ■ 編入検討区域



下図は、本市の用途地域図で、昭和 38（1963）年と令和 4（2022）年を比較したものです。

下図の中心付近に S 字型の侵食谷がありますが、ここは以前は用途地域から除外されていました。しかし昭和 45（1970）年の線引き時に用途地域に指定され、市街化区域に編入されて今日に至っています。



また、日光道中の 3 つの宿場町周辺（新田、小山、間々田）や、桑地区、絹地区の飛び地の工業地が、追加的に市街化区域に編入されてきました。

侵食谷は、水が集まりやすい場所であり、そのために過去の中で水による侵食が行われ谷となった場所です。そのような侵食谷の特徴に配慮した、土地利用を考えていくことが肝要です。

5 - 2 交通・道路体系

(1) 交通・道路体系の基本方針

■ウォーカブルシティの実現

本市は、ウォーカブル推進都市として、車がなくても、徒歩や自転車、公共交通機関によって、まちなかへアクセスできる利便性や、人を中心とした居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）を推進しています。

ウォーカブルなまちづくりを推進する上では、まちなかのにぎわい創出に加えて、環状機能道路の整備や公共交通の利用促進、駐車場等の適正配置・整備等が重要となります。

まちなかの道路空間においては、沿線店舗と歩行者空間を一体的にとらえた空間構築により、歩行者の安全かつ円滑な通行および利便の増進を図り、市民参画・協働により快適な回遊空間の形成と地域の活力・にぎわいを創出することで「居心地が良く歩きたくなる空間」を目指します。

■交通ネットワークの形成

本市の鉄道は、南北の JR 宇都宮線と東北新幹線を軸に、東から JR 水戸線、西から JR 両毛線が小山駅で結節しています。道路においては、国道 4 号と新 4 号国道、国道 50 号の広域幹線道路が市内を貫通しており、交通の要衝地となっています。

今後は、さらに、医療・福祉・商業施設や居住等が都市の拠点にまとまって立地し、高齢者をはじめとする多世代の住民が公共交通により生活利便施設等に円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク」を意識した交通ネットワークを形成します。

また、コミュニティバスの利便性強化や駅前周辺環境の整備による公共交通の利用促進を図り、超高齢社会やノーマライゼーションに対応した人にやさしい移動環境および自然環境にやさしい低炭素型交通システムを構築します。

■道路網の形成

幹線・環状道路から生活道路について包括的かつ長期的視野を持った「小山市総合都市交通計画」に基づき、都市基盤の充実や開発等による土地利用を考慮した上で、計画的かつ効率的な道路整備を推進するとともに、長期間整備されてこなかった都市計画道路の見直しを図ります。

また、舗装や橋梁、アンダーパス等の重要構造物においては、各修繕計画に基づいた予防保全の促進、適切な維持管理を行い、安全で安心な道路保全に取り組みます。

■緑による良好な沿道空間の形成

都市計画道路を中心に、既存道路および今後整備される道路においては、土地所有区分を越えて街路樹や沿道建物の生垣等による緑化を図ります。

生物多様性保全の観点から、鳥や昆虫等にとって貴重な生息環境となる市街地における社寺林や公園、郊外に広がる台地斜面林や平地林、河川、農地等を、街路樹や生垣等の植生を生かして連続性を確保することで生態系の保全に寄与します。

また、緑による心地よい街並み空間の創出や、雨水を地下に浸透させ洪水を緩和し、地下水を育むといった環境負荷の緩和および防災・減災等の様々な効果が期待される緑の機能（グリーンインフラ）を沿道空間においても整備・推進します。

(2) ウォーカブルシティの整備

市街化区域、特に小山駅周辺地区を中心としたウォーカブルシティの実現に向け、まちなかのにぎわい創出に加えて、徒歩や自転車、公共交通機関によって、まちなかへアクセスできる利便性や、歩いていて楽しく、安全な歩行環境の整備を推進します。

歩行者・自転車道の回遊性ネットワークの形成、ユニバーサルデザインを導入することによる安全で快適に移動や滞在ができる歩行者・自転車空間を確保します。

●歩行者空間

公共公益施設等地域拠点へのアクセスや地区内の回遊性向上のため、道路整備と併せて、歩行者の安全性を確保するための歩道等の設置とネットワーク化を進めます。

また、段差解消等によるバリアフリー化整備により、誰にでもやさしい歩行者空間を形成します。

- ・歩道の設置や歩行者専用道路等の整備による歩行者ネットワークの形成
- ・あらゆる世代および多様な歩行者が安全に安心して歩行できる、歩道のバリアフリー化推進
- ・安全な通学路の確保や狭あい道路の拡幅等の整備推進

●道路空間の改変

居心地が良く誰もが歩きたくなるような道路空間を創出するため、道路空間の緑化や歩道と車道の割合の再構築の検討、「ほこみち制度（歩行者利便増進道路）」等の活用により、ゆとり・潤いを演出する歩行者空間を実現します。

- ・ウォーカブル空間形成によるにぎわい創出により中心市街地活性化
- ・歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定およびそれに合わせた「道路緑地化」「道路占用許可緩和」「歩行者天国化」の実施等による歩行空間の有効活用
- ・広場等の滞在空間を備えた歩行空間の創出
- ・市民や沿道事業者等の参画・協働によるウォーカブル空間の形成

【歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定制度】

ほこみちの指定を行い道路内に特例区域を定めることで、道路占用が柔軟に認められ、民間事業者等を公募で選定することで、長期（最大 20 年）の占用期間が可能となります。ほこみち制度の活用により、民間の創意工夫を活用した空間づくりが推進されます。

○期待される効果

- ・沿道事業者が参入しやすい制度・協働体制の形成
- ・歩行者天国化、テラス・パークレット設置の推進
- ・警察等の関係者との調整の円滑化

●自転車空間の整備

中心市街地での自転車の安全な通行を確保するため、道路および交通の状況に応じた自転車走行空間の整備・確保を図ります。

- ・既存道路等を活用した自転車道路ネットワークの形成
- ・駅およびバス停周辺や市街地における、自転車走行・利用環境等の整備

まちなかでのウォーカブルな取組み

本市では、小山駅周辺を中心とした「まちなか」において、ウォーカブル化に向け、安全で快適な生活環境の向上や、歩いて暮らせるゆとりあるまちなか形成および地域活性化を目指し、歩道空間の活用に取り組んでいます。

市のシンボルロードである「祇園城通り」の歩道空間にテーブルやイスを並べ、オープンテラス化・パークレット等の整備や、それらも活用した市民・事業者・市等の協働によるイベント等を開催することで、歩行者がくつろぐ空間を創出し、にぎわいをつくる社会実験を継続しながら、持続可能なウォーカブル空間の形成を目指します。



社会実験「テラスオヤマ」の様子

(3) 公共交通体系の整備

ウォーカブルシティの構築を目指し、鉄道や各拠点を連絡するコミュニティバス路線を基幹的な公共交通軸として位置付け、主に小山駅を中心に広がる公共交通ネットワークを形成し、中心拠点とその他の拠点の交通アクセスを確保します。

環境にやさしい低炭素型交通ネットワークの実現に向けて、徒歩・自転車による移動や、情報技術を生かした公共交通の利用を促進するとともに、市民や来訪者が快適に移動できる公共交通網を形成し、利用者のニーズに対応した、利便性の高い柔軟な公共交通システムを構築していきます。

●鉄道交通

市内を通る鉄道は、首都圏や隣接都市への広域的な移動において重要な交通手段となっていることから、基幹的な公共交通軸として位置付け、小山駅、間々田駅等の交通結節点の機能向上を図ります。

- ・東北新幹線・宇都宮線の輸送力増強や両毛線・水戸線を含めた利便性向上の推進
- ・中心拠点へのアクセス軸の強化を目指し、事業採算性を踏まえた新交通システム等の導入検討

●バス交通

市内全域を運行する小山市コミュニティバス「おーバス」の路線バスとデマンドバス、タクシー等を連携し、ネットワークの強化により移動利便性の向上を図ります。

路線バスは、新たな幹線道路整備や市街地整備に伴う交通需要の変化に対応できるよう定期的に見直しつつ、運行頻度を高め、マイカー無しでも便利な移動サービスを市民や来訪者に提供します。

一方で、マイカーを自由に使えない方や持たない選択をする方の活動機会の確保のため、路線バスとデマンドバス、タクシー等の連携により個別的な移動サービスを提供します。

- ・増便によりピーク時毎時2本を目指し、公共交通と徒歩・自転車等を組み合わせた利便性の高い移動環境の実現
- ・公共交通を移動手段として選ぶ、モビリティマネジメントの継続実施
- ・バスのDX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進による利用者の利便性向上

小山市コミュニティバス おーバス路線図

■普通運賃	・中学生以上 65歳未満:	200円	・小学生、65歳以上、 障がい者:	100円
	※割引、乗継券、定乗券、回数券等については『運賃表』を参照ください。			

**小山市おーバス
LINE公式アカウント**

モバイル定額制・
モバイル回数券が
購入できます。



**おーバス
ホームページ**

路線図、時刻表、
運賃など情報満載
です。



**おーバス
公式 X (旧Twitter)**

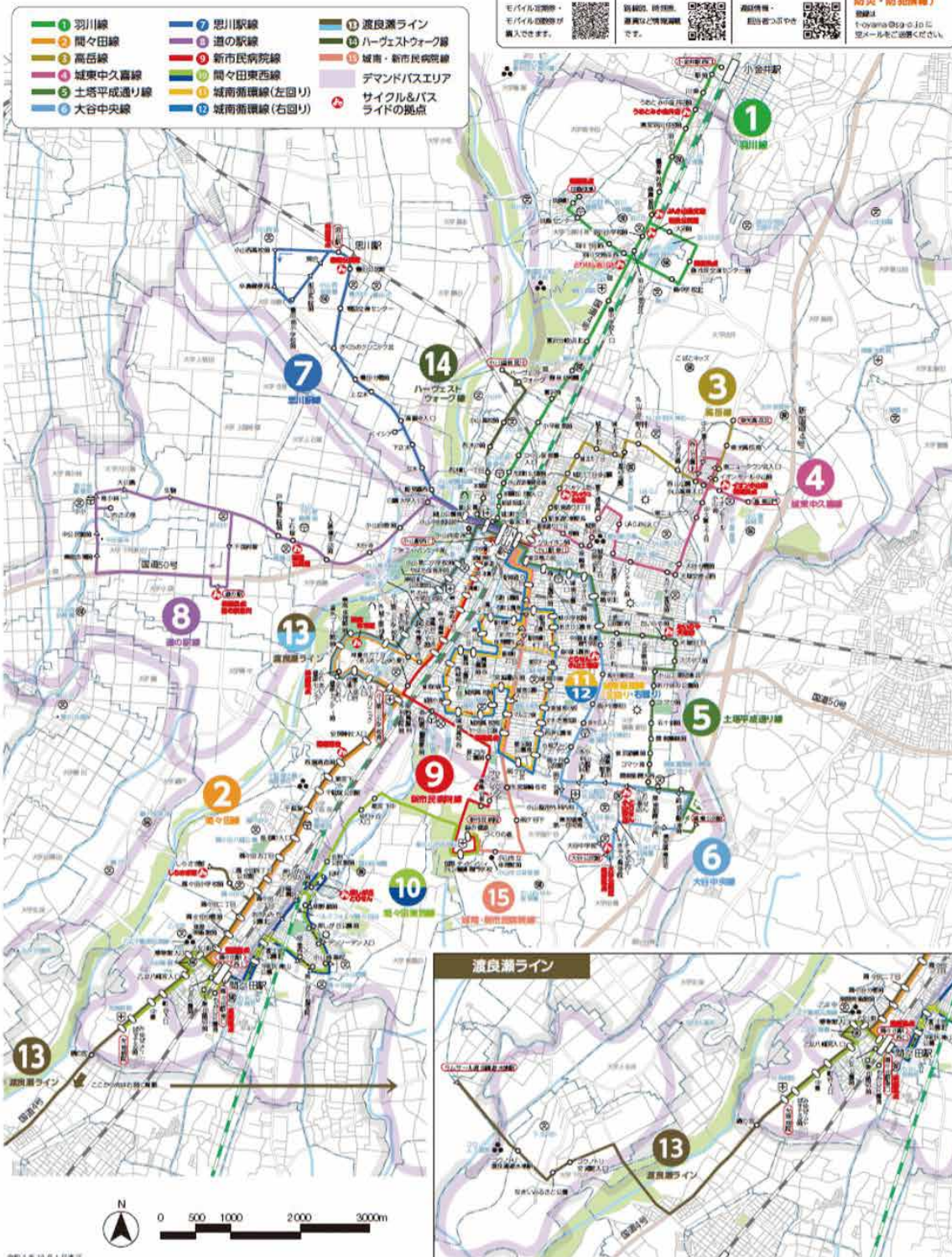
最新情報・
問い合わせやす
い。



**小山市安全安心情報
メール（運賃情報、
防災・防犯情報）**

登録は
yokoyama@sigu.jp に
Eメールをご送ってください。





バス交通ネットワーク図(令和5(2023)年10月1日改正)

●交通拠点

鉄道駅においては、広域かつ地域の交通結節点として、さらに利便性を強化するための整備を進めます。具体的には、小山駅や間々田駅等における、交通手段間の円滑な動線処理や駅前広場等の整備、バリアフリー化等の駅周辺環境整備、サイクル & バスライドの整備、回遊性のあるウォークアブル空間の確保を検討します。

- ・歩行者の安全性確保を第一に、バス利用者の利便性向上および交通手段間の円滑な動線処理を目的とした駅前広場等の再整備
- ・駅周辺環境整備によるバリアフリー化や利便性強化・促進
- ・社会情勢の変化に合わせた交通結節点の設置検討

●駐車場・駐輪場

駅周辺の駐車場については、駐車場の過剰供給によるまちの魅力の低下を抑制し、中心市街地での道路混雑の緩和や歩行者の安全な通行により、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指して、散在する小規模駐車場等の集約・適正配置や、歩行者と自動車の錯綜を減らすための駐車場の出入口箇所の見直しを検討し、実現を目指します。

駐輪場については、自転車需要の変化に対応した再整備の検討や、駅・バス停付近に配置することで、公共交通機関への利便性向上を図ります。

- ・既存駐車施設や低未利用地の有効活用と、民間と協力した駅周辺の駐車場および駐輪場の適正配置と集約の検討
- ・歩行者の安全性を確保しつつ、利便性向上を図るため、道路沿いに位置する駐車場出入口の見直し検討
- ・駐輪場における混雑緩和や利用者ニーズに合わせた再整備の検討

(4) 道路交通体系の整備

幹線・環状道路から生活道路については「小山市総合都市交通計画」に基づき、包括的かつ長期的視野を持ち、都市基盤の充実や開発等による土地利用を考慮した上で、計画的かつ効率的な道路整備を推進します。また、広域および周辺都市とのアクセス強化とともに、都市内へ侵入する通過交通を抑制し、都市内の円滑な交通処理を図ります。そのため、骨格となる幹線道路を基本として、それぞれの機能や役割を分担した段階的な道路網を整備するとともに、長期未改良区間の都市計画道路においては見直しを検討します。

さらに、道路機能の保全として、路面性状調査を実施し、計画的な維持修繕の促進を図るとともに、重要構造物においては予防的な修繕と長寿命化を図ります。

●主要幹線道路

本市の骨格となる主要な東西・南北の交通軸を形成するとともに、高速道路網および周辺都市との連携を強化し、主要施設、産業拠点間のアクセス利便性向上を図るため、相互に結節する幹線道路の整備を促進します。本市から広域へのアクセスおよび市内通過交通による混雑の緩和を図るため、交差点改良や環状道路の整備を促進します。

- ・ 主要幹線道路の整備による広域交通処理機能の強化
- ・ 市街地における交通渋滞の緩和のための交差点改良や環状道路整備の促進
- ・ 市街地外縁部のネットワーク強化

●補助幹線道路

幹線道路だけでは不十分な地域を中心に、一次生活圏の連絡を基本として、既存道路の位置や集落の分布等、地域の実情に応じた、補助幹線道路の整備を促進します。また、幹線道路等で囲まれた地域内の集落および地域内移動の利便性を確保するため、市街地では道路密度（住宅地では500m間隔）、郊外では集落相互の連絡や幹線道路等へのアクセスに配慮した補助幹線道路の整備を促進します。

- ・ 県道、1・2級市道等既存道路の活用と必要に応じた新規整備

●生活道路

幹線道路から居住地までの主要アクセスや買い物や通勤・通学等の日常的な交通サービスや一次生活圏内の移動環境を確保するため、地域の実情に配慮しながら、市民生活の利便性向上や歩行者の安全性確保、緊急車両の通行、災害発生時の避難路の確保等防災性の向上にも寄与する、生活道路の充実に取り組みます。

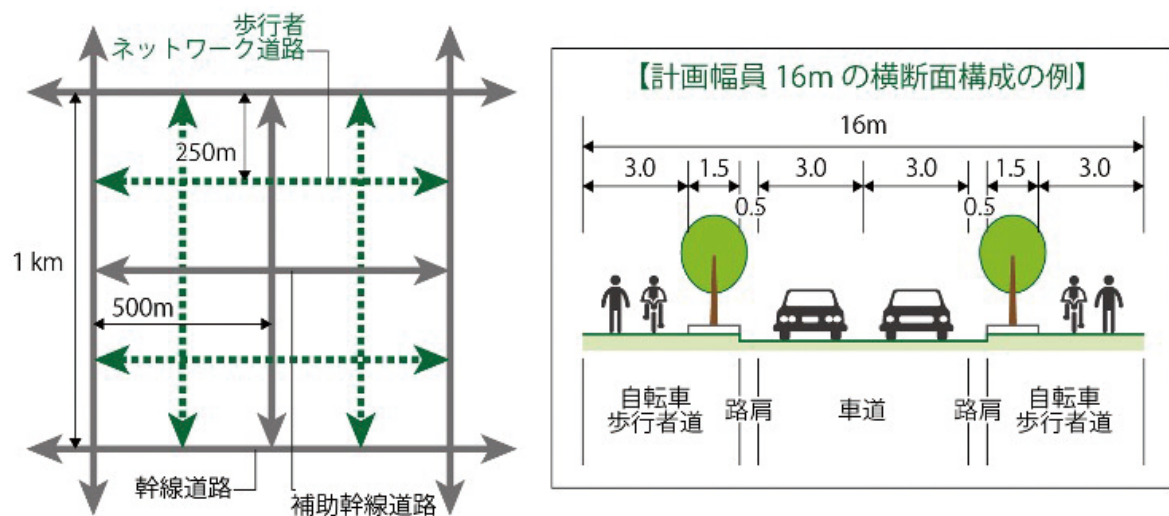
- ・ 狭あい道路の拡幅や隅切り等の交差点改良
- ・ 学校周辺等における歩道整備や歩車共存型道路等、安全な生活道路網の整備

●都市計画道路

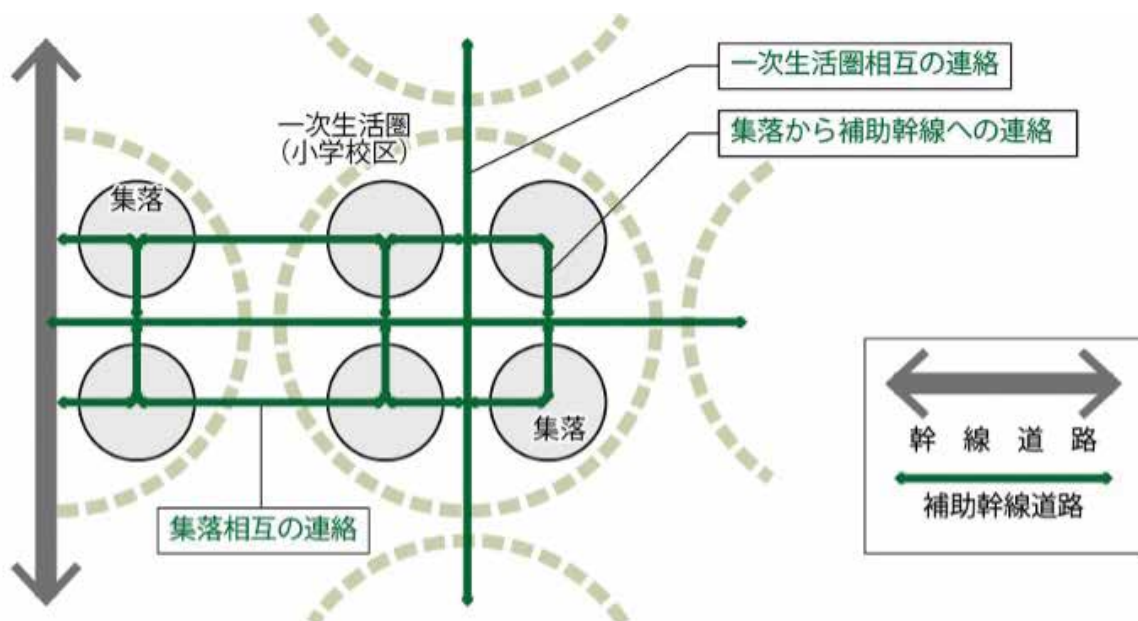
幹線道路等を形成する都市計画道路のうち、未改良道路路線については、引き続き整備を行いながら、長期未着手となっている路線については、今後の人口減少や超高齢社会等の社会情勢の変化に応じた見直しや都市計画変更等の対応を推進します。

- ・都市計画道路の整備促進
- ・長期未着手路線見直し

■道路の標準的な段階構成



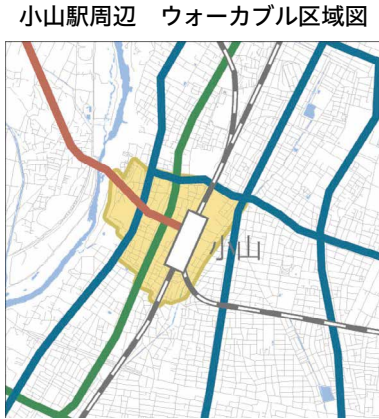
■郊外における補助幹線道路の役割イメージ



交通・道路体系整備方針図



※上記の幹線道路ネットワークについては、現時点のネットワークをもとに作成しており、人口減少や社会情勢の変化を踏まえて今後検証を行い、その結果をもとに見直しを行います。

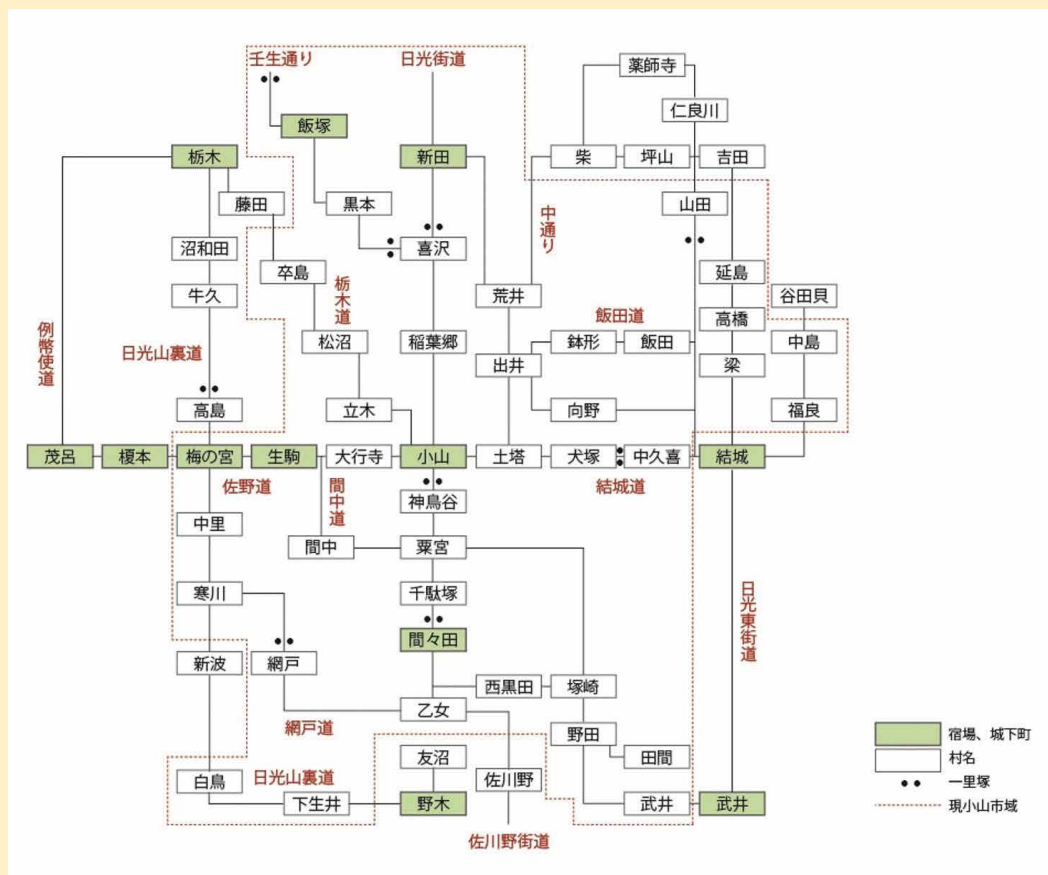


下図は、小山市域の近世（江戸時代）における日光街道や脇道の図です。

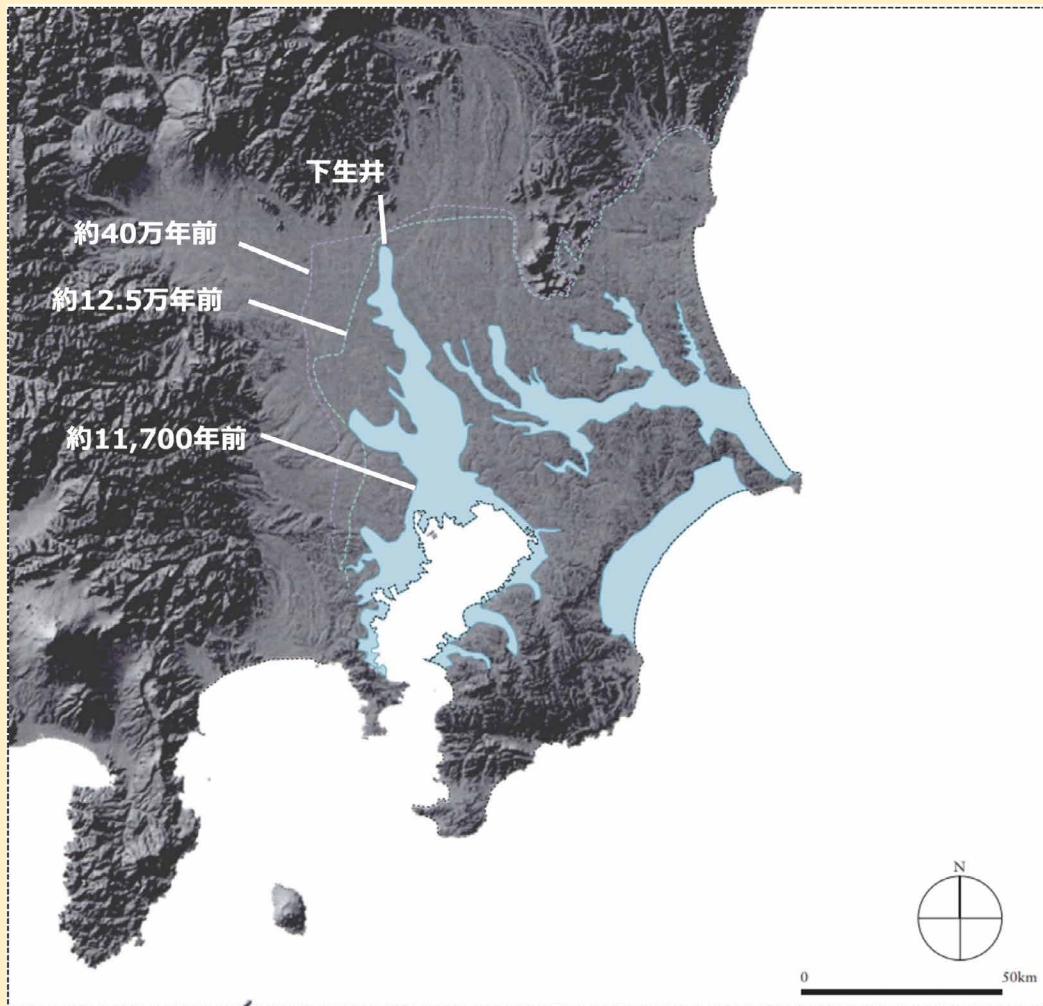
本市は、日光道中、壬生通り、結城道、栃木道、佐野道の五街道が交わる場所に位置しており、古くから陸上交通の要衝でした。

小山市内の日光街道沿いには、新田（羽川）、小山、間々田の三つの宿場町が存在しました。

移動手段が主に徒歩の時代の宿場町や集落の配置ですが、各地域が有する立地的関係性を表現しており、現在でも道路交通の検討で参考になる情報と言えます。



下図は、過去 40 万年間の関東平野の海岸線の変化を表したものです。
 長期的な気候変動等により、日本の海岸線は大きく変化しています。寒冷な気候期の間氷期には海面が上昇、現在の小山市域にも海岸線が達していました。



縄文時代は約 15,000 年前から始まったと考えられていますが、縄文時代の草創期には、渡良瀬遊水地あたりまで海だったようです。

水運を中心とした原始の道や集落の形成、経済活動および文化や宗教の伝達は、このような海岸線の変化の影響があると考えられます。

(1) 防災の基本方針

【災害に強い都市の形成】

市民の命や財産を守るため、火災・風水害・地震等の災害による被害を未然に防ぐとともに、万が一災害が発生した場合には、被害を最小限に抑え、応急復旧活動を円滑に実施できるよう、災害に強い都市づくりを進めます。また、災害時の市民の安全を確保するため、避難路や身近な避難場所、防災拠点の確保を図り、地域の防災体制を強化します。

また、過去に被災経験があるエリアについては、最新の災害想定規模等を踏まえた安全性向上に向け、ハード事業・ソフト事業による防災対策に努めます。

【地形や植生、水循環等を生かした災害リスク軽減】

地形や植生、水循環等の地域特性を生かした災害リスクの軽減について具体化を検討します。特に内水に起因する水害については、緑の多面的機能（グリーンインフラ）を活用し、市街地における雨水の地下浸透や調整池等による雨水処理機能の向上を図ることにより、都市型水害の防止、災害リスクの軽減を図ります。

(2) 都市の防災性向上

災害による被害を最小限に留めるためには、建築物の更新に際した防火性向上や耐震化を促進するとともに、避難路および緊急輸送道路の定期的な整備、避難場所としての公園整備や点検、被害拡大の防止や災害ごみの仮置場等、復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、防災・減災のためのグリーンインフラの推進等、都市の防災性の向上に努めます。

●土地・建物利用

人口減少社会においても都市機能を維持するため、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進する中で、市街地における土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、建築物の更新、改修等による防火性向上・耐震化を促進します。特に、小山駅周辺市街地においては、高度利用や共同化等によるオープンスペースの確保を進めます。

また、間々田地区等の居住誘導区域内の被害リスク（洪水浸水想定区域）が予想されるエリアにおいては、今後の社会情勢を踏まえた区域設定の見直しや、耐震化や緑化等のハード事業・防災訓練等のソフト事業による防災対策に努めます。

- ・建築物の新築や建替え時における不燃化および耐震性の向上
- ・市街地の更新に合わせた高度利用や共同化によるまちのにぎわい創出に向けた有効なオープンスペースの確保
- ・老朽危険空き家等の対策
- ・敷地内における延焼防止のための緑化の推進

●道路・公園等

避難路や緊急車両の通行を確保するため、幹線道路および生活道路の整備を進めます。既成市街地等の狭あい道路については、土地利用や建築基準法に合わせた道路の拡幅・改善整備を進めます。また、適切な配置と広さを確保した公園等の整備により延焼遮断帯としての緑地を確保する等、防災性の向上を図ります。

- ・避難路および緊急輸送道路の拡幅整備の推進
- ・狭あい道路地区における建物間の間隔を一定以上確保・整備の推進
- ・橋梁における耐震性の強化等、必要な防災性能の確保
- ・防災機能を有する都市公園の整備
- ・指定緊急避難場所として指定されている公園の防災機能の整備・強化
- ・延焼遮断帯としての街路樹および緑地の保全・整備

●雨水処理機能

気候変動に伴い激甚化・頻発化する浸水被害に対し、防災・減災が主流となる都市を目指し、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水害対策を推進する流域治水の考えに基づいた雨水処理機能の向上を図り、水害に強い都市づくりを行います。

- ・河川改修、公共下水道の整備・維持更新を推進
- ・道路等の透水性舗装、雨水調整池の整備・維持更新
- ・公共施設における雨水浸透枳等の流出抑制施設の設置
- ・民間建築物に対して雨水浸透枳や雨水貯留タンクの設置推進

●延焼遮断帯機能

建築物における防火性向上・耐震化のほか、主要道路やその周辺の不燃化・耐震性向上のため、植栽による延焼遮断帯機能の向上を図ります。

- ・主な幹線道路沿道や鉄道沿線における建築物の不燃化・耐震性の向上
- ・地区まちづくり活動による地区計画等の壁面の位置の制限を活用し、密集した住宅地等における延焼防止も考慮したゆとりある市街地空間の確保

●災害に強いライフライン

電気、上下水道、ガス、電話等のライフラインについては、災害に備えた体制や対策を推進します。

- ・電気、上下水道、ガス、電話等、ライフライン施設の計画的な整備・更新
- ・各施設の耐震性強化、代替機能の確保等、一定の予防措置および応急復旧体制の構築
- ・ライフラインの確保に資するエネルギーの自給自足に向けた、蓄電池やコージェネレーション機器等の有効利用の浸透の促進

●防災の観点から見たグリーンインフラ

地域の自然環境（地形・地質、植生等）や人の手が入った緑の空間（農地、平地林、公園、植栽帯等）が持つ防災・減災その他の様々な機能を生かす「グリーンインフラ」の考え方を、本市の都市と田園のバランスの良い風土性を活かし、都市づくりに取り入れます。

【グリーンインフラの具体的な機能】

- ・ 自然環境と人工的な緑の空間の一体的な確保による生態系の保全
- ・ 緑による心地よい街並み創出による人間の健康への貢献
- ・ 農地、平地林、公園、植栽帯等における雨水の地下浸透による洪水の緩和
- ・ 屋敷林等による風害への防備
- ・ 火災時の延焼防止
- ・ 田んぼダムにおける雨水の流出抑制による浸水被害の軽減

小山市内のグリーンインフラ例



水害防備林。下生井、生井地区



屋敷林。網戸、生井地区

(3) 災害時の防災拠点・体制

災害時において、安全かつ迅速に避難できるような避難路および避難場所を確保するとともに、地域の防災拠点の整備を進めます。また、防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時に必要な応援・受援体制の構築に努めます。

●避難路・指定避難所・指定緊急避難場所・防災拠点等

災害時の緊急輸送や避難路の整備、並びに安全な指定避難所、指定緊急避難場所等を確保するとともに、防災拠点の整備、情報通信機能の強化、機能充実を図ります。

- ・ 幹線道路や生活道路の整備・拡充
- ・ 学校や市民交流センター、大規模な公園等の避難場所の確保
- ・ 緊急的な避難地となる身近な公園や広場、緑地等のオープンスペースの確保
- ・ ブロック塀の耐震化や生垣化等による安全な避難路の確保
- ・ 防災拠点である道の駅思川の耐震化や物資集積場所としての防災機能の整備

●広域応援体制と定期的な訓練

自治体および様々な分野の民間業者間と実効性のある応援協定を締結し、災害時でも迅速で適切な応急救援活動が実施できる体制の整備を図ります。また、市民・自治会等の地縁団体・事業者・教育機関・行政等が独自にまたは連携し、定期的に防災訓練等を実施することにより、災害時に迅速で適切な対応が実施できる体制の整備を図ります。

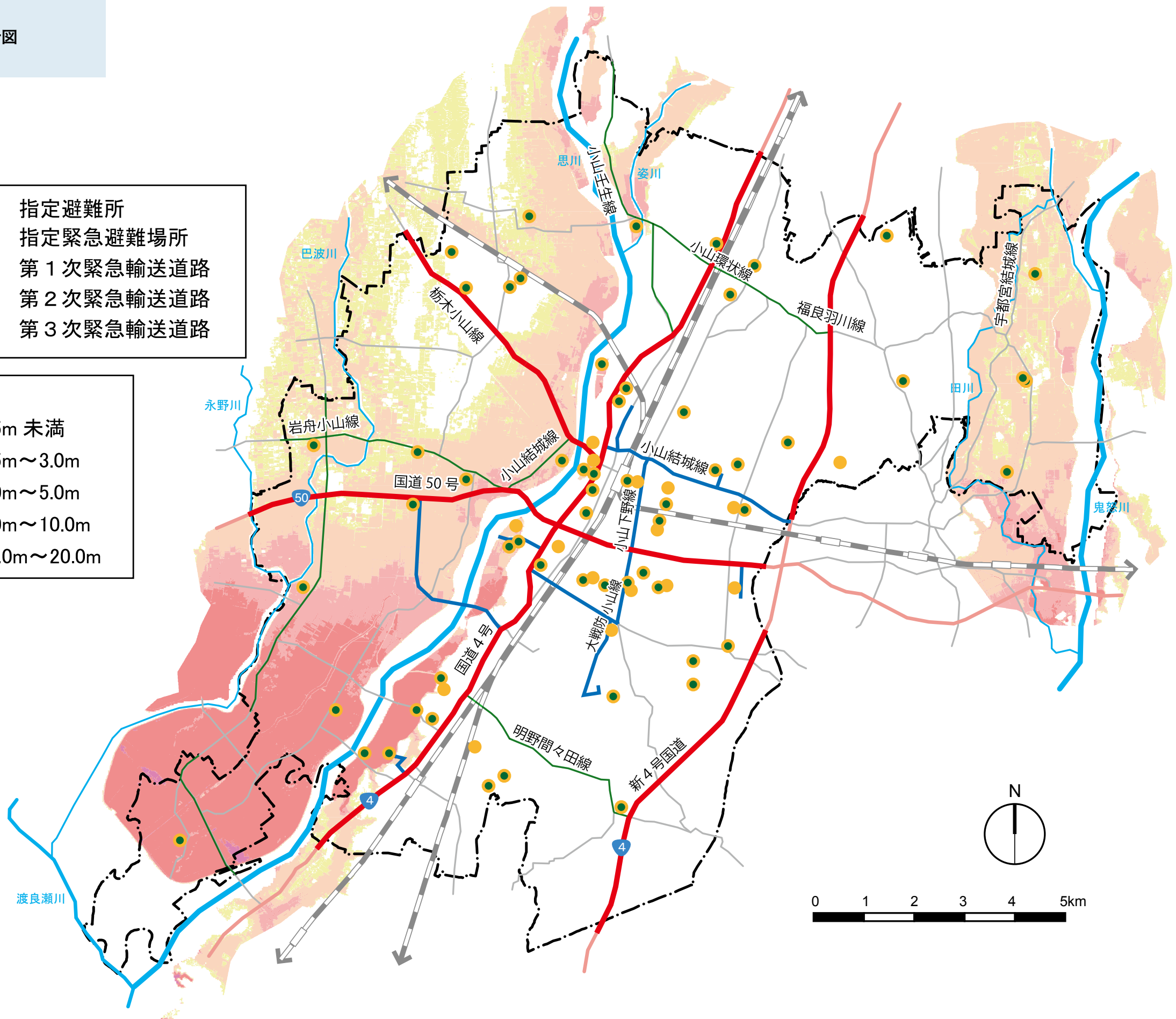
- ・ 多様な分野の企業・団体等との協定締結
- ・ 協力自治体や災害ボランティア等の支援者との連携体制の確保
- ・ 組織や団体ごとまたは連携した定期的な防災訓練

防災機能配置方針図

- 指定避難所
- 指定緊急避難場所
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路

浸水深

- 0.5m 未満
- 0.5m～3.0m
- 3.0m～5.0m
- 5.0m～10.0m
- 10.0m～20.0m



5 - 4 都市と田園の景観形成

(1) 景観形成の基本方針

【「田園環境都市おやま」を基盤にした景観形成】

思川をはじめ豊かな自然環境や誇れる歴史・文化等の地域資源を活用した小山市固有の景観の形成・誘導を図るため、「小山市景観計画」や「地区計画制度」により、建築物等の形態や色彩等の制限、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設等の保全活用を推進します。

【ゆとりと潤いのある魅力的な市街地景観形成】

小山駅等の主要駅周辺において、ゆとりのある空間の確保による歩行空間の整備、潤いを生み出す緑化推進により、魅力的で美しい景観の創出に取り組みます。

その取組みに併せて、市民参画・協働のまちづくりによる既存ストック(空き地・空き家等)や公共空間の利活用の取組みにより、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することで、交流人口の増加に寄与しつつ、市民が親しみや誇りを感じ、訪れた人に感動を与えるようなまちなかの景観形成を目指します。

【市民協働による都市景観】

行政主導型の都市景観形成ではなく、市民自ら都市景観に対する意識を高め、積極的な市民活動や市民の合意に基づく都市景観の形成を進めていきます。

また、地域の美化活動や良好な景観形成につながるまちづくり等への理解をさらに深めるため、市民が主体となった活動に対して、情報、技術、資金等多角的側面から支援を図ります。

【良好で持続可能な都市景観】

地域に存在する動植物等の生態系の保全や、それと併せた雨水地下浸透による浸水被害の緩和、各地域に存在する独特な歴史・文化の継承等によって、時間とともに環境・景観の価値を向上させることで、良好で持続可能な都市景観の形成を図ります。

(2)「都市環境」の景観形成

●住宅地

生活空間に緑の潤いとやすらぎがあり、健康的な生活が営めるような景観を育てるため、宅地内緑化を推進し、小山らしさのある自然環境と調和・融合した住宅地景観の形成を図ります。また、空き家・空き地の草木の繁茂や老朽化等による景観の悪化を防ぐため、低未利用地の適正管理の指導や助成、空き家バンク制度の活用を推進します。



土塔・犬塚の住宅エリア

- ・ 塀の生垣化や敷地内緑化を推進
- ・ 自然環境と調和・融合した住宅地デザインの統一化
- ・ 地域特性に応じた建築物等の高さや形態の誘導
- ・ 空き家や低未利用地の適正管理への指導や助成等による住宅景観の維持向上

●商業地

小山駅・間々田駅周辺等においては、地区計画制度や景観計画の活用等を通じて、安全で魅力ある市街地の景観づくりを推進します。また、ウォーカブル空間の確保、街路樹による緑化、空き家等の利活用を推進し、全ての人々が安全で楽しく快適に歩ける・歩きたくなるまちなかの景観形成を図ります。

さらに、広告、電柱、架空線等景観を阻害しているものを改善し、小山らしさを感じられるまちなみの形成を図ります。



小山駅前の祇園城通り

- ・ 中心市街地のウォーカブル空間の整備・街路樹による緑化等の推進
- ・ 建物の修復・改変（リノベーション）による人中心のまちなかの景観形成
- ・ 小山市屋外広告物デザインの手引きの活用を図った周辺景観と調和した良質な広告景観の誘導
- ・ 安全性確保のための街路灯の設置およびイベント時におけるライトアップ等による夜間景観の創出

●工場地

工場地や工業団地の敷地内緑化やブロック塀・フェンスのセットバックによる境界部分の緑化等、周辺の自然や住宅地と調和した工業地景観の形成を図ります。

また、地域住民に対して安全・安心の確保を図るため、工業施設の景観コントロール、威圧感のない工業地景観を創出します。



小山市緑のカーテンコンテスト受賞作品

- ・工場地や工業団地の敷地内およびブロック塀・フェンス部分の緑化
- ・工業施設の景観コントロール、威圧感のないデザインによる工業地景観を創出

●道路・歩行者／自転車空間

道路等においては、沿道の景観形成は、都市景観の骨格であるため、街路樹や街路灯等の整備により、良好な道路景観の形成を図ります。

歩行者・自転車空間のネットワーク上には、ポケットパークやオープンスペースを設け、都市にやすらぎと潤いを感じる景観形成を図ります。



清水坂

- ・沿道の街路樹や街路灯の設置による良好な道路景観の形成
- ・周辺住宅や自然環境に配慮した生活道路の景観形成（生垣設置費用への助成）
- ・利便性の向上や安全で快適な歩行者・自転車空間の整備

●公共施設・歴史的建造物・文化財

公共施設やその周辺、大規模な公園については、景観形成の模範となる周辺景観と調和した公共施設のデザインを採用し、本市のシンボリックで親しみやすい景観の整備を図ります。

歴史的建造物や文化財、寺社、記念物においては、古代から中世、近代へと受け継がれてきた貴重な景観資源として保存し、本市の歴史や文化が感じられる歴史的景観を形成します。



小山評定跡と小山市役所

- ・景観形成の模範となり、周辺景観と調和のとれた公共施設デザインの推進
- ・歴史的建造物等と一体となった周辺地域の愛着の感じられる景観の創出
- ・歴史的建造物・文化財等の保存

(3)「田園環境」の景観形成

●市街地のみどり

市街地内に存在する寺社の境内地や樹林地等の良好な緑を守り、周辺部の思川や河川緑地、樹林地等の緑と連坦させ、本来有している生物が住み続けられるような、自然環境と共生した緑豊かな市街地の景観形成を促進します。



城山公園

- ・河川、樹林地、在来生物、生態系に配慮した景観形成の実施

●農村集落

農村の集落機能や農地・農業用水等の地域資源の保全、植栽等による景観形成等、農村の良好な環境を維持・保全するとともに、地域住民が主体となった生物環境の保全、文化の伝承、良好な農業経営による景観形成を推進します。



与良川周辺の田園集落

- ・社寺林や屋敷林、生垣、家並み等の保全活用による自然環境と調和した美しい集落景観の創出

●田園景観とグリーンインフラ

都市環境を取り巻くように存在する田園環境においては、周辺の自然環境と調和した田園景観を形成することにより、美しく良好で持続可能な田園環境の形成を図ります。

また、道路や河川、公園等において自然環境に配慮したグリーンインフラを整備することで、防災の観点のみならず、人と自然、生物がよりよく関わることのできる水と緑の豊かな生活空間の創出が期待できます。



思川アプローチ広場

- ・風土に沿った植物を用いた植栽による魅力あるみどりの景観形成の推進
- ・地域の在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出によるみどりの景観形成

●平地林・田園風景

市内に散在する平地林の緑と農業の営みによって形成される田園景観は、河川とともに多種の生物が生息する貴重な自然資源であり、人間にとっては都市生活に緑のやすらぎや潤い、憩いを与えるアメニティ資源となっています。

これらの資源が将来に渡り持続されるよう貴重な資源という認識を共有し、適切な維持・運営管理により景観を保全します。



小山市田園風景

- ・農地や平地林等から構成される田園風景の保全
- ・多様な在来生物・植生の連続性やまとまりある緑地景観の創出
- ・日光連山や太平山、筑波山等の山並みを眺めることができる眺望の確保

●河川・遊水地

思川、鬼怒川等の河川および渡良瀬遊水地の自然環境と景観を守るため、保全地域の指定や生態系に配慮した多自然型護岸および親水空間の整備、アメニティ資源としての活用と景観の保全を図ります。

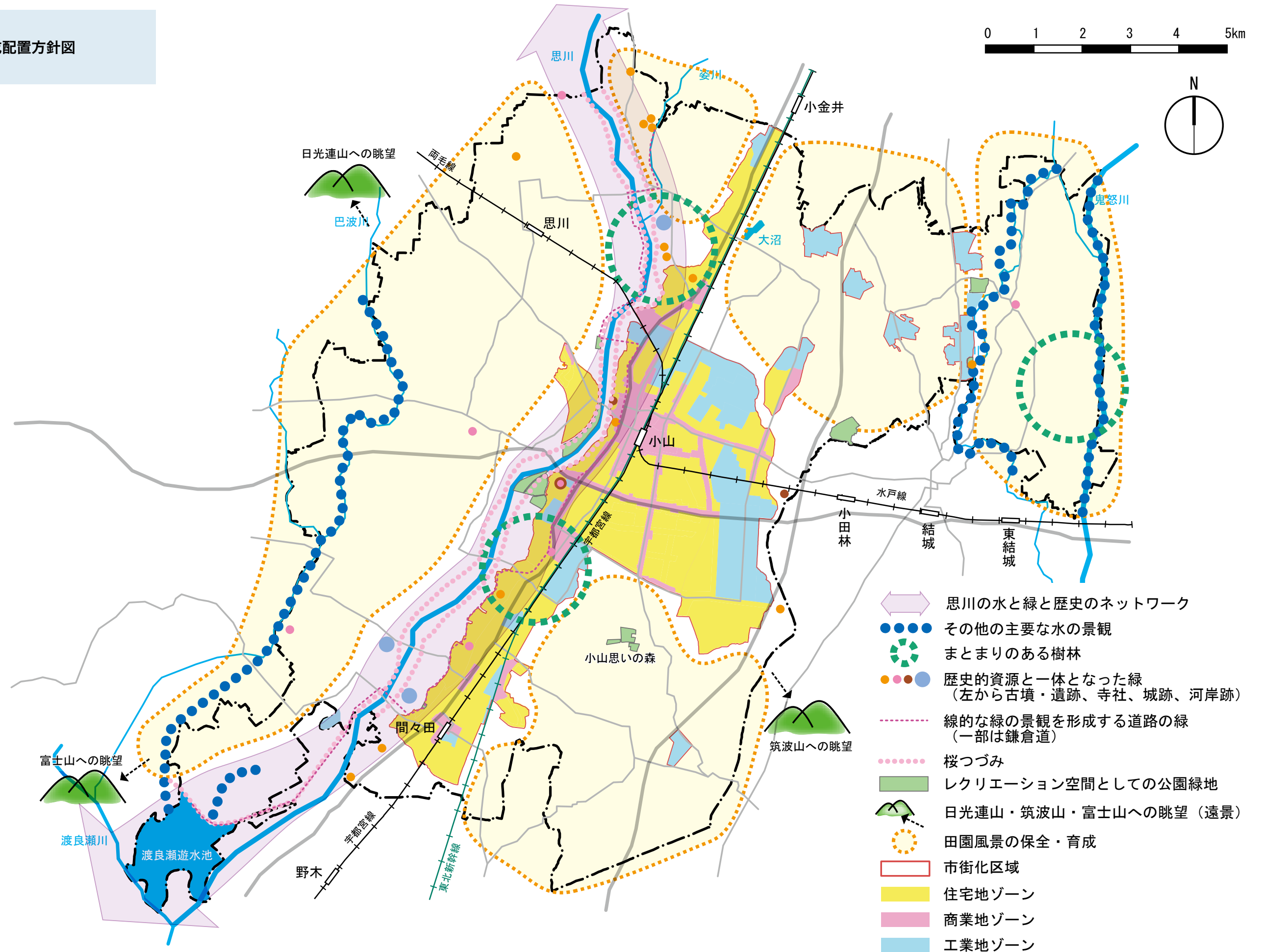
また、渡良瀬遊水地においては、自然とふれあえる観光や学習・交流等の場としての豊かな景観形成を図ります。さらに、地域の自然と歴史を学ぶことができる自然観察・自然体験の拠点とし保全活動を通じ、湿地の保全・再生の取組みによる自然豊かな原風景の景観形成を図ります。



渡良瀬遊水地とコウノトリ

- ・保全地域の指定や生態系に配慮した水辺空間の整備による景観形成
- ・河岸地形や斜面林、思川桜の植樹をはじめとする緑化景観の推進・保全
- ・渡良瀬遊水地のエコツーリズムによる活用と自然豊かな景観形成の創出

景観形成配置方針図



5 - 5 住環境

(1) 住環境の基本方針

【地域の生活向上と自然環境に配慮した施設配置】

市民の生活利便性や地域の市民活動を支援するため、日常の生活圏となる各地域を単体とした公共公益施設の配置、充実を図ります。また、バリアフリー化や情報化、自然環境に配慮した施設整備を行い、利便性の向上を図ります。

(2) 公共公益施設

●行政サービス施設

市役所をはじめとする市民生活を支える各種行政サービス施設とともに、文化センター等市のシンボルとなる公共施設の整備・充実を検討します。また、ニーズや社会的背景を踏まえて、適正な配置や統廃合等の検討を行います。



●市民交流センター

多様な機能を複合した地域活動の拠点、市民の交流の場として、「間々田」「小山城南」「桑」「大谷」の4地区に市民交流センターを設置し、地域の市民活動を支援します。他の地域での整備については、地域の状況等を踏まえ、検討を行います。



●教育施設

本市には、小学校が24校、中学校が10校、義務教育学校が1校あります。少子化や教育的ニーズの多様化等の社会的背景を踏まえ、児童生徒の教育の機会均等と教育水準の向上、持続可能な教育環境づくりのため、引き続き適正な配置や統合等の検討・実施を行います。



また、教育施設の再編に併せ、小中学校跡地等の利活用の検討を行います。

●道の駅、まちの駅等の交流拠点

美田地区の国道 50 号沿道や絹地区の田川近傍地には都市と農村の交流拠点となる道の駅思川や絹ふれあいの郷が、中心市街地には情報発信および地域の交流拠点としてまちの駅思季彩館が設置されています。

また、道の駅思川においては地域活性化のみならず、防災拠点として位置付けられています。

今後もこれらの交流拠点を利活用して、民間活力を導入した地域の魅力的な物産販売やイベント等を実施することで、地域振興とともに都市部と農村部の相互理解や交流を推進します。



●おやま本場結城紬クラフト館

本市の誇る伝統産業であり、世界のユネスコ 無形文化遺産に登録された「本場結城紬」の情報発信拠点として、小山駅西口ビル内に「おやま本場結城紬クラフト館」が設置されています。今後も小山駅前という利便性を活かした情報発信の強化および地域の交流拠点としての機能充実を図ります。



●新小山市民病院

県南地域における中核病院となる新小山市民病院の設置とともに、健康づくりから介護に至るまで包括的に支援する拠点施設として「健康医療介護総合支援センター（通称：健康の森さくら）」および「思いの森」が整備されました。今後も新小山市民病院を核とし、健康づくりから保健・医療・介護の切れ目のない支援の拠点として機能の充実を図ります。



●住宅ストック（市営住宅・空き家）

本市が管理する市営住宅について、屋根外壁や給水設備の改修等を実施し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や、計画的な維持管理を実施することにより入居者の安全で快適な居住環境を確保します。

また、空き家等の所有者に対する適正管理のための指導、利活用や除却に対する補助金制度の実施により、持続可能な住宅ストックの推進をします。



(3) 供給処理施設等

●上水道施設

「安全」・「強靱」・「持続」を政策課題として、安全な水を安定して供給するため、計画的な配水管の整備・拡張事業および、更新事業（老朽管・未耐震管）を行います。浄水施設については、改築・更新事業に合わせて耐震化を実施します。また、強靱な上水道を持続するため、過去に浸水被害を受けた浄水場について、耐水化対策に努めます。



●污水处理施設

生活雑排水の処理を行う公共下水道や農業集落排水施設の整備や施設改修および維持更新を計画的に実施するとともに、これらの処理区域外については、合併処理浄化槽の設置普及を推進します。また、各事業で発生する汚泥については、循環型社会に対応するため、再生利用を促進し、有効利用を推進します。さらに、既存ストックを活用した整備を図ります。



●雨水排水処理施設

気候変動の影響により頻発化・激甚化する浸水被害を防ぐ雨水排水処理を行う公共下水道や道路側溝、用悪水路、雨水貯留・流出抑制施設等の整備や施設改修および維持更新を計画的に実施するとともに、流域治水の考え方にに基づき、雨水浸透や貯留施設による流出抑制対策を実施します。



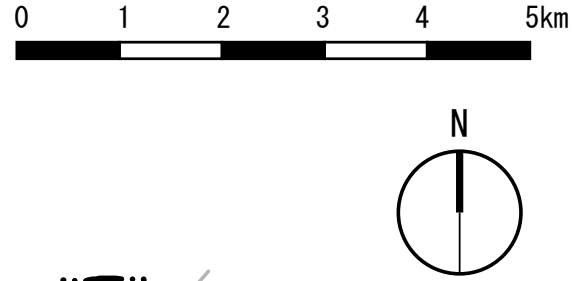
●ごみ処理施設

市民の環境に対する意識やマナーの向上を図りながら、ごみの分別収集や減量化、資源化を推進するとともに、周辺環境と調和したごみ処理施設の整備・拡充を図り、循環型社会に対応した持続可能なごみ処理を目指します。さらに、災害廃棄物の適正な処理に向けて、廃棄物の仮置場の確保・選定や収集運搬業者との協力体制の確立を図ります。



●し尿処理施設

公共下水道施設と農業集落排水施設以外のし尿を処理する施設として安定的に運用し、搬入されたし尿等を適切に処理します。



第6章 みどり編

6-1 みどりの確保目標

都市における緑地は、良好な都市環境や都市における健康で文化的な生活の基盤となる市民共通の資産であり、現在だけでなく将来の市民もその恵沢を享受できるよう、市民・教育機関・事業者・行政が協働してその保全と創出に取り組む必要があります。

社会基盤整備や土地利用等においては、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるグリーンインフラに関する取組みを検討するとともに、みどり豊かな「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続していくため、都市公園等の整備だけでなく、都市公園以外の施設緑地や地域性緑地等の緑化を総合的に進めていきます。

(1) 緑地の確保目標

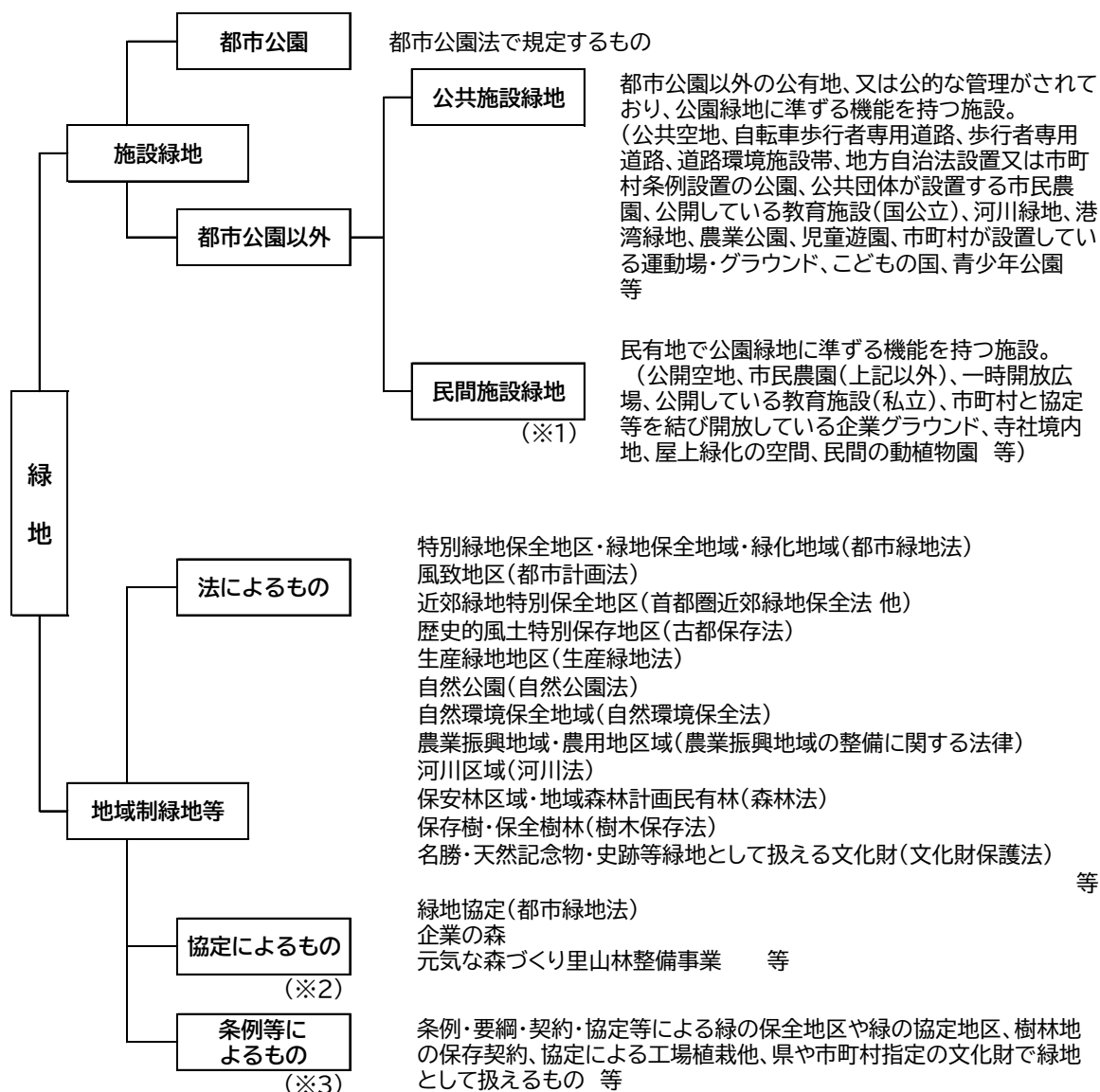
本計画での「緑地」とは、持続性や公開性の高い公園・緑地や街路樹・植栽地等の「施設緑地」と、法や条例等に基づき守られる樹林地等の「地域制緑地」で構成されます。（※緑地の区分については、次頁参照）

みどりの保全・創出、活用・整備を推進するため、緑地について以下の確保目標を設定します。

■表 緑地の確保目標量

	基準年次 令和4(2022)年		目標年次 令和22(2040)年
将来市街地面積に対する 市街地内緑地面積と割合	約 51.8 ha (1.6%)	約 59.5 ha 増	約 111.3 ha (3.3%)
都市公園面積	約 51.8 ha	都市公園の整備 約 6.8 ha	約 58.6 ha
都市公園以外の施設緑地	—	社寺林の保全 約 13.7 ha	約 13.7 ha
地域制緑地	—	河岸段丘林の保全 約 39.0 ha	約 39.0 ha
都市計画区域面積に対する 緑地面積と割合	約 572.3 ha (3.3%)	約 69.9 ha 増	約 642.2 ha (3.7%)
都市公園面積	約 155.1 ha	都市公園の整備 約 10.2 ha	約 165.3 ha
都市公園以外の施設緑地	約 413.9 ha	社寺林の保全 約 13.7 ha	約 427.6 ha
地域制緑地	約 3.3 ha	河岸段丘林の保全 約 46.0 ha	約 49.3 ha

■ 本計画で扱う緑地



※ 1) 民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設については、具体的には以下をふまえ、具体的に位置付ける場合は、実情にあわせて適宜判断する。

※公開しているもの

※ 500㎡以上の一団となった土地で、建ぺい率がおおむね 20% 以下であるもの

※ 永続性の高いもの

※ 2) 緑地として面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。

※ 3) 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお、面積算定する場合には、植栽地面積等を対象とする。

(2) 都市公園として整備すべきみどりの目標

緑地の確保目標量のうち都市公園により確保するみどりを、以下のように設定し、都市公園の整備を推進します。

■表 都市公園として整備すべきみどりの目標

年次	市全体の 都市公園面積	市民一人当たりの 都市公園面積
基準年次 令和 4（2022）年	155.06ha	9.28㎡／人
目標年次 令和 22（2040）年	165.29ha	10.14㎡／人

6 - 2 みどりの保全および緑化の推進のための施策

(1) 施設緑地の整備・活用・管理方針

都市公園に関する方針

① 整備方針

都市公園の整備方針としては、目標年次である令和 22（2040）年において、都市公園 184 箇所、約 165.3 ha を確保することを目指し、5 年後、10 年後、15 年後の整備目標を下記のとおり設定し、公園面積については市民一人当たり 10㎡を確保します。

なお、その他の公園については、市の政策や地区まちづくり構想等に基づき適正配置を再検討し、必要に応じて整備を行います。また、新たな公園を整備する場合は、昨今頻発する大雨に伴う河川の増水等の自然災害を考慮し、適切な箇所に整備を検討し、「カーボンニュートラル」や「グリーンインフラ」および「生物多様性」等に配慮した計画とします。

公園 種別	目標年次における確保目標			整備目標		
	箇所数 [箇所]	面積 [ha]	一人当たり 公園面積[㎡/人]	5 年後	10 年後	15 年後
街区公園	156	28.7	1.76	3 箇所	1 箇所	1 箇所
	(151)	(27.3)	(1.64)	0.7 ha	0.3 ha	0.3 ha
近隣公園	15	21.7	1.33	1 箇所		3 箇所
	(11)	(16.2)	(0.97)	0.9 ha		4.6 ha
地区公園	4	16.0	0.98			
	(4)	(16.0)	(0.96)			
総合公園	2	30.2	1.85			
	(2)	(30.2)	(1.81)			
運動公園	4	58.0	3.56	1 箇所		
	(3)	(54.6)	(3.27)	3.4 ha		
墓園	1	7.1	0.44			
	(1)	(7.1)	(0.42)			
歴史公園	2	3.5	0.22			
	(2)	(3.5)	(0.21)			
合計	184	165.3	10.14	5 箇所	1 箇所	4 箇所
	(174)	(155.0)	(9.28)	5.0 ha	0.3 ha	4.9 ha

※（ ）内は令和 4（2022）年度末の値

※一人当たりの公園面積算定の人口は、目標年次である令和 22（2040）年の推計人口 163,072 人を基に計算

※街区公園の数は、これまでに公告した幼児公園 62 箇所を含む数

② 管理・活用方針

●河川区域内にある既存公園の管理・活用

思川緑地等の河川区域内にある既存公園等については、昨今の大雨に伴う浸水頻度の頻発化により、土砂の除去や芝生の張替えをはじめとした維持管理が課題となっています。一方で、河川区域内にある既存公園は市民の余暇活動を支える「みどり」であるとともに、都市景観を形成する「みどり」でもあります。このような状況を踏まえ、河川区域内にある既存の公園については、大切な都市緑地として、また、市民ニーズのあるサッカー場等の運動施設として年間を通して活用できるよう、適切に管理・保全します。

●既存公園の再配置・再整備

一人当たりの都市公園面積の増加を引き続き図りつつ、公園施設の長寿命化・バリアフリー化および市民ニーズに合わせた既存公園の再整備・公園施設の再選定等にも力を入れていきます。

また、再整備の際も「カーボンニュートラル」や「グリーンインフラ」および「生物多様性」等に配慮した計画とします。

●管理の強化・充実

公園等の緑地帯を保全するため、樹木の剪定や補植等の管理業務を強化するほか、公園愛護里親会の活動支援、Park-PFIの導入・公園活用事業の推進および市民のニーズ等に合わせた公園活用・利用の推進等も検討します。

遊具等の公園施設の点検は、関係法令に基づき実施し、計画的な補修や改築を行います。

また、クビアカツヤカミキリ等の外来種による在来種の生育・生息環境への脅威が近年拡大しつつあることから、その防除対策を実施します。



●都市公園のストック効果向上に向けた取組み

防災性向上、環境維持・改善、健康・レクリエーション空間提供、景観形成、文化伝承、子育て・教育、コミュニティ形成等、都市公園のストックとしての様々な効果向上に向けた取組みを進めます。併せて、都市公園の整理統合による機能向上や、核となる都市公園を中心とした再編について検討します。

① 公共施設緑地

思川の自然を活用するため、既存の堤防上を利用する等により、回遊性の向上を図ります。

その他、渡良瀬川（渡良瀬遊水地）、大沼周辺、摩利支天塚古墳、琵琶塚古墳、寺野東遺跡、小山氏城跡（鷲城跡・祇園城跡・中久喜城跡）の維持・保全を実施します。

また、開発にあたっては、公園的なオープンスペース等の必要な公共施設緑地の確保が図られるよう、誘導していきます。

② 民間施設緑地

みどりのまちづくり条例等を活用しつつ、社寺林や民有樹林地等の保存樹林指定等を検討していきます。

今後、市街化区域内の寺社境内地の良好な樹林を中心に積極的な保全を行います。

- ・天翁院、千手観音（約 4.0 ha）
- ・興法寺（約 1.5 ha）
- ・愛宕神社、須賀神社、妙建寺（約 3.3 ha）
- ・光明寺（約 1.0 ha）
- ・愛宕神社（愛宕塚古墳）（約 1.7 ha）
- ・安房神社（約 1.2 ha）
- ・鷲神社（約 1.0 ha）

(2) 地域制緑地の保全・活用方針

地域制緑地は、法や条例、協定等により、一定の範囲の緑地（土地）を保全していくものです。行政による計画のもと、企業や市民の理解と協調が必要とされます。

【法によるもの】

保全の重要度が高い地域を選定し、今後、具体的な法指定の必要性について、管理協定制度の活用等を考慮しながら検討していきます。

- 思川の河岸段丘に連続して残る斜面林 約 39.0 ha や、都市における良好な自然環境となる貴重な緑地（東島田周辺の樹林 約 7.0ha）等について、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定や緑地保全地域制度の活用、都市計画法に基づく風致地区の指定などの検討を行い、積極的に保全を行います。
- 生産緑地法に基づく生産緑地の指定を検討していきます。
- 河川法に基づき、小山市内を流れる思川、鬼怒川、田川、巴波川等の河川環境の保全を図っていきます。
- 農地法および農業振興地域の整備に関する法律に基づき、良好な営農環境の維持に向け、優良農地の確保および農地の適切な保管理を図ります。
市街化調整区域における農業・農村整備にあたっては、地域の環境特性に応じて、よりよい農村環境の保全に取り組んでいきます。また、市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用がある都市農地については、計画的な保全の検討に取り組んでいきます。
- 森林法（保安林区域「ふるさとの森」）や樹木保存法、文化財保護法等により、平地林やランドマークとなっている樹木の保存や、歴史的資源と一体となっている樹林地・樹木の保護を図っていきます。

【協定によるもの】

民有地における緑地で保全を図るべきものについて、法により永続性が確保されるもの以外については、緑地所有者・地域団体・市の3者による保全協定や緑地協定等の活用を検討します。

平地林利用協定については1件（令和2（2020）年現在）締結されており、今後も、平地林の保全・活用に向け、締結促進を図ります。

【条例等によるもの】

本市では、みどりのまちづくり条例に基づく保存樹木が、樹木1件・生垣5件（令和4（2022）年現在）指定されており、引き続き保全し、新たな指定も含めて推進していきます。また、地区まちづくり条例に基づく地区まちづくり構想等とも連携し、良好な居住環境を確保するために必要なみどりは、地区計画制度等も活用して積極的な保全を検討していきます。

(3) 施設緑地の緑化の推進

「田園環境都市おやま」として、脱炭素化や生物多様性確保に配慮したみどり豊かな都市環境の形成を図るために、都市公園等都市の基幹的施設の計画的な緑化を行うとともに、民有地における緑化を促進することにより、総合的な都市の緑化を推進していきます。

① 公共公益施設における緑化の推進

新しく公益施設（市民交流センター・中央市民会館等も含む）を整備および既存施設を改修する際には緑化率 30% 以上の確保を目指します。

街路樹については、適切な維持管理できるよう、みどりの量をコントロールしながら、快適な歩行者空間の確保や環境保全への寄与、延焼防止機能等を活用し防災性の向上を目指します。また、ウォークアブルシティと植栽の良好な管理の実現のために街路樹の樹種の選定（祇園城通り等）等を進めます。

② 民有地における緑化の推進

民有地の緑化については、市民が主体的に行うものであると考えられることから、市民の緑化に対する意識の高揚を積極的に図っていきます。

このため、みどりのまちづくり条例の活用等による保全および支援措置等を行政側が講じるとともに、みどりの保全と緑化の推進を図る必要がある区域および緑化に関する事項の協定をするべき事業所等の選定、企業の緑化推進を促進するための方針検討等を進めます。

特に、面的に整備が行われる市街地においては、みどり豊かな市街地の形成を目指して、整備にあわせて地区計画や緑地協定等の導入、小山市みどりのまちづくり条例に基づく緑の街指定を検討・誘導していきます。

また、工業団地等の企業所有の大規模施設用地等は、緑地協定等により緑化の推進が図られており、今後ともその機運の高場を図っていきます。

●みどりのまちづくり条例による民有地緑化の推進

平成 5（1993）年に制定された「小山市みどりのまちづくり条例」を PR しつつ、民有地における緑化を促進していきます。

- ・ 保存樹木等の指定（指定期間は原則 10 年以上）
- ・ 緑の街の指定
- ・ 民間施設の緑化
- ・ 空地の緑化
- ・ 事業所等との緑化協定

- ・開発行為等の事前協議
- ・中高層建築物の敷地等の緑化
- ・苗木等の確保・配布
- ・保存樹木等の賃借・買取り
- ・人生記念樹制度の新設

●その他の方策による民有地緑化の推進

- ・緑地協定の締結促進（都市緑地法、小山市みどりのまちづくり条例）
- ・地区計画を活用した緑化の推進（都市計画法、建築基準法、都市緑地法）
- ・自治会等が設置する公園等に関する補助（補助取扱要綱）

（４）地域制緑地によるみどり空間の保全・活用

【農地・平地林等の保全・活用】

「小山市農業振興計画」、「第４期おやま地産地消・食育推進計画」に基づき、農地等のみどり空間を活用し、以下のような取組みを進めます。

●人と環境にやさしい農業の推進

本市では、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、農薬や化学肥料に頼らない環境に優しい農法による「環境創造型農業」を推進しています。

小山市有機農業推進協議会を実施主体に有機農作物の生産から加工・流通、消費・学校給食まで一貫した「オーガニックビレッジ」の創出に取り組めます。

●農業体験機会の提供

都市住民が農村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を体験しながら、都市と農村の交流を促進する「グリーンツーリズム」を推進します。

農業体験の場の提供、地域住民との交流および農業集落の活性化を目的とした市民農園の充実を図ります。体験農園や体験水田では、季節ごとのイベントを開催し、幅広い世代に対して農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供します。

●食の体験学習における取組みの充実

幼稚園・保育所等の園庭等での野菜作りや収穫、年齢に合わせた調理活動を通して、子どもたちの食への関心を高めます。また、田んぼの学校や地域の農業生産者の協力による野菜の栽培・収穫体験など、各学校の特色を生かしながら、地域・保護者・学校が一体となった活動ができるよう取組みを推進します。

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めるため、田んぼの学校や学校農園等を整備し、農業体験機会の拡大と活動を推進します。

●平地林の保全

平地林は、渇水や洪水の防止だけでなく、生物多様性の保全など多面的機能を有していますが、本市の平地林は、集落に隣接しているものが多く、地域住民の生活環境に強く密着しています。本市では民間が所有する平地林が多く、これらは所有者による維持管理を基本としつつ、市と所有者、地域住民が連携し、適切な保全・維持管理に取り組むことにより、農村地域における良好な生活環境を維持します。

【条例要綱等による緑化の推進】

緑化を推進していくため、「小山市みどりのまちづくり条例」を中心として、イベントの実施や緑化に関する情報提供、市民の緑化活動への助成策等の各種方策を検討・活用していきます。

- みどりのまちづくり条例に基づく各施策の実施（小山市みどりのまちづくり条例）
- 緑化助成制度の活用促進（小山市指定保存樹木等保全費用助成金交付規則、小山市生垣設置費用助成金交付規則）、景観条例による緑化の推進（小山市景観条例）
- 基金の活用（小山市グラウンドワーク基金条例）
- 桜の里親制度による思川兩岸の桜堤の維持管理等（小山市桜の里親制度実施要綱）
- 緑化に関する情報提供

(5) 緑化の推進に向けた体制強化

市民や事業者および行政がそれぞれの緑化活動の連携を円滑に行いながら、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、推進体制の確立等を図ります。

●緑地保全におけるパートナーシップの強化

緑地の適切な管理・保全のため、緑地を管理する市民グループやグラウンドワークによる考えに基づく活動の促進、緑地所有者と地域団体、市の3者の協定による緑地の維持管理等を推進するとともに、将来に渡って良好な緑地等の維持を継続するため、条例等による緑地保全の活動団体の認定・活動経費の助成等を検討していきます。

また、市民活動を可能にしていくために、それぞれの組織が情報を共有・連携し、一体となって市域の緑地保全に取り組むことができる様な「場づくり」と、それを進める民間団体を醸成し、支援を推進していきます。

●各種保全策の具体化と助成制度の充実

本計画で示した方針に基づき、各緑地のもつ重要性や特性、所有者の意向等を十分に考慮しながら、具体化を検討していく必要があります。

保全策がとられた民有緑地は地権者による管理を原則としながらも、保全のための協力関係の継続性が重要であることから、地権者が抱えている維持管理等の諸問題を解決するため、助成金の効率的な運用や維持管理に関する新たな支援制度の検討を進めます。また、そのための財源として、市の財政からの支出やトラスト等の基金設立・活用等を検討していきます。

●推進体制の確立

行政の組織としては、各種施策の審議等をするため、民間人を委員に含む緑化審議会や景観審議会が設置されており、今後もこうした体制により、適宜、審議・検討していきます。

市民および事業者等に対しては、思川沿いの桜堤の里親の活動や、歩道や公園の草花等の緑化や維持を行う愛護会等の活動、地区計画等のまちづくりルールに基づく生垣の設置、みどりのある公開空地の設置、緑化活動への参画等を今後もさらに促進していきます。

またこれらの取組みについては、市民と事業者および行政とがお互いに連携を図りながら、環境教育としての認識も持ちつつ、市民一人ひとりが「自分ごと」として持続的に取り組んでいけるような仕組みも検討します。

6 - 3 みどりの配置方針

(1) みどりのネットワークの形成

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、レクリエーション、良好な都市景観の形成、防災など様々な機能を有しています。

また、生物多様性の保全、気候変動への対応、SDGsの達成など、都市をめぐる社会的・経済的状況が複雑化してきています。

これらの課題解決に向けて、地域固有の歴史・文化を踏まえたうえで自然環境が有する多様な機能を活かした社会的共通資本としてのグリーンインフラを積極的に推進することが期待されています。

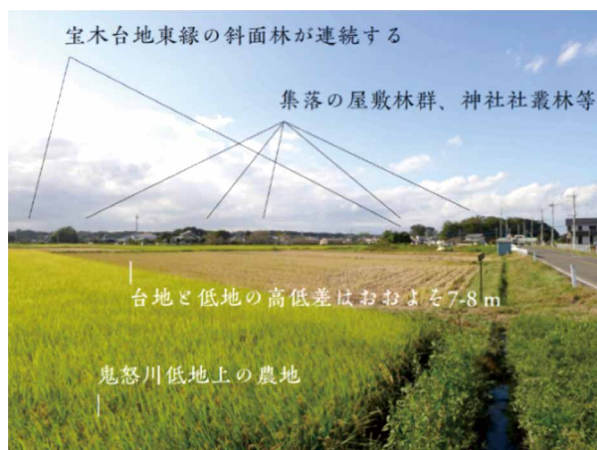
本計画では、みどりの規模や連続性等を評価し、適切にみどりを配置し、管理することで、有機的なみどりのネットワークの形成を目指します。

●「田園環境都市おやま」の地形を活かした水とみどりのネットワーク

思川の東側の台地と思川と鬼怒川による低地からなる地形や、田畑や平地林からなる植生、そして河川や水路や侵食谷を軸とした水循環を考慮して、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み（生態系サービス）を享受しつつ、それが持続可能となることを基本とします。

そのためには、河川、斜面林、侵食谷と水路、平地林を軸に、緑地によるネットワークを形成することが重要です。

ネットワークのイメージとしては、次の写真にある農地や斜面林、平地林、街路樹、河川水路等があります。



斜面林(高椅、絹地区)



平地林(間々田、間々田地区)



街路樹(小山東工業団地、絹地区)



水路(豊田地区)



水路(間々田地区)

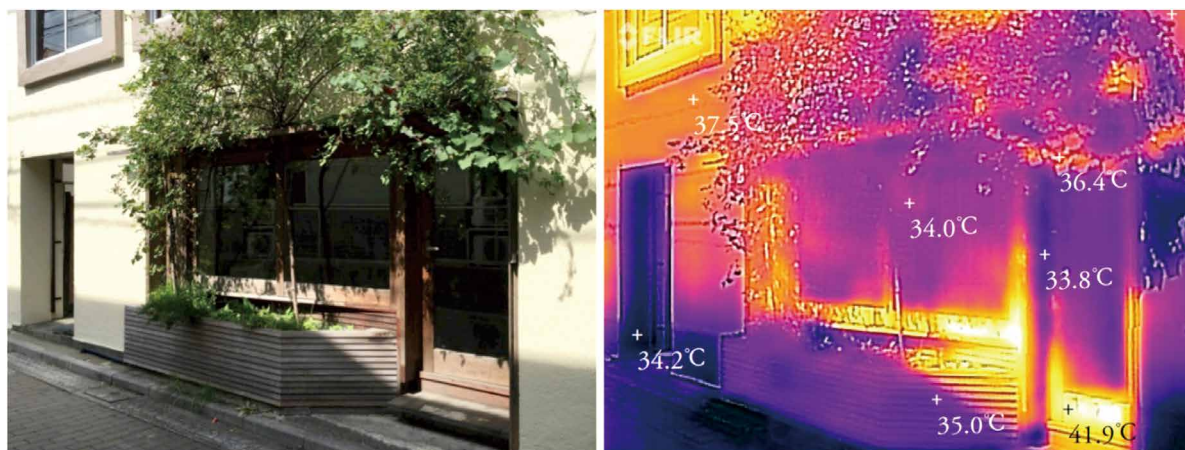


田川(絹地区)

●沿道緑化と街路樹等によるネットワーク

思川の東側の台地と思川と鬼怒川による低地からなる地形や店先のみどりや宅地の生垣等による沿道の緑化や街路樹を組み合わせることで、生態系の保全、心地よい街並み創出による人間の健康への貢献、雨水を地下に浸透させ洪水を緩和し地下水を育むといった防災・減災等の様々な効果が期待されます。

また、そういった緑化をすることで遮熱効果があることが熱画像の写真からわかります。沿道緑化によって建物内の温度上昇を緩和し、冷房機の使用を減らすことに繋がり、省エネルギーや脱炭素化にも貢献します。



複数の用途を兼ねて地域の植物を前庭に植えた事務所(千葉県市川市)

●生物多様性の保全に寄与するみどりのネットワーク形成と市民等への理解促進

農地や農業用水路網、史跡等様々な要素を組み合わせ、異なる自然環境を有する地域間に連続性を持たせることで、生物多様性の保全に寄与するみどりのネットワークを形成します。

また、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵み（生態系サービス）等がもたらす公益性を、市民等へ理解し、協力・参画してもらえるようにするため、周知や理解を促進する取組みを推進します。

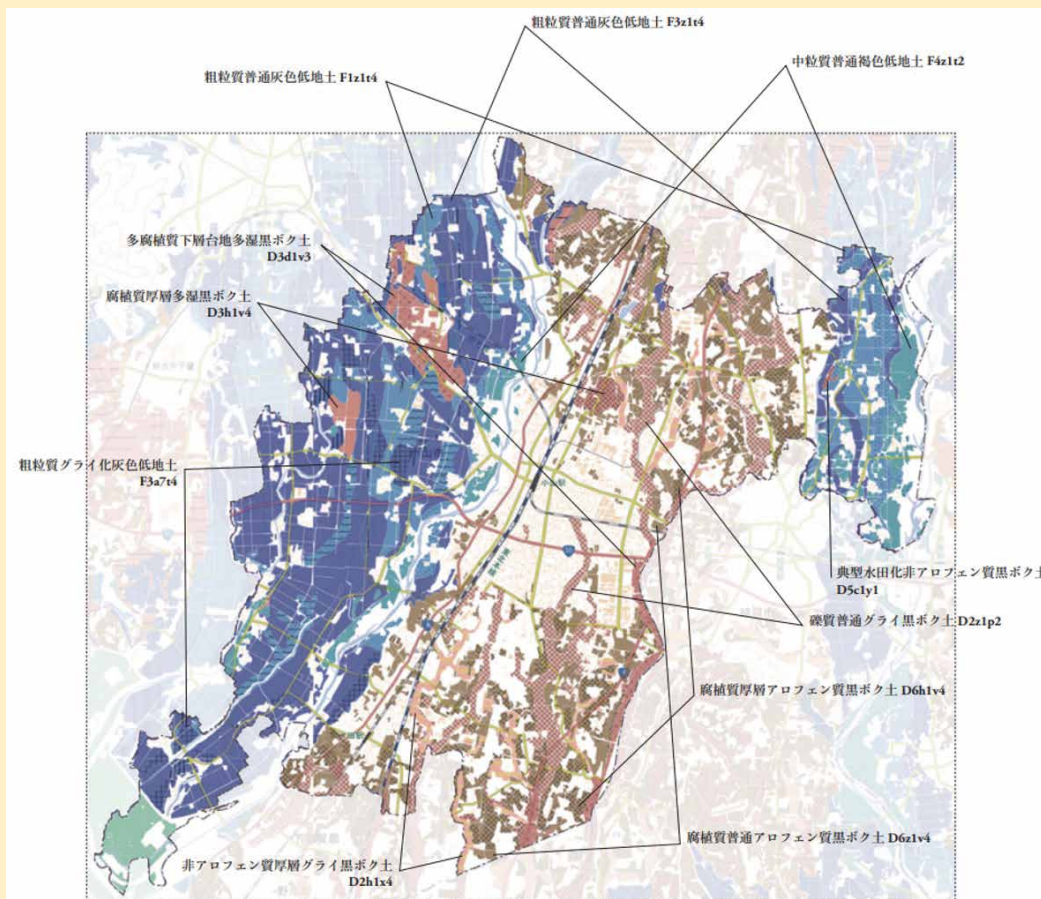
●市民参画・協働による民有地の緑化推進や活用検討

市民参画・協働による民有地の緑化推進のための財政的、技術的な支援を検討するとともに、緑化の具体的な検討にあたっては、もともとその地域に生息している植生を意識して生物多様性の保全に資する緑化を図ります。

さらに、市街地における緑化を推進するため、民有地の活用を検討します。

下図は、本市の土壌図です。

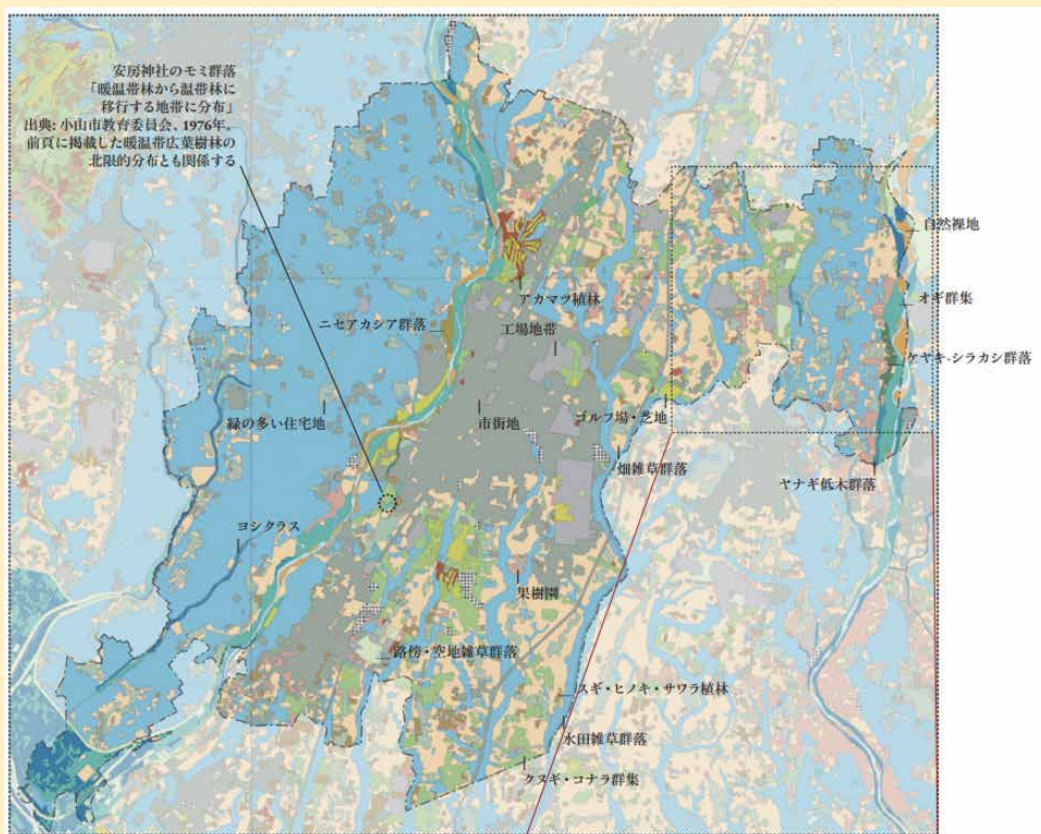
低地は灰色低地土で水田に適した土壌、台地は黒ボク土で畑作に適した土壌です。
なお、侵食谷は台地であっても主に水田として利用されてきました。



みどりの配置方針では、このような地域ごとの土壌に関する情報をベースに、それぞれの土壌に適したみどりの配置を考えていくことになります。

下図は、本市の植生図です。地域を覆っている植物の分布状況を表します。

市内には多くの二次植生（人の手が加えられた植生）が見られます。平地林はクヌギ・コナラ群集、木材生産林はスギ・ヒノキ・サワラ植林、燃料林はアカマツ植林が各所に見られます。



もともとたくさんあった平地林は、ずっと減少傾向が続いており、その保全に関する市民の要望は高いものになっています。

現在の二次植生の様子を踏まえつつ、平地林をどのように保全していくかについて、みどりの配置方針の中で考えていきます。

(2) みどりの配置方針（機能別および総合的な配置方針）

みどりの機能を表す視点から下の5つについて、それぞれ配置方針図を示した上で、総合的な配置方針図を示します。

●環境保全

小山の豊かな自然環境を形成するみどりを保全していくことにより、市民の暮らしやそこに存在する生物多様性を保ちます。

●歴史・文化

小山の歴史や文化を受け継ぐみどりを保全・活用していくことにより、小山市民の暮らしを受け継ぎます。

●レクリエーション

小山市民の余暇活動を支えるみどりを整備・保全していくことにより、小山市民が余暇を楽しむ空間を提供します。

●景観形成

小山の個性ある景観をつくるみどりを保全・整備していくことにより、小山市民の暮らしを彩ります。

●防災

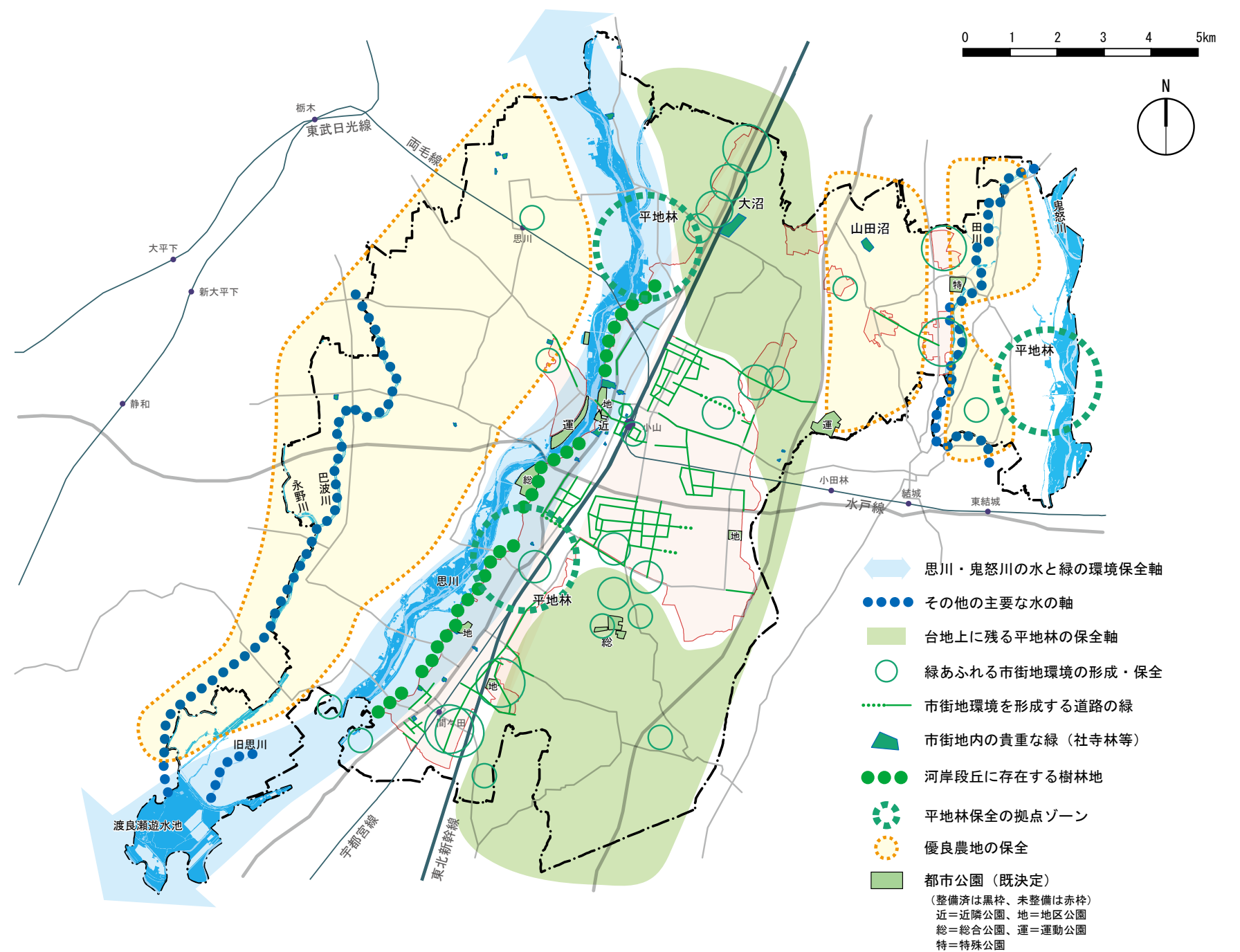
小山の安全な暮らしを支えるみどりを保全・整備していくことにより、小山市民の暮らしを守ります。

●機能別の配置方針および方針図

環境保全

本市の中心部を流れる思川や市の東部を流れる鬼怒川は、そこに連なる中小河川や河岸段丘に存在する樹林地、近傍の平地林等、本市のみどりを支える主要な軸として存在しており、市民の生活環境や生物多様性を保全する環境保全の軸として大変重要です。以下にみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

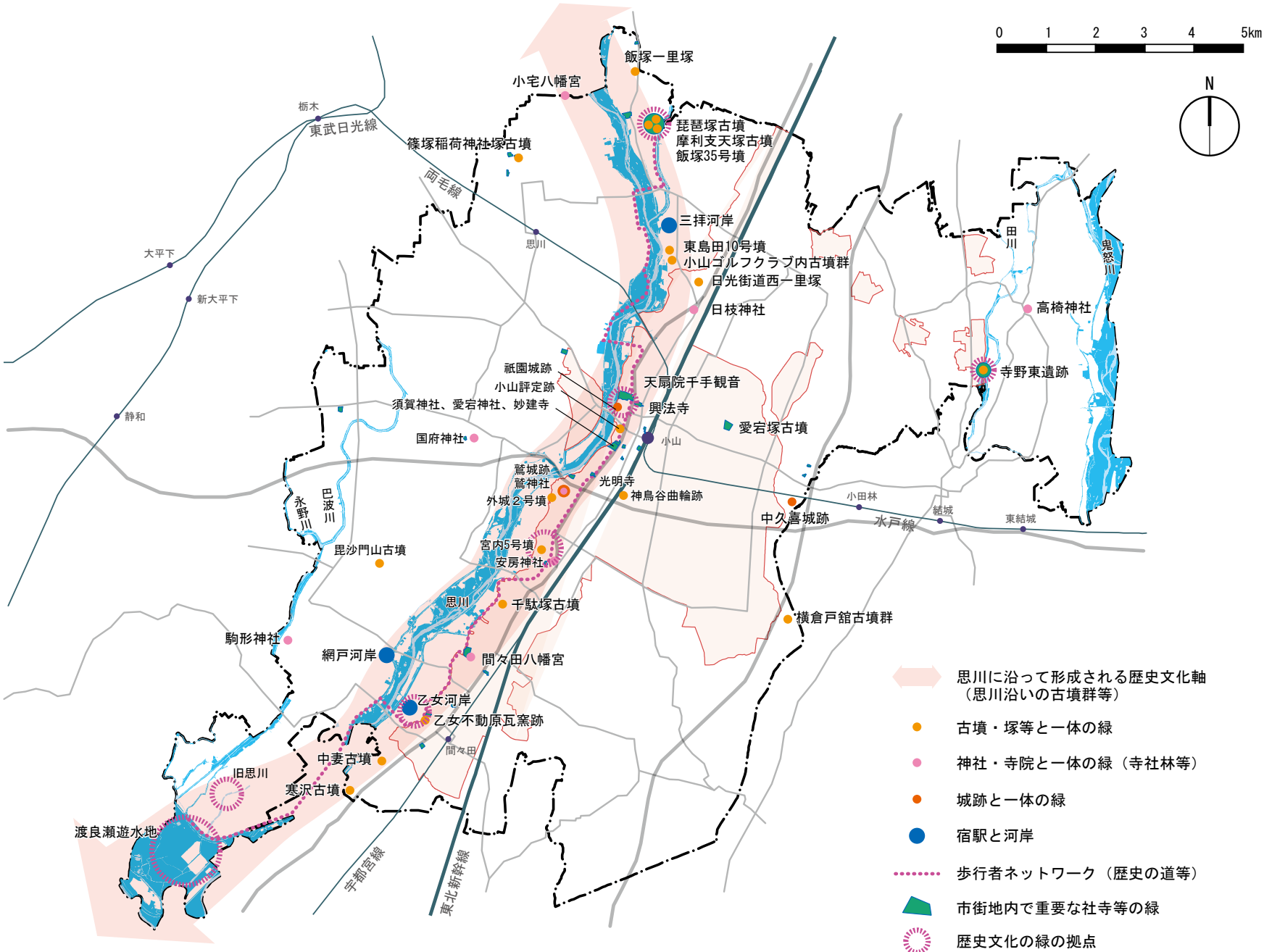
みどりの種類	具体的な配置方針
思川、鬼怒川およびその他河川の主要な軸	河川およびそれに連なる河岸段丘林・河川緑地を自然生物の生息地および水源地の主要な軸として保全します。
渡良瀬遊水地およびその他の水辺地の拠点	遊水地および農業用ため池などの水辺地を自然生物の生息地および農業用水源地の拠点として保全します。
平地林	宝木台地を中心に市内に残る平地林を地域の貴重なみどりとして保全します。
市街地内のみどり	街路樹や生垣、社寺林など市街地内の遮熱、防音等環境改善が期待できる緑を整備・保全します。
農地	主に水田による水源涵養、水生生物の生息地、気温調節等多様な機能が持続的に発揮されるよう保全します。



歴史・文化

本市の中心部を流れる思川は、古墳時代から中世、現代に至る長い歴史の中で、その時代ごとの生活や地域社会、文化を支えてきた重要な河川です。川沿いの地域ではこれまでの歴史と文化を引き継ぎながら現代までつながっています。思川沿い以外にも、市内の各地域では、みどりとともに歴史・文化が継承されています。以下に歴史・文化にちなんだみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

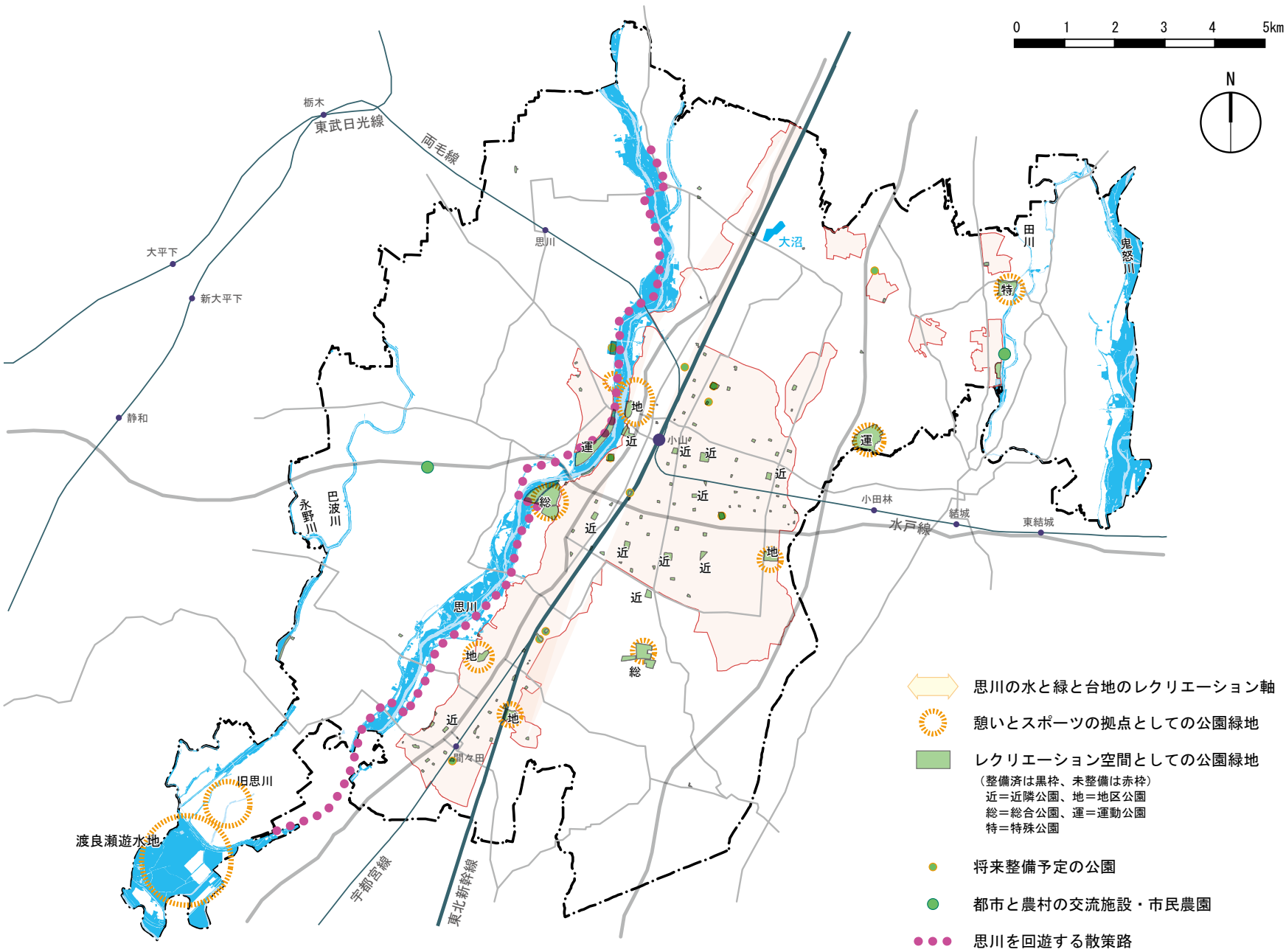
みどりの種類	具体的な配置方針
思川沿いの古墳群	国指定史跡の琵琶塚古墳、摩利支天塚古墳、県指定文化財の愛宕塚古墳等、主に思川沿いに集積している古墳と一体的なみどりを保全します。
寺野東遺跡	市東部の歴史の拠点として整備されている寺野東遺跡を維持・保全します。
不動原瓦窯跡	貴重な歴史的資源であり国指定史跡である不動原瓦窯跡を維持・保全します。
社寺林	安房神社、鷲神社、高椅神社、胸形神社、須賀神社等市内各地域に存在する神社や寺院およびそれらと一体的なみどりを保全します。特に市街地内の社寺林は積極的に保全します。
城跡	祇園城跡、鷲城跡、中久喜城跡等の現存する城跡と一体となっているみどりを保全します。
宿駅と河岸	宿駅の歴史を持つ飯塚一里塚や日光街道西一里塚、思川での舟運の歴史を持つ乙女河岸や網戸河岸等を思川のみどりとともに保全・活用します。
渡良瀬遊水地	本州以南最大のヨシ原を有する湿地であり、豊かな自然環境と治水の歴史を持つ渡良瀬遊水地を保全・活用します。
歴史の道	歴史的資源や拠点を歩いてつなぐネットワークとして整備された歴史の道等を保全・活用します。



レクリエーション

公園や水辺、平地林等のみどりのある空間は、本市で生活する市民にとって最も身近な憩いの場所であり、スポーツ等の運動や自然に触れることのできる場所です。また屋外レクリエーション活動の多様化や、自然環境への関心がより一層高まってきている現在では、その位置付けはより重要なものとなっています。以下にレクリエーションの場としてのみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

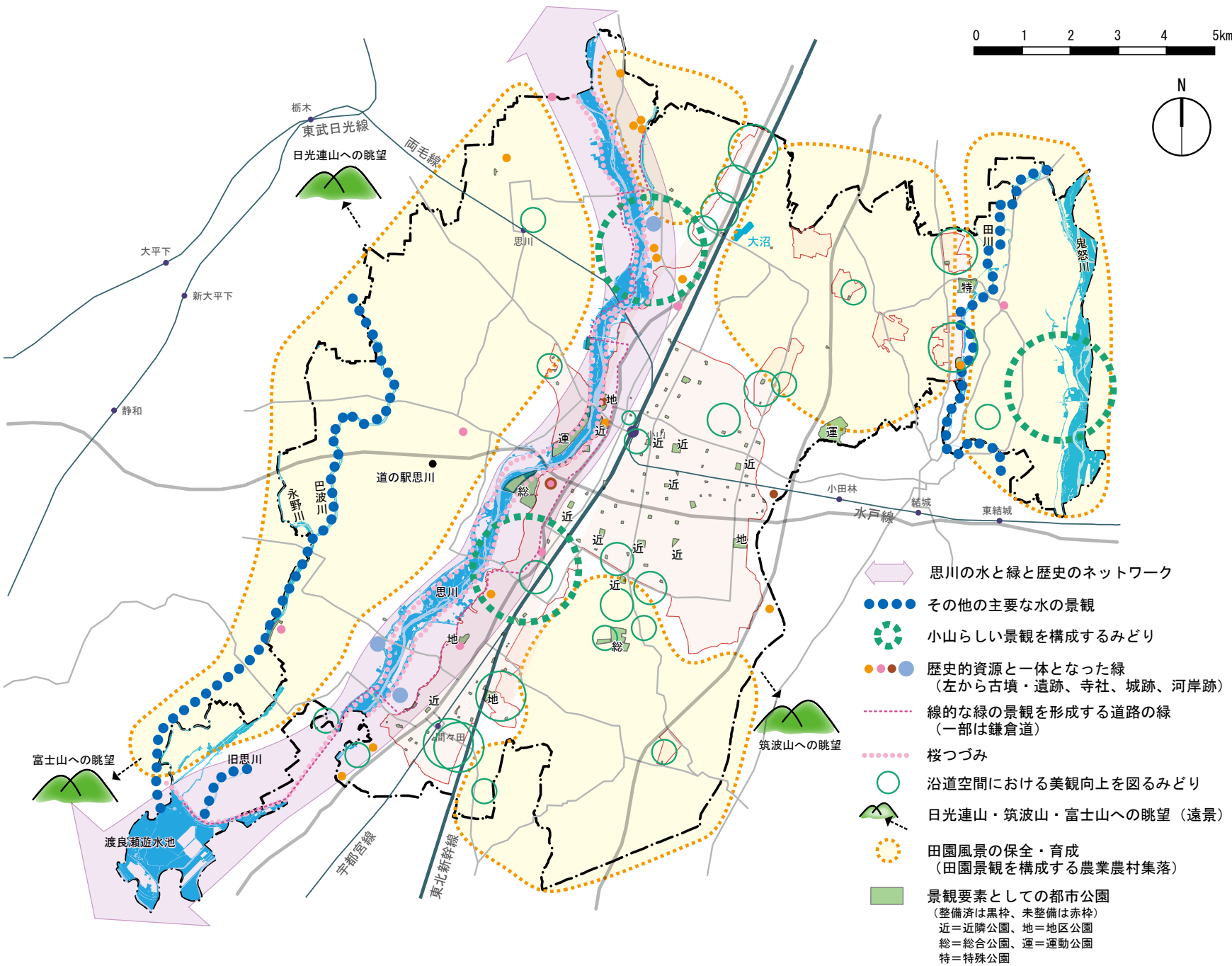
みどりの種類	具体的な配置方針
憩いとスポーツの拠点としての公園緑地	小山総合公園、小山運動公園、城山公園、小山思いの森、思川緑地等の公園緑地は、思川をはじめとする自然環境の中で憩いやスポーツ等を行える拠点として整備・維持・活用します。
レクリエーション空間としての都市公園	住区基幹公園については、市街地において一定の密度を持った適正配置を図り、子どもの遊び場や青少年・高齢者の身近な運動の場、人々のつどいの場等となる身近なレクリエーション空間として整備・維持・活用します。 都市基幹公園については現状の配置を維持します。
平地林および水辺・河川等のみどりの空間	台地上の平地林や河川沿いの樹林地、渡良瀬遊水地や思川、鬼怒川、大沼周辺等の水辺空間は、四季折々の自然を感じながら、自然観察や環境学習等も行える場として、整備・保全・活用します。
都市と農村の交流施設・市民農園	地場農畜産物等、地元の農畜産業の恵みの享受や、都市と農村の交流の場としての道の駅思川や絹ふれあいの郷を整備・維持・活用します。また、都市型市民が直接土に触れ、農業を体験できる市民農園についても整備・維持・活用します。
思川を回遊する散策路	思川や鬼怒川の河川沿いを回遊できる散策路やサイクリングロードの整備・維持・活用します。



景観形成

公園や水辺、平地林や街路樹、生垣等のみどりは、小山らしい景観を構成する重要な要素です。以下に景観を構成するみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

みどりの種類	具体的な配置方針
小山らしい景観を構成するみどり	本市のシンボルとなる郷土の景観を構成している思川、鬼怒川、巴波川などの河川やそれと一体をなす樹林地やオモイガワサクラによる桜堤、渡良瀬遊水地、台地上のまとまった平地林等を将来に渡り残したい景観の一部として保全・活用します。
景観要素としての都市公園	住区基幹公園については一定の密度を持った適正配置を図り、市街地においてもみどりによる潤いを感じられる空間として整備・維持・活用します。 都市基幹公園については、比較的大規模なみどりの空間であるため、地域の景観の主要な構成要素の一つとして整備・保全・活用します。
沿道空間における美観向上を図るみどり	地区計画等のまちづくりのルールによる生垣の設置や、街路樹等による道路緑化整備や維持管理により沿道空間の美観向上を図ります。
田園景観を構成する農業農村集落	市街化調整区域において、農業生産の場としての水田・畑等の農地、それを営む農村集落や一体をなす屋敷林、農業用水路は、本市の豊かな田園環境を象徴する景観として、維持・保全します。
遠景（眺望景観を構成する山々）	日光連山や大平山、筑波山、富士山等、本市から遠景として眺望できる景観を大切にします。



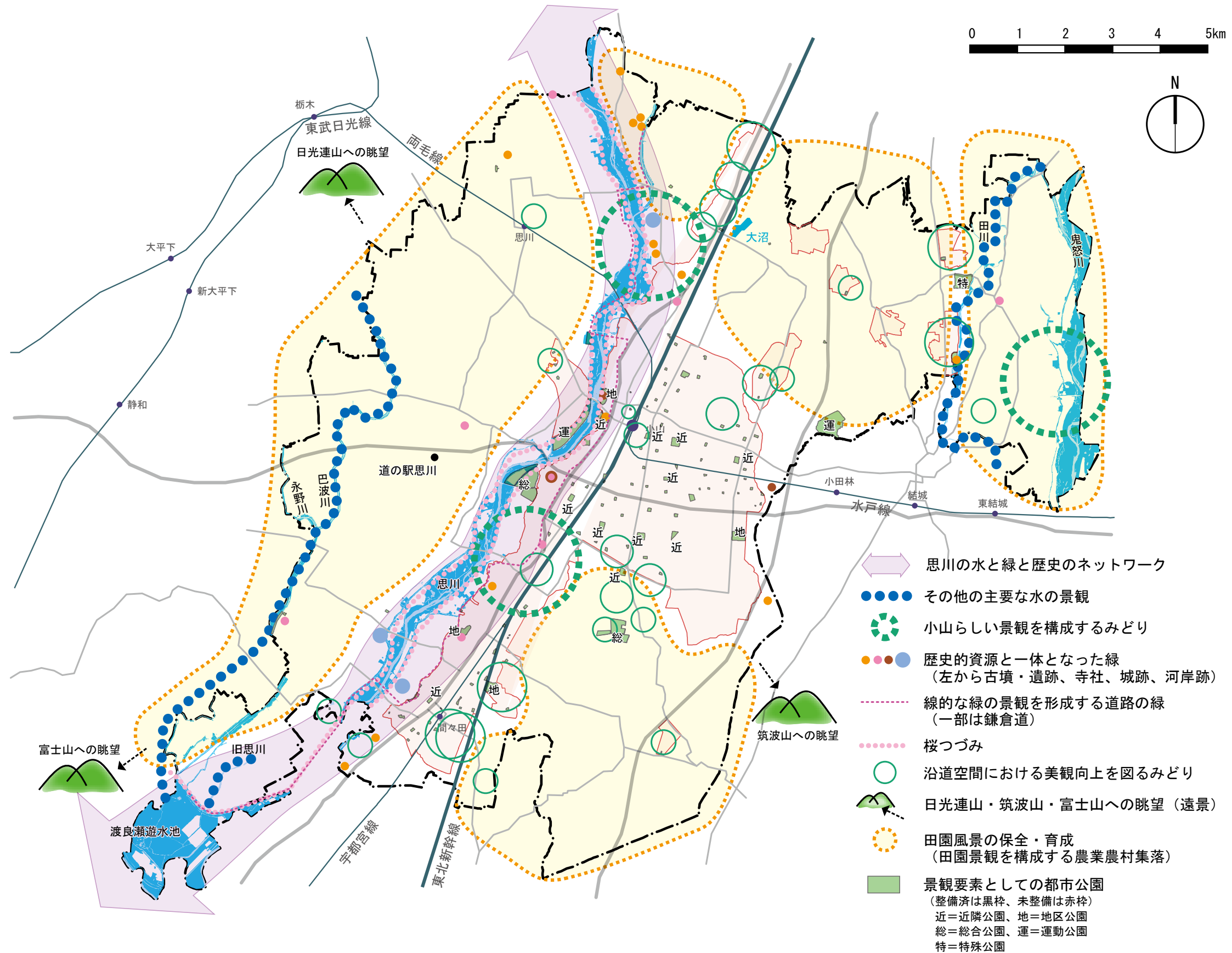
公園や水辺、平地林や街路樹、生垣等の生活空間に感じるみどりは、安全な暮らしを支える上で大変重要です。工業団地等から排出される騒音や臭気等の周辺環境へ影響を緩衝する機能や、地震や水害、火災等の災害発生時の被害緩和や避難場所等、多様な機能が期待されます。特に近年は激甚化・頻発化する大雨災害に対しては、樹林地や田んぼダム等による流出抑制機能が大いに期待されています。以下に防災に関するみどりの種類ごとの主な配置方針を示します。

みどりの種類	具体的な配置方針
指定緊急避難場所、防災拠点としての公園	近隣公園以上の都市公園を指定緊急避難場所や防災拠点として位置付け、他の避難所となっている公共公益施設とのバランスを考慮しつつ適切に配置し整備・維持します。
避難路としての歩道等	避難路として、緑化された幹線街路や歩行者専用道路、水路等を利用した緑道の整備、維持を実施します。
安全な住宅地のための生垣等	主に住宅地での地区計画等によるまちづくりのルールによる生垣の設置、維持管理により、地区内の安全性の向上を図ります。
分離することが望ましい地域が隣接している場合の緩衝緑地	工業団地など住宅地や周囲の環境への配慮が必要な土地利用をする場合は、緩衝緑地を適切に配置し保全します。
防災・減災のための樹林地・農地	降雨に起因する傾斜地での土砂災害や、水路・河川からの溢水による浸水被害の軽減に寄与する樹林地および農地を保全するとともに、水田については田んぼダムとしての活用を推進します。



●総合的な配置方針図

環境保全、歴史・文化、レクリエーション、景観形成、防災の各機能別配置方針を総合的な配置方針として以下の図に示します。



資料編

小山市都市整備委員会条例

(設置)

第1条 小山市における都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、快適な都市環境の形成を目指し、本市の都市問題について調査研究を行うため、小山市都市整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 土地利用基本構想に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関すること。
- (3) 地区整備計画に関すること。
- (4) 都市環境整備計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の役員及び職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 一般市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会にその所掌事務に係る専門事項を分担させるため、専門部会を置く。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

小山市みどりのまちづくり条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における緑の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、緑豊かな生活環境の形成を図り、もって健康で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 緑豊かな生活環境は、市民の健康で文化的な生活に不可欠なものであり、かつ、現在の市民から将来の市民へ継承されるものであることにかんがみ、緑の保全と緑化の推進は、次に掲げる基本理念に従って行わなければならない。

（1） 緑の保全と緑化の推進に関する施策（以下「施策」という。）は、市民の深い理解と協力に基づいて進めること。

（2） 施策を進めるに当たっては、土地の所有者及び関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益目的との適切な調和について配慮すること。

（市長の責務）

第3条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため、基本的総合的な施策を定め、これを実施しなければならない。

2 市長は、緑の保全と緑化の推進に関する知識の普及及び意識の高揚に努め、市民が自主的に行う緑化活動を助長しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、所有又は管理する土地に樹木を植栽する等緑化活動を活発に行うとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を実施するに当たっては、緑豊かな生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（基本方針）

第6条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るための基本方針を策定しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 緑の保全と緑化の推進に関する構相

（2） 保存樹木等及び緑の街の指定並びにこれらの保全と緑化計画に関すること。

（3） その他緑の保全と緑化の推進に関し重要な事項

3 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ小山市緑化審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更にいて準用する。

第2章 緑化審議会

（緑化審議会）

第7条 緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を審議するため、小山市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- （1） 基本方針の策定に関すること。
- （2） 保存樹木等及び緑の街の指定、変更及び解除に関すること。
- （3） 河川の環境保全に関する事項
- （4） その他市長が緑の保全と緑化の推進に関し必要と認める事項

（組織）

第9条 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

（任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

小山市都市整備委員会・小山市緑化審議会 開催状況

開催日	議題
令和 4(2022) 年 3 月 16 日(水) 10:00 ~	・ 計画の概要・小山市の現状等について ・ 風土性調査・今後の方向性（案）について
令和 5(2023) 年 8 月 25 日(金) 10:00 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン 骨子案について
令和 5(2023) 年 12 月 8 日(金) 14:00 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン（案） について

小山市都市と緑のマスタープラン庁内検討委員会 開催状況

開催日	議題
令和 4(2022) 年 3 月 4 日（金） 15:00 ~	・ 計画の概要について ・ 市民アンケートおよび風土性調査の実施について
令和 5(2023) 年 6 月 29 日(木) 8:45 ~	・ (仮称) 小山市都市と緑のマスタープラン 骨子（案）について
令和 5(2023) 年 11 月 21 日(火) 9:00 ~	・ 小山市都市と緑のマスタープラン（案）について

現行計画の検証

●都市計画マスタープランの検証

分野	主な実現化した取組みと検証
土地利用	【主な方針内容】 ・現状の市街化区域内の土地の有効かつ高度利用を図ります。 ・市街化調整区域においては、農地・緑地等を保全しつつ、無秩序な市街化の抑制を図ります。 ・農地や河川、緑地等、豊かで貴重な自然環境の保全・活用を図ります。 【主な取組み】 ●市内 4 地区を市街化区域に編入しました。 ・雨ヶ谷地区 約 11.0ha ・思川西部地区 約 22.0ha ・観晃橋西地区 約 17.0ha ・小山東工業団地地区 約 34.0ha ・小山第四工業団地地区 約 23.5ha 合計 約 107.5ha 〔H17〕市街化区域：約 3,248ha 市街化調整区域：約 13,913ha 〔R6〕市街化区域：約 3,355ha 市街化調整区域：約 13,820ha ●松沼地区では、計画の方針に沿って、思川駅北口駅前地区で地区計画を策定し、新規開発（約 2.3ha）の誘導を行いました。 ●地区計画を策定し、良好な居住環境の確保に努めました。 ●地区計画を策定し、工業団地の造成を実施し、産業の振興および雇用の拡大を図りました。 ●市街化調整区域における立地規制を緩和する、小山市開発行為の許可基準に関する条例を策定しました。 ●開発許可による市街化調整区域内の宅地化が進行しました。 ●令和 4（2022）年 4 月に開発許可の規制の見直しを実施し、浸水想定区域等の災害危険区域等を除外しました。 ●小山駅周辺の 3 地区で市街地再開発事業等を実施し、合計 792 戸の新規住戸を整備しました。 ・（再）城山町三丁目第一地区 約 0.5ha、133 戸 ・（優）駅東通り一丁目第一地区 約 0.3ha、135 戸 ・（再）城山町二丁目第一地区 約 0.4ha、144 戸 ・（再）城山町三丁目第二地区 約 1.2ha、380 戸 ※（再）市街地再開発事業 （優）優良建築物等整備事業

分野	主な実現化した取組みと検証
	※城山町 3 丁目第二地区は、事業中 ●小山駅東口周辺利用基本構想を策定しました。 【検証】 ○市街化区域への編入による土地区画整理事業、小山駅周辺整備や市街地再開発事業等を実施しました。一定の人口増には貢献できましたが、人口減少や高齢化の進展による空き家・空地等、都市のスポンジ化が進行している状況です。依然として続くスプロール化と市街地中心部の空洞化に対応する必要があります。 ○市街地中心部の駐車場や空地・空き店舗等の低未利用地の増加によるスポンジ化対策が必要です。 ○駅周辺の街路空間や空き家・空き店舗、空地等の既存ストックを活用し、ウォーカブル化として、居心地がよく歩きたくなる空間の創出が必要です。 ○市街化調整区域においては、少子高齢化による人口減少が進んでおり、農業就業者の減少による耕作放棄地の増加や生活利便性の低下への対応が必要です。 ○市街化調整区域の開発規制の合理化を行い定住人口増につながりました。法改正により、令和 4（2022）年 4 月に開発規制見直しとして、災害危険区域の除外がなされましたが、居住誘導区域への居住の誘導を図るため、更なる規制見直しの検討が必要です。
道路・ 交通体系	【主な方針内容】 ・周辺都市との広域道路ネットワークを強化します。 ・市内は放射環状型の幹線道路を整備しつつ、都市計画道路等の計画的かつ着実な整備を推進します。 ・生活道路の利便性や歩行者の安全性向上のため、狭あい道路の拡幅や歩道整備、自転車道整備を推進します。 ・幹線道路等への街路樹整備を行います。 ・超高齢社会等に向けコミュニティバスの充実を図ります。 【主な取組み】 ●幹線道路等の道路網や駅周辺における歩行者・自転車空間を整備しました。 ・都市計画道路整備率 H17：59.5% R2：75.9% ●小山駅やコミュニティバス等の公共交通機関において機能充実を図りました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●幹線道路等への街路樹整備を推進しました。 ●交通拠点である道の駅思川（面積 約 33,000㎡）や小山駅東口駅前広場（面積 約 11,100㎡）を整備しました。 【検証】 ○広域的な連携をスムーズ化する幹線道路の整備を推進する必要があります。 ○まちなかへの通過交通の侵入を抑制し、市街地における交通渋滞の緩和等のため環状道路の整備を推進する必要があります。 ○都市計画道路において、長期未着手の路線が存在するため、今後の人口減少や高齢化社会を見据え、自動車交通量の減少が想定できるため、長期未改良区間の都市計画道路について、道路機能および整備の必要性の検証を行い、都市計画変更等の検討をする必要があります。 ○小山駅の中心拠点と各地域拠点のアクセス利便性の強化が必要です。 ○ウォーカブル化を推進し、車から人中心の道路整備を行う必要があります。 ○他の地方都市と比較して高い自動車利用率（約 69%）と低いバス利用率（約 0.3%）を改善するため、コミュニティバス等の公共交通の更なる利便性向上が必要です。 ○幹線道路等の街路樹について、高木化・老木化が進行しているため、適切な維持管理が必要です。 ○通学路の安全確保が必要です。
公園・緑地整備	【主な方針内容】 ・都市基幹公園の適正な維持管理や住区基幹公園の適正配置、機能の充実を図ります。 ・市街地における広場等のオープンスペースを確保します。 ・幹線道路等への街路樹の整備等により、魅力的で美しい街路空間の形成を推進します。 ・思川等の河川、平地林等の自然環境を保全しつつ、親水空間や桜堤等、自然にふれあうことができる環境を整備します。 【主な取組み】 ●都市公園の整備を推進しました。 ●幹線道路等への街路樹整備を推進しました。 ●思川の魅力向上に貢献する活動の実施、水辺空間へのアクセス改善を図りました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●平地林等の緑の維持・管理に努めました。 【検証】 ○一人当たりの公園面積が、整備水準である 10㎡に届かないため、都市公園の整備推進が必要です。 ○公園施設の老朽化や樹木の高木化・老木化が進行しているため、適切な維持管理が必要です。 ○平地林について、宅地化、雑種地化の進行や相続に伴う売却処分により減少が見られるため、保全を図る必要があります。
都市景観形成	【主な方針内容】 ・小山駅周辺は、県南の玄関口として、市民が誇れるような活力と風格のある都市空間形成を図ります。 ・幹線道路沿いはデザイン誘導し、美しい景観を形成します。 ・日光街道沿い等は、その雰囲気(歴史)を大切にしたい街並みを創出します。 ・商業地や工業地、田園集落地等については、周辺との調和を図りながら、美しい街並みを創出します。 【主な取組み】 ●建築協定の運用や市街地再開発事業等による歩道状空地、公園、ポケットパーク、緑地等を創出しました。 ●建築物の高さや形態、色調等を制限した地区計画やまちづくり構想の策定や生垣設置費用助成制度を実施しました。 ●土地利用および建築デザイン、広告物の整序化に向けた方針を定めました。 【検証】 ○豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した小山固有の景観形成・誘導を図り、交流人口増加にも寄与する空間デザインを構築する景観づくりを行う必要があります。 ○河川区域内に整備および計画されていた公園等は、近年の度重なる自然災害により被害を受けることが想定されるため、関係機関やまちづくり団体等と調整し、代替地の選定を検討する必要があります。
都市防災	【主な方針内容】 ・建築物の不燃化・耐震化を図ります。 ・道路や公園、公共下水道等の都市基盤の整備により、災害に強い市街地形成を図ります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	・災害時の避難場所や、安全な避難路の確保とともに、防災施設等の整備により地域の防災力向上を図ります。 【主な取組み】 ●土地区画整理区域内における円滑な避難移動の確保および適切な街区の形成を図るための適切な道路整備を実施しました。 ●橋梁については、5年に一度の頻度で点検を行い、健全度の判定を実施しました。 ●街区公園を市民の安全と誘致距離を考慮して配置しました。 ●公共下水道・河川・調整池の整備に努めました。 ●小山駅および間々田駅周辺と国道4号沿線の一部地域が防火地域・準防火地域に指定され、建物の不燃化・耐震化の向上を図りました。 【検証】 ○土地区画整理事業施行中の2地区（小山東部第一・栗宮新都心第一）について、道路、公園等の整備が完了していないため、引き続き推進する必要があります。 ○橋梁については引き続き定期的な点検を行い、適切な維持・更新等により災害に強い施設の整備を推進する必要があります。 ○街区公園については一人当たり都市公園面積の目標達成に向けて、引き続き整備を推進する必要があります。 ○近年多発する大雨災害等に対応するため、引き続き公共下水道・河川・調整池の整備を推進する必要があります。 ○住宅の老朽化や空き家への適切な維持管理不足による倒壊等の危険性排除のため、建築物の耐震化や、空き家の処分等への助成事業の普及啓発の必要があります。 ○近年多発する大雨災害や、発生が危惧される首都直下地震等の自然災害に対する防災体制の強化が必要です。 ○市街化区域の一部が浸水想定区域内に含まれているため、安全性向上に向けた対策が必要です。 ○災害時の避難場所や避難路を確保するため、公園整備やオープンスペースの確保や狭あい道路の拡幅の整備等を引き続き進める必要があります。
河川・供給 処理施設	【主な方針内容】 ・総合的な治水対策、親水空間整備等に関する河川整備を推進します。

分野	主な実現化した取組みと検証
	・安全で安定した上水の提供と、公共下水道や農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。 ・適正な産業廃棄物を推進し、ごみの不法投棄防止等のための監視体制を強化することで環境の汚染防止と自然環境の保全を図ります。 【主な取組み】 ●調整池や河川堤防等を整備しました。 ●上水道の安全で安定した供給に努めました。 ●公共下水道、農業集落排水処理施設の整備や普及啓発に努めました。 ●ごみ処理施設等の再配置、整備拡充、啓蒙活動等により、ごみの資源化、減量化に取り組んでいます。 【検証】 ○給水施設や公共下水道施設の改築・更新、公共下水道の未普及箇所の解消が必要です。 ○河川や内水による浸水被害を軽減・解消するための対策が引き続き必要です。 ○環境問題が深刻化しており、より一層のごみの減量化・資源化が必要です。 ○農業集落排水については、将来の人口推移等を考慮し、施設の統廃合が必要です。 ○民間開発等による市街化の進行に対して、総合的な雨水排水対策が追いついていない地域があります。
公共公益施設	【主な方針内容】 ・多様な市民ニーズに対応した、利便性の高い公共公益施設を整備します。 ・高齢社会や環境共生等にも対応した、公的住宅の適正な維持管理を図ります。 【主な取組み】 ●児童生徒数の変化に伴い、学区再編や統合を進め、学校の適正規模化や適正配置等を図りました。 ●閉校となった学校の利活用等を進めました。 ●市役所新庁舎が開庁し、庁舎機能の集約や行政事務の効率化が進みました。 ●公共施設のバリアフリー化や省資源・省エネルギー化を進めました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	●文化センターの再整備検討に取り組みましたが、建替えか耐震化か、現位置か移転かの方針が定まらず、再整備には至りませんでした。 【検証】 ○公共施設の適切な維持管理・更新等が必要です。 ○公共施設の配置を最適かつ持続発展可能なものとするため、施設廃止・統合に併せ、跡地利用を検討していく必要があります。 ○文化センターについて、「建て替えの実現性を追求する」との方向性の提言を受けたため、文化センターの在り方等について詳細を検討していく必要があります。 ○法令等により公共施設のバリアフリー化が進められているため、引き続き、高齢者・障がい者・子育て世代等の移動の円滑化により“ひとにやさしいまちづくり”を促進する必要があります。
市民参加	【主な方針内容】 ・市民主体のまちづくりを促進するため、組織の設立や運営を支援し、人的・金銭的支援を行います。 ・市民・企業・行政等による協働型まちづくりを推進するため、学習機会の提供や人材育成を進めます。 ・地区の実情に合わせた、計画的・効果的なまちづくりを推進します。 【主な取組み】 ●小山市地区まちづくり条例を策定しました。 ●地区まちづくり団体の設立やまちづくり構想の策定、地区計画の策定に努めました。 ・まちづくり研究会 2 団体・推進団体 36 団体 ・まちづくり構想 24 地区 ●まちづくり構想に基づく公園・広場の設置や道路拡幅等の住環境整備を推進しました。 ●小山市公式ホームページや出前講座を通して、都市計画や地区まちづくり、公共交通等に関する情報を提供しました。 ●都市計画決定やまちづくりプランの策定等に際して、ワークショップや公聴会、説明会、審議会の開催や、公告・縦覧、パブリックコメント等を実施しました。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【検証】 ○地域コミュニティの維持が重要なため、これまでの地区まちづくり活動で行ってきた地区内の建築物等に関するルール作りや、公園・広場や生活道路等のハード整備中心の取組みから、地域の課題解決や活性化に資する地域内でのソフト事業の実施や若い世代の参画強化等、持続可能な地区まちづくり活動の実現が課題です。 ○地区まちづくり活動の体制として、地域の課題解決や活性化に資する事業や取組みを主体的に行える人材の育成が必要です。 ○インターネットの活用や教育機関の協力により、幅広い世代に対し、まちづくりへの理解と関心を広めるため、引き続き SNS 等による効果的な情報発信の強化・活用に努める必要があります。

●緑の基本計画の検証

分野	主な実現化した取組みと検証
みどりの 保全・整備・活用	【緑の目標と実績（緑の確保目標水準）】 ①将来市街地面積に対する割合：市街地内緑のみ 目標：概ね 4.9% → 実績：概ね 1.5% 前回計画策定時：概ね 1.4% ②将来市街地面積に対する割合：周辺の緑を含む 目標：概ね 27.9% → 実績：概ね 13.5% 前回計画策定時：概ね 13.4% ③都市計画区域面積に対する割合 目標：概ね 5.8% → 実績：概ね 2.9% 前回計画策定時：概ね 2.7% ④一人当たりの都市公園の面積 目標：10.83m² → 実績：8.89m² 前回計画策定時：7.05m² ※前回計画に記載している目標値は、③が概ね 6.2%・④が 14.38m² ですが、この中に小山市も誘致範囲となっている市外の県営公園（みかも山公園、日光田母沢御用邸記念公園など）の面積も加算してありました。 一方、都市公園法施行令では、都市公園における敷地面積の標準を、「<u>一の市町村の区域内</u>」において定めていることを考慮し、今回の検証・計画では、市外の県営公園を含めないこととします。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【主な取組み】 ●市街地や都市計画区域において緑面積の増加に努めました。 ●公園の整備により、一人当たりの都市公園の面積が増加しました。 【検証】 ○前回計画の緑の定義は、施設緑地（都市公園等）と地域制緑地（法令等によるもの）からなりますが、都市公園の整備面積が計画を下回ったこと、風致地区や特別緑地保全地区等の指定を行わなかったため、目標の①～④は達成できませんでした。 ○前回計画は、市外の県営公園（市内には県営公園は存在しない）の面積も目標に加算されていたため、法に基づく「市の区域内の都市公園の面積」で市民にわかりやすい目標を設定する必要があります。 ○法令等に基づく緑地保全のための地域指定が保安林である「東島田ふるさとの森」にとどまっているため、平地林等市内の緑地の減少を食い止めるための効果的な対策について検討を進める必要があります。 ○長寿命化計画に基づく遊具の更新や公園施設のバリアフリー化が進められてきており、既存公園のリニューアルへの市民ニーズも高いため、引き続き、一人当たりの都市公園面積の増加を図りつつ、既存公園の改修に取り組む必要があります。
みどりの配置	【主な方針内容】 ・緑の配置方針を踏まえて、様々な角度から緑の保全・整備および緑化の推進が望まれる地区を重点地区として9地区を指定し、積極的な施策の展開を図ります。 ・都市公園の整備方針としては、目標年次である令和2(2020)年において、都市公園として211箇所、約241.6haを確保することを目指します。 ・公共施設緑地について、都市計画緑地を約468.5haを確保することを目指します。その他、道の駅思川等の維持・確保を目指します。 ・みどりのまちづくり条例等を活用し保存樹林指定等を行います。 ・行政と市民それぞれの緑化活動の連携を円滑に行いながら、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、推進体制の確立等を図ります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	【主な取組み】 ●施設緑地として、都市公園を整備しました。また、公共施設緑地として、平成 29（2017）年に思川緑地を都市計画決定しました。 ●渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されました。 ●渡良瀬遊水地コウノトリ交流館・琵琶塚古墳資料館・おやま縄文まつりの広場を開設しました。 ●河川法の適用の範囲で、公園施設等の整備や保全を行いました。 ●東島田ふるさとの森（3.3ha）の維持管理を行いました。 ●思川左岸の散策路の整備（思川公園一小山総合公園）を行いました。 ●社寺林や民有樹林地等の保存樹林指定等の検討をしました。 ●保存樹木 1 本、生垣 5 件を指定しました。 ●緑化推進基準に基づき、民間施設の緑化、開発行為の事前協議、中高層建築物の敷地等の緑化を指導しました。 ●まちのプロムナードを整備しました。 ●地区計画を利用し、緑化を推進しました。 ●自治会等が設置する公園等に関する補助を行いました。 ●桜の里親制度により、市内 2,195 本の植樹を達成しました。 ●広報・市 HP による生垣助成や苗木配布の情報提供を行いました。 ●とちぎの元気な森づくり県民税事業による平地林の整備を行いました。 【検証】 ○重点地区 9 地区の指定に至りませんでした。 ○都市公園の整備面積は約 36.6ha 増加し、約 148.9ha となりましたが、目標を達成できませんでした。 ○公共施設緑地については、思川緑地 107.3ha を都市計画緑地に指定しました。また、公共施設での敷地面積に対する緑化率が設定されていないため、目標値の設定を検討する必要があります。 ○地域制緑地として都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等や都市計画法に基づく風致地区の制度活用に向けた検討が必要です。 ○保存樹木は 1 件、保存生垣は 5 件が保全されています。 ○河川や史跡周辺の緑地等の保全・整備が進んでいることから、引き続き、動植物の生息地・生育地としての緑地による有機的なネットワークの形成に努める必要があります。 ○民有地緑化のより一層の推進が課題であるため、民間事業地内の緑化推進のための運用基準の作成、対象区域や事業所等の選定等に取り組む必要があります。

分野	主な実現化した取組みと検証
	○引き続き、緑地の保全および緑化の推進を図るため、パートナーシップの強化や助成制度の検討、地域の特性に合わせた公園整備等を進める必要があります。 ○公共施設新設時や既存施設の改修時等の緑化推進のための仕組みを新たに検討し、カーボンニュートラルや生物多様性の保全、SDGs 等の取組みに配慮した緑化の推進に取り組む必要があります。

用語解説

	用 語	説 明
A	DID・人口集中地区	Densely Inhabited Districts（人口集中地区）の略。国勢調査において設定される統計上の地域のこと。人口密度が 40 人／ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、合計人口が 5,000 人以上となる地域に設定される。
	DX・デジタルトランスフォーメーション	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
	KPI	Key Performance Indicator の略。日本語では「重要業績評価指標」や「重要達成度指標」と呼ばれており、目標達成のための各プロセスにおいて、達成度合いの計測と評価するための指標。
	NPO 法人	Non-Profit Organization の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
	Park-PFI	公募設置管理制度のこと。都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置を適用する制度のこと。
	PFI	PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的機能を活用して行う手法のこと。
	PPP	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030（令和 12）年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のための国際目標のこと。
	SNS	掲示板での書き込みやメッセージの交換、画像の共有等、「人と人とのつながり」をインターネットによって提供するサービスのことで、Facebook や X、LINE、instagram などがある。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のこと。
あ	新しい生活様式	新型コロナウイルス等の新たな感染症の感染拡大を防ぐため、「3 つの密」の回避やテレワークの導入といった新たな生活の様式のこと。
	アメニティ資源	自然景観や歴史的環境など、総合的な住み心地の良さを提供する資源。
	アンダーパス	交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路。
	一次生活圏	小山市におけるコミュニティ圏域のひとつの考え方。目安は、概ね小学校区で人口 5 千人。
	インフラ	社会・経済活動の維持・発展を支える道路や水道等の社会基盤のこと。
	ウォーカブル	道路や沿道建築物、公園等まちなかを、居心地良く歩きたくなること。
	ウォーカブル推進都市	国土交通省が推進する、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同する地方公共団体のこと。
	雨水浸透枳	雨水などを集めて、一部を地面に吸収させることを目的とした集水設備のこと。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園のこと。
	エコツーリズム	地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に繋がっていくことをめざしていく仕組み。
	延焼遮断帯	主に道路、河川、鉄道、公園等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等の不燃建築物を組み合わせることにより、火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。

	用 語	説 明
	オーガニック ビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めること。
	オープンスペース	公園・広場・道路・農地等の建物の建っていない空間。開発事業等により生み出される歩道状空地や公開空地、広場等も含まれる。
	小山市地区 まちづくり条例	地区レベルの課題に応じたまちづくり（地区整備）を推進するため、市民と開発事業者、市の責任と役割・分担を明確にして、協働によるまちづくりを推進することを目的として定めた条例。
か	カーボン ニュートラル	地球温暖化への対策として、温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	街区公園	周辺住民のコミュニティ形成の役割も期待される、利用者誘致距離 250m、敷地面積 2,500㎡を標準とし整備する都市公園。
	回遊性	街なかを自由に移動して回れることで、歩行者の視点からの整備が重要になる。
	河岸段丘林	河川に沿う階段状の地形に形成された樹林。浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもの。
	合併処理浄化槽	し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯排水等）を、沈殿分離及び微生物の働きにより処理し、消毒放流する施設。
	緩衝緑地帯	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和等を図ることを目的とした緑地のこと。
	既存ストック	市街地において今まで整備されてきた公共施設、住宅、商業施設、業務施設等のこと。
	狭あい道路	一般的に、建築基準法第 42 条第 2 項で規定される幅員 4m 未満の道路など、幅員が非常に狭い道路のこと。
	（建物の）共同化	複数の権利者が建物を一体的に整備・利用すること。
	居住誘導区域	都市再生特別措置法第 81 条に基づき作成された立地適正化計画において、一定のエリアにおいて、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導し、人口密度を維持する区域。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両を通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置するもの。
	区域区分	計画的な市街地の形成を行うために、都市計画区域を市街化区域（既成市街地、今後市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制するべき区域）に分ける制度のこと。
	クラウド ファンディング	インターネットを使って不特定多数の人々から少額ずつの資金を調達する仕組み。
	グラウンドワーク	地域、企業、行政の構成と連携（パートナーシップ）により、環境改善等地域課題を解決する活動手法のこと。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）をインフラ整備に活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組み。
	グリーンツーリズム	農山漁村において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
	景観審議会	小山市景観条例第 25 条に基づき、市内の景観形成に関して審議するための組織。
	公園活用事業	自由な発想による公園活用のプログラムを、企画段階から実施まで市民・事業者のプレイヤーが行うもの。

	用 語	説 明
	コージェネレーション	ひとつのエネルギーから、電気や熱などの複数のエネルギーを同時に取り出して使用するシステム。例えば、燃料を燃やして発電すると同時に、その廃熱を空調・給湯などに利用することにより、熱効率の向上を図るもの。
	工業系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された準工業地域、工業地域、工業専用地域をさす。
	公共交通	鉄道・バス・タクシーなどで、一定の料金を支払うことで、不特定多数の人が利用できる交通機関。
	高度利用	都市計画法や建築基準法に基づく緩和制度を活用し、道路、公園、広場などの適正な整備とともに、中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。
	高密度化	建築物が密集すること。高密度化による風通しの阻害や天空率の低下はヒートアイランド現象の要因になる。
	国勢調査	国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、総務省が実施する調査。
	国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するもの。
	コワーキングスペース	さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。
	コンパクトシティ	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に都市機能を集積させる施策。
さ	サイクル & バスライド	バス停付近にバス利用者用の自転車駐輪場を整備することにより、バス停留所から遠方の方でもバスを利用しやすくなる取組み。
	桜の里親	桜の里親が市に桜の購入、植栽等に要する費用を寄贈し、桜を守り育てる制度。桜を活かしたまちづくりを推進し、住民参加による活力とうるおいのある市政を実現することを目的としている。
	市街化区域	都市計画法第 7 条に定められた、都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法第 7 条に基づき定められた、都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	都市再開発法第 2 条に定められた、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、道路等の公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備を行う事業。
	指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状態において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもので、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。
	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。
	社寺林	社寺が所有する森林のこと。
	住居系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域をさす。
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会。
	商業系用途地域	都市計画法第 8 条に定められた用途地域のうち、市内に指定された近隣商業地域、商業地域をさす。
	人口集中地区	国勢調査の結果として、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km ² あたり 4,000 人以上）が隣接し、その人口が 5,000 人以上となる地域のことをいう。

	用 語	説 明
	侵食谷	河川や氷河の侵食作用によって生じた谷。河谷の上流部では V 字形で、氷食谷は U 字形になる。断層に沿って生じた谷などに対していう。
	スプロール化	都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと。
	スポンジ化	人口減少等の急速な進行に伴い、都市の内部で空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する事象のこと。
	スローライフ	自分にとって大切なことに時間を気にせず ゆっくりとした暮らしを楽しむこと。
	生産緑地	市街化区域内にある農地等で、①公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの、② 500㎡以上の規模の区域であること、③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることとの規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林をいう。
	生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子における多様性、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。
	セットバック	建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路であるとみなされた幅 4m 未満の道路に面する土地で、①その道路の中心線から水平距離 2m の範囲、②その道路の片側が崖地、川、線路等である場合は、その崖地等の側の道路境界線から水平距離 4m の範囲である当該土地の部分のこと。
	総合公園	都市住民全般的の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。
	ソフト事業	ハード事業以外の事業（資産を形成しないで消費する事業）などをいい、制度策定等の「モノづくりの仕組み」や「モノの利活用」の面からの事業。
た	多自然型護岸	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための施設のこと。
	多面的機能 支払交付金	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援し、多面的機能が今後も適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするもの。
	建て詰まり	建築物の密度が高まるにつれて空地が減少し、それ以上新たに建築物を建てると安全性、健康性、快適性の面から環境が阻害される状況を表わすこと。
	団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。昭和 22（1947）年～昭和 24（1949）年に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代。
	田んぼダム	田んぼに雨水を一時貯留させ、水路や川への排水量を抑制することにより浸水被害の軽減を図るもの。
	地域おこし協力隊	人口減少・少子高齢化社会が進展する中で、小山市の活性化を図ることを目的として、市外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を促進する事業。
	地区まちづくり 研究会・推進団体	小山市地区まちづくり条例に基づき、地区レベルの課題に応じたまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動のための団体。
	地区まちづくり構想	地区まちづくり推進団体が中心となり、各地区の住民が、今まで議論してきた地区の将来像やそれを実現するための取り組みをとりまとめた地区の構想
	地区計画	都市計画法第 12 条の 5 に基づく都市計画の一種。地区の特性にふさわしい良好な環境をつくっていくために、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを行う制度のこと。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置するもの。
	地産地消	地域で生産された農畜産物を地域で消費する。また、地域の消費者の必要とするものをその地域で生産すること。
	通過交通	ある地域を単にとおるだけで、その地域内には目的地をもたない交通のこと。
	低炭素化	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を最小限に抑えること。

	用 語	説 明
	低未利用地	空き地（駐車場や資材置場等の利用の程度が著しく劣っている土地を含む。ただし、立体駐車場等は空き地には含まない。）及び空き家・空き店舗等の存する土地。
	デジタルプラットフォーム	ICT やデータを活用して第三者に提供する場（デジタル・プラットフォーム）のこと。
	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度のこと。
	都市機能誘導区域	都市再生特別措置法第 81 条に基づき作成された立地適正化計画において、福祉・医療・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画区域	都市計画法第 5 条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都道府県が指定する区域。
	都市計画道路	都市計画法に基づき整備が決定された道路。
	都市公園	都市公園法第 2 条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一つの都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含むもの。
	都市再生整備事業	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る事業。
	都市施設	都市計画において定めることができる、道路・公園・下水道等の施設。
	土地区画整理事業	公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づく土地の形質の変更及び道路、公園等の公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
	トラスト	土地の寄贈や、寄付金の受付・買い取りによって、その自然を開発などから守る取り組み。
な	内水	堤防の内側（市街地側）を流れる側溝や排水路、下水道などから水が溢れる水害のこと。
	農業集落排水事業	主に農村地域の集落単位で、各戸からの生活排水を修水して共同で処理する施設を整備する事業。農業用水の水質保全や農村生活環境の改善などを目的とする。
	農泊	農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
	農用地区域	農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域として定めたもの。
	ノーマライゼーション	障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、そのような社会こそノーマル（普通）であるという考え方に基づく社会づくりのこと。
は	パークレット	パークレットは、主に路肩や停車帯を活用して滞留空間を生み出す取り組み
	ハード事業	農道やダム、施設等の整備など「モノをつくる」事業および修繕、またそれらに要する原材料の支給などを行なう事業。
	パートナーシップ	協力関係、提携のこと。
	パブリックコメント	計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。
	バリアフリー	高齢者や障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
	避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等のこと。
	ファシリテーター	会議や商談などの場で参加者の発言を促したり、話をまとめたりすることで、話し合いをより良いゴールに導く進行役。
	風致地区	都市計画法に基づき、自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地等、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、地域地区のひとつ。

	用 語	説 明
	平地林	農林用や薪炭林として平野部に残されてきた森林で、里山ともいう。
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防災拠点	広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救助物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点意味で用いること。
	墓園	特殊な公園で、その目的に則して配置するもの。
	ほこみち	道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける楽しく過ごせる「みち」にするため、「歩行者利便増進道路」につけた愛称。
	ポケットパーク	一般的には都市部の中の小公園を示し、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。
	歩道状空地	歩道と建築敷地内の公開空地が一体となった歩道状の空地のこと。
ま	マルチテナント型物流施設	複数のテナントの入居を想定した物流施設のこと。
	メンテナンスサイクル	道路・橋梁・トンネル、河川・ダム、下水道などのインフラ長寿命化のため点検・診断・修繕などの措置や記録を、くり返し行う業務サイクルのこと。
	モビリティマネジメント	過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態へ、都市を少しずつ変えていく一連の取り組みのこと。
や	屋敷林	冬の季節風や火災などから家屋を守るため、住宅のまわりに植えられた樹林のこと。
	遊休不動産	店舗やビル、工場、倉庫や土地など、企業活動にほとんど活用されていない住居以外の不動産のこと。
	誘致距離・誘致範囲	公共施設を利用する人の誘致圏の示す距離のこと。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	性別や年齢、身体機能に関わらず全ての人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。
	用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
	用途地域	都市計画法第 8 条に定められた、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
ら	流域治水	雨水が河川に流入する地域（集水域）から河川等の氾濫により浸水が想定される地域（氾濫域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
	リノベーション	中古住宅に対して、機能・価値の再生のための包括的な改修を行うこと。これから転じて、既成市街地において、既存ストックの有効利用及び民間活力の活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図ることもさす。
	緑化審議会	小山市みどりのまちづくり条例に基づき、緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を審議する会。
	緑住集落地	新たな住まいの場を提供しながら、田園集落としての美しさをあわせて創出していく、小山市スタイルの市街化調整区域集落の位置づけ。
	緑地協定	都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間に渡る土地の所有者等が、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。
	歴史公園	特殊な公園で、その目的に則して配置するもの。
わ	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉。

小山市都市と緑のマスタープラン【全体構想】

小山市都市計画マスタープラン

小山市緑の基本計画

令和6年3月策定

発行 栃木県小山市

企画・編集 都市整備部 都市計画課・公園緑地課

〒323-8686

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

